

開会 午後 0時57分

○分科会長（赤堀 博君） 本日から決算審査を行うに当たり、審査を始める前に、長谷川市長が見えられておりますのでご挨拶をお願いします。

○市長（長谷川寛彦君） 改めて、皆さん、こんにちは。本当に9月に入り、雨が大分多かったですけども、ここ数日間は、大分、逆にちょっと暑い日が続いております。でも、何となく朝晩はちょっと秋の気配を感じられるようになりました。私の実家も新米の収穫が終わって新米を食べることができましたし、先だっては、田んぼアート、収穫祭ということで15回目の記念の収穫祭、今年も最初ですけど伺うことができました。

本当に田植えの時期も収穫の時期も昔と大分違う、なつじずかなんかは8月上旬ということになるのかなと思うし、静岡コシヒカリは8月の下旬ということで、大分早い新米がこの地域にはでるのかなと思っているところでございます。

一般質問、本当にありがとうございました。また、連日、慎重なご審議を賜りまして厚くお礼を申し上げます。今日、午前中は補正絡みの委員会ということで、午後からは決算ということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。説明につきましては、各部長、課長が対応させていただきます。大所高所からのご指導をよろしくお願ひしたいというふうにお願ひします。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、市長、これで退席されます。

○市長（長谷川寛彦君） すみません。よろしくお願ひします。失礼いたします。

○事務局（本間陽子君） では、ただいまより総務建設委員会の分科会を始めますので、ご起立ください。相互に礼。

ご着席ください。

では、分科会長からあいさつをお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 市長のほうから、稲刈りが大分早まったということですが、私も地元の自治会でボランティアを集めて2反歩の田んぼを借りてもち米を作って、それを敬老会の赤飯に配ったり、また、これには3世代のもちつき、コロナでちょっと去年はやりませんでした、敬老会への長寿の皆さんに心からのお礼ということで、ボランティアでそういう77歳以上の全員にもち米を配るといふようなことをやっておりますけど、1日汗だく

で大変な思いをしましてけど、また、おいしいもち米がいただけると思います。

それでは、午後の部、よろしくお願いします。

○事務局（本間陽子君） ありがとうございます。これからの進行を分科会長お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第36号令和3年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての総務建設分科会所管に係る項目について議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。課ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いをします。質疑の事前通知を提出している委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようにお願いします。また、発言する際には、必ず冒頭で、番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いをします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見についてはあとで予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、9月27日に開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

本日は企画財政部、総務部の審査を行います。

初めに、企画財政部の審査を行います。勝浦企画財政部長、所管の課名を述べてください。勝浦企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長でございます。本日の決算審査におきましては、企画財政部の企画政策課、営業戦略課、財政課、税務課、併せまして会計課の審査をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、税務課の決算審査を行います。質疑は、質疑通告書の順に行いますので、事前通知を提出された委員は、挙手の上、事前通告書に従い質疑をお願いします。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページで30ページ、収納管理業務費について、地方税統一QRコードによる収納のメリットは。また、対象税目決定の論点を伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。1つ目の地方税統一QRコードによる収納メリットにつきましてですが、納税者の納税の利便性向上があります。将来的には、全国

の金融機関窓口でも納付が可能となりまして、市外、県外など遠隔地でも納付ができるようになります。また、現在、国において、令和5年4月からQRコード読み取りにより、クレジットカードによる納付やスマホアプリ等を利用した電子決済サービスによる納付が可能となるよう準備を進めているところであります。クレジット納付、スマホアプリ納付につきましては、自宅でも納付が可能となるため、非接触で納付できるというメリットがあります。

2つ目になりますが、対象税目決定の論点についてになります。

まず、固定資産税、都市計画税及び毛自動車税の種別割につきましては、令和3年度の税制改正の大綱におきまして、令和5年度課税分から対応することが明記されております。QRコードの対応が必須となっている状況です。その他の税目につきましては、各地方団体の任意対応とされつつも、希望団体が発布する全ての納付書についても、共通納税システムで対応すべきということで国の考え方が示されております。

当市におきましては、先ほどご説明しました納税の利便性の向上と税目により、QRコード対応と非対応が混在するようなことで混乱が行らないように、このような考えから、市県民税の普通徴収と国民健康保険税の普通徴収につきましても、令和5年度課税分からQRコード対応とすることといたしました。なお、督促状につきましても、これまでは金融機関の窓口でしか納付ができませんでしたが、令和5年度からQRコード及びコンビニバーコード付きの納付書に変更しまして、納税者の利便性向上を図る予定で進めております。

以上になります。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。関連はいいですか。

では、次にいきます。

では、私から。徴収対策業務費、タブレットの31ページ、磐田財務事務所職員派遣による滞納整理に係る支援及び助言とあるが、その内容、また、効果はどのようなものかをお願いします。後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。1つ目の支援及び助言の内容についてですが、主には、市外に転出してしまった滞納者の実態調査を転出先の市町村に対して実施しまして、居住の有無や勤務先であるとか、年収等を把握するなどしまして、滞納処分に向けての準備作業を支援していただきました。

助言につきましては、市で抱える個々の滞納事案につきまして、県では士よりも抱える件数が多く、種類も多様であることから、それらの対応経験から助言をしていただいたり、また、助言ではありませんが、県で使用している調査様式を提供していただくなど、こういっ

た協力をしていただきました。

2つ目の効果のほどにつきましてですが、実態調査を集中的に実施していただいた結果、令和3年度は、令和2年度よりも282件多い528件の調査を行うことができ、その調査結果に基づきまして、差押えを239件、執行停止を313件行い、滞納額の縮減に貢献していただきました。

答弁は以上となります。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。関連はありますか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。たくさんの調査をされた差押えとかっていうことをされているんですけど、結構、払えるのに払わない方が多い感じなんですか。どうですか。分かります。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁できますか。後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課でございます。預金調査とか、財産調査をする中で、資産等が見つかるケースというのは確かにあります。その場合には、法に基づきまして差押えをして徴収してくような形で対応しております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はありますか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 先ほど528件の調査をしたということで、それっていうのは滞納者の全件の調査になるんですか。ピックアップしたものになるんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。調査528件につきましては、全数ではなくて、滞納者全員ではなくて、調査可能な部分についての件数になります。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） すみません。しつこいんですけど、可能なって言ったんですけど、不可能な場合というのは、もう全然わからなくなっているという状態のものを指すのでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。分からないということではなくて、対象件数が多いので、滞納して可能な範囲で調査した件数が528件という形になります。不可能ではないですが、職員体制であるとか、そういった制限がありますので、処理できた件数として528件という形になります。

○10番（西下敦基君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに関連はいいですか。8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） 今の関係ですけども、ここに差押え件数239件と、換価件数が457件、執行停止が何件というふうに明細を出しています。だから、幾つの対応をやってそのうちの何件って明細になると、すごくつじつまが合って分かりやすいと思うんです。これではそれが分からんもんで、結局500件のうち何件だという話になっちゃうんですけど、いわゆるそれ以上の母体をやっているわけです。その中で、いわゆる換価できたのが何件で幾らだというふうに、そういうふうに説明してもらおうとすごく分かりやすい。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。ちょっと今後の見せ方というか、表示の仕方ですが、内訳というか、数の内容がというか、物がどういうものかというのが分かるような形で工夫のほうはしたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） では、改善をよろしくお願いします。

税務課に対してのほかの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、次に会計課に移ります。松本委員、お願いします。

○17番（松本正幸君） タブレットのほうで12ページになります。会計管理総務費ということで、事業を起こすときに必ず歳出・歳入調書の会計書類、こういったものをするわけですが、監査の中でもちょっと指摘があったと思われるんですけども、この関係で、少し基本的に不備の状況があったということが言われているんですけども、この不備の状況と要因、それと、その対応策、こういったものを少しお伺いしたいともいます。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。令和3年度の歳入・歳出調書の予備調書の状況でございますが、歳出に関する年間調書総数が3万2,970件、そのうち不備調書ですが1,596件、不備割合は4.84%でありました。また、歳入に関する年間調書総数が1万5,762件、そのうち不備調書は70件、不備割合は0.44%でありました。

歳出調書と歳入調書に共通して最も多い不備内容ですが、摘要欄の軽微な記載誤りが多いです。こちらは起票者の認識不足と作成した調書の確認不足、さらには決裁者によるチェック不足が主な要因ではないかと思っております。

こちらの不備調書を削減するための対応策でございますが、不備調書数を毎月課別に集計しまして、その集計結果を年4回、全庁的に通知をしまして注意喚起を行いました。また、不備調書には謝っている部分を付記した上で、各課へ返戻するんですが、そちら、訂正した上で再提出するように指導をさせていただいております。返戻先を所属課長とすることで、起票者だけではなくて決裁者にも不備の内容の把握と再発防止に努めていただくようお願いしているところです。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問はありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。要するに、各課へ注意喚起というか、そういったことで行っているということなんですけれども、今の説明を聞きますと、歳出のほうはかなり件数が多いです。仮に、いわゆる歳出の調書が基本的に回ってこなかった場合の処理というのはどういうふう到现在しているのかをお伺いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁できますか。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。歳出の調書が回ってこなかった場合、本会計システムなんですけれども、会計課でも確認できるように、チェックできるようになってございますので、そちらのほう、調書のほうが作成されているのに回ってこないということがないかどうかの確認は取っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） ということは、システムを見れば分かるということになっているんですよね。

ですので、支払いとか、こういったものが遅れるということはないわけですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 支払いのほうですけれども、それこそ会計課のほうでも指導しているんですけど、支払いの期限なんですけれども、会計課のほうで適正な会計処理についてということで県のほうから指導もあるものですから、そういった通知とか、決まりによると、請求を受けた日から工事代金については40日、その他給付に対する対価については30日以内に執行をなささいということで決まっているものですから、その辺、請求書を受領した際は速やかに調書を起票していただいて、決裁を経て会計課へ届くようにという形で依頼はしているものですから、会計課でもチェックはしておりますが、各課でもチェックしてい

ただいて、支払いのないよう、遅れないようにということに努めております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番。ヒューマンエラーというか、そういったものがほとんどだと思いますけれども、やっぱり注意と指導、こういったものの喚起をできるだけして、スムーズな会計処理ができるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 会計課に関する質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○分科会長（赤堀 博君） それでは、会計課の決算審査を終了します。

ここで職員が入れ替えをしますので。

それでは、続きまして、企画政策課の決算審査に移ります。

質疑通告書の順に行いますので、事前通知を提出された委員、10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。2款1項1目の庁内情報システム運用費、タブレットで、説明資料で5ページです。RPA及びAI-OCRの活用について、システムを組むのは委託しているのか、職員で構築しているのかということと、あと、委託している場合は費用についてどれぐらいかかっているのかお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。庁内情報システム運用費のご質問にお答えします。

RPA及びAI-OCRのシステム構築及び委託費用についてですが、RPAのシナリオを作成につきましては委託で対応をしております。委託費用については、ソフト利用料とシナリオ作成等の運用支援として、年額285万1,200円で契約しています。

AI-OCRにつきましては、読み取り設定等を職員が行っており、委託はしておりません。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。なかなかシステムを組むというのは、RPAは職員では難しいということかということと、あと、今、年額285万円っていうので、おおむね何件ぐらいシステムをくんでもらえるような感じなのかお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁をお願いします。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。まず、職員ではシナリオ作成ができないのかについてですけれども、ある程度はプログラムを組むことが知識があれば作成することは可能であると考えますけれども、委託しているS Eの作業時間よりも大幅に作業時間が増え、また、職員の負担の増加が想定されます。また、人事異動等により、知識のある職員が異動してしまうと業務が停止してしまうことも考えられますので、本市においては委託により作成することとしております。

それと、年間のR P Aの件数ですけれども、去年は8業務ほどR P Aのほうを実施しております。それで、R P Aの運用支援、委託をしているわけですが、シナリオ作成に係る支援時間は年間110時間程度、打ち合わせ等も含みますと年間170時間程度の運用支援を令和3年度には受けております。実績としては8業務ではありますが、できなかった業務、R P Aの活用を検討したけれどもできなかった業務もありますので、打ち合わせ等も含めると、時間としては170時間程度の支援を受けたということです。

以上です。

○10番（西下敦基君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。同じ項目で。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。同じ事業なんですけれども、テレワークとウェブ会議の実績は。また、R P A等の既存システムの活用は可能だが、まだ活用できていない業務はどの程度あるか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。テレワークとウェブ会議の実績及びまだ活用できていない業務はどの程度あるかについてですが、テレワークにつきましては、総務課で所管をしておりますが、1年間で延べ160人の実績があり、ウェブ会議については1年間で約1,490回の端末利用がありました。

まだ活用できていない業務数についてですが、R P Aなどのシステム活用につきましては、各課において活用業務の検討をしておりますが、業務の総数が分からないため、活用できていない業務数は把握しておりません。

R P Aは定型的な業務について職員の負担を減らすことはできるシステムですので、今後も積極的に活用するよう各課に周知してまいります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質はありますか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。活用できていない業務、数で答えるのは難しいと思うんですけど、結構、もう活用が進んでほとんどできているのか、あるいはまだもうちょっと伸びしろがあるんじゃないか、大体でいいので、そういったことが分かったら教えていただきたいです。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。永田企画政策課主幹兼ICT推進係長。

○企画政策課主幹兼ICT推進係長（永田貴久君） ICT推進係長でございます。よろしく申し上げます。

現在のRPAの活用の部分ですけれども、実際、今、各課においていろいろな業務について検討をしていただいております。実際、活用はできるけどまだRPAには至っていないという業務もあるかと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。関連はいいですか。

次、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページで9ページ、ICT政策推進費について、多言語コミュニケーションサービス等の具体的な試験内容と結果は。また、試験を既に行ったにも関わらず、引き続き検証するのはなぜか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。ICT政策推進費のご質問にお答えします。

多言語コミュニケーションサービスの試験内容と結果及び引き続き検証するのはなぜかについてですが、試験内容につきまして、小笠北幼稚園において、多言語同時翻訳アプリのことつなを利用した情報伝達、情報共有を行うことで、言語の壁を取り払い、円滑なコミュニケーションを取ることが可能かを検証しました。結果につきましては、急な保護者への連絡や簡易なやりとりが可能となったことで、一定の成果があったと考えております。

しかしながら、園からの連絡については、翻訳され、送信されますが、双方向のやり取りにつきましては、一部翻訳ができないなどの報告があり、また、年度によって在園児の国籍が変わることもあるため、複数年にわたり検証することで、様々な課題の拾い出しができるものと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。確認なんですけど、ことつなというのは、冷蔵庫か何かにはペタってQRコードを貼ってそれを見るやつのことなのか。そういった話が前にあったんですけど、それのことなのか。それじゃなかった場合、ペタッと貼るやつはどうなったのか、それも伺えればと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。ペタッと貼るのは、スマートプレートのことだと思います。これについてどうなったかということによろしいですか。ちょっと答弁が変わります。すみません。

○分科会長（赤堀 博君） 永田係長。

○企画政策課主幹兼ICT推進係長（永田貴久君） ICT推進係長でございます。こちらの冷蔵庫に貼るマグネットタイプ、スマートプレートというものになりますが、こちらにつきましては、今現在も幾つかの自治会において利用をさせていただいております。こちらにつきましても、何件かの接続等がございますので、今現状、引き続き利用を進めているところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。これからも検証していくということだと思うんですけど、ことつなとスマートプレート、大体いつ頃から実際に本格運用になるのか、そういったスケジュールというのがあれば伺えればと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。ことつなとスマートプレートの今後の活用についてですけども、すみません、ことつなについては令和2年度から、スマートプレートにつきましては令和3年から活用について検証のほうを行っているところです。どちらも多言語同時翻訳アプリにつながるものなんですけども、そういったアプリの制度というのは日々進化しているものですから、引き続き期間を設けずに、ことつなについても、スマートプレートについてもちょっと検証をしながら、ことつな、あと、スマートプレートに限らず、新しいそういった多言語同時翻訳アプリについてもちょっと研究をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 永田係長。

○企画政策課主幹兼ICT推進係長（永田貴久君） ICT推進係長でございます。すみません。スマートプレートの開始ですけども、令和2年度から始めております。

以上です。すみませんでした。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はありますか。

それでは、次、4番目、松本委員、お願いします。

○17番（松本正幸君） 17番です。タブレットのほうは10ページになります。事業名が行政評価推進費ということで、事務事業評価の目的、それから、活用方法並びに活動指標と成果指標の考え方は何か。それから、システム構築の完成はいつになるか。成果や効果の見える化とは具体的にどのようなことか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。田中企画制作課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。行政評価推進費のご質問にお答えします。

初めに、事務事業評価の目的と活用方法についてですが、事務事業評価の目的は、限られた行政資源を効率的、効果的に活用していくために、事業の必要性や効果等を客観的に検証し、総合計画の基本目標に向かって無駄なく大きな成果を生み出すことを目的としています。

活用方法ですが、評価結果は次年度予算の方向性の確認などに活用し、また、評価で記入された事項は、今、皆さまがご覧になっている事業成果書のほうに活用をしております。

次に、活動指標と成果指標の考え方についてですが、活動指標は、行政活動の結果を表す指標で、成果指標は、行政活動により市民の方が受ける成果や効果を示す指標としております。

道路整備事業を例にして申し上げますと、道路整備延長距離が活動指標で、道路整備による渋滞緩和率が成果指標となります。どれだけの事業、サービスを提供し、その結果、どのような成果がもたらされたのかを重視し、評価指標としています。

次に、システム構築の完成はいつになるか、成果や効果の見える化とは具体的にどのようなものかについてですが、システム構築につきましては、令和3年度評価結果を元に令和4年度中に微調整をし、今年度中の完成を予定しております。また、成果や効果の見える化とは、目標値や成果指標を数値で設定することで、各事業の効果を客観的に比較、評価することを可能とするものです。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質はありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今、説明があったんですけども、いろいろ各地方自治体でこの事務事業評価システムの違いが少しあるように思われます。こういった違いについて、菊川市としてどのような改善の考え方を今現在しているのか、お伺いをしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。勝浦企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。行政評価、私が企画政策課長のときに導入したこともございます。

当時、なかなか県内でも事務事業評価まではやっているところはありませんでしたので、そもそも財務会計のシステムを変えるときに少しこのことに取り組もうということで、そのときに検討をして、当時、関東圏の市町に担当が行って、やっているところを見ながらそこでやりましたが、ほかにもやっているところがあるんですけども、まずは客観的に評価ができるように、それから、コストがどういうふうに反映するか、そういったところに着眼を置いて、なるべくこれが効果的になるようにという主眼のもとに、作成を始めましたので、今、評価が2年度分、3年度分、やっと2過年度分、入力したところでありますので、先ほど、今年度微調整をしてというのが、これで、令和4年の分が入ってくれば、これで経年変化のところの数値まで戻ってくるということがありますので、つくるところに関しては、関東圏の方に二、三の視察に行きましたので、そこを見ながら。それから県内だと、確か、八木君がちょっとやっついて、例えば、人件費のコストどうするんやろうと、俺もそこはまだ入っていなかったりというところがありましたので、その集計の仕方、そういったものが、少しコンポストにというところの観点で、今、入れていきたいということで、現在の様式を離れて、今、2年が経過したというところでもありますので、これをまた、どういう風に、本当に評価に、まず使っていくためにはどういったところがよいかというところはまた、もう少し検討が必要かなと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問、17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 先ほど、課長のほうから評価の目的、こういったものの説明がありましたけれども、本来でありますけれども、市民の満足度の高い行政サービスの提供ということを考えているならば、本年度中にシステムの構築が見られるということでもありますんで、ホームページ、こういったものを、できるだけ市民の皆さんに知らせるようにしていくのが本来だと思いますんで、その考え方をお伺いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長でございます。ホームページへの総合計画の進捗状況の報告につきましては、令和3年度の進捗状況報告書の、本年度につくりました令和3年度分につきましては、進捗状況報告書の概要版、それと進捗状況報告書、取りまとめたもの、それと政策評価シートと施策評価シートにつきましては、ホームページ上で公開をしているところです。

事務事業評価シートにつきましては、政策評価シートは28シート、施策評価シートについては96シートという数でありますけれども、事務事業評価シートにつきましては、150事業ほどあります。それと、先ほど、部長もおっしゃっていましたが、行政評価システムは令和2年度に導入をして、事務事業評価シートへのコスト分析であるとか人件費の入力が、令和3年度の決算から開始したばかりで、まだその複数年の実績ができていないような状況もありますので、シート150というかなりの数ありますので、こういった公表の仕方がいいのか、例えば、取りまとめた、ちょっと一覧にして公表するのか、550の事業評価シートをそのまま貼り付けるのがいいのか、そういったこともちょっと今後検討して、公表については、公表の仕方についても併せて検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。この評価シートの案件については、合併の当時だと思いますけれども、1課1事業の評価を恐らくしているんじゃないかなという感じをするんですけれども、それ以後、大分年代がこう、年数が過ぎておりますけれども、それなりにやっぱり進化を書く自治体をしているわけでありますよね。

やっぱりそういった、見直すべきところは改善するっていうような、やっぱり姿勢にならないといけないもので、ちょうどいい議会だなっていう感じを受けているものですからね、システムの構築という点からいって。

そういうことで、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。これはあくまでも要望です。

○分科会長（赤堀 博君） 質疑があります。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページで28ページ、出会い結婚サポート事業について、出会いサポートセンターの登録のPRはどのようなものを検討しているか。制度を知らなくて、戸籍窓口で知った新婚さんはあったのか、ふじのくにでサポートセン

ターに登録した会員で、めでたくゴールインした会員はいたのかを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁をお願いします。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。出会い結婚サポート事業のご質問にお答えします。

初めに、出会いサポートセンターのPRはどのようなものを検討しているかについてですが、これまでも広報誌をはじめ市ホームページ、LINE等のSNSでPRを行っております。また市役所や図書館等の公共施設へチラシの配付も実施いたしました。今後も広く出会いサポートセンターを知っていただけるよう周知に努めてまいります。

次に戸籍窓口で知った新婚さんはいたのかについてですが、結婚新生活支援事業費補助金を申請した方へ、制度を何で知ったかの調査を行っていないため、市民課窓口で知った新婚世帯数は把握しておりません。

補助金制度の周知につきましては、市民課窓口で婚姻届出時にチラシを配付したり、自治会への回覧やSNS、新聞で周知するなど、幅広くPRをさせていただきました。

次にゴールインした会員はいたのかについてですが、令和4年8月10日現在、本市の同会員数は35人となっていますが、これまでのところ結婚されたという情報はございません。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 次は、小林委員、お願いします。

○7番（小林博文君） 小林です。2款1項7目水道料金軽減事業です。タブレットが説明書29ページ。紙の27ページになります。

この中で、市内給水事業者から給水を受けている世帯は申請手続が必要とあり、申請しなかった50世帯への救済はないのでしょうか。また、この申請しなかった世帯等の理由はどのような内容か、伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画生活課長です。水道料金軽減事業のご質問にお答えします。

初めに、申請をしなかった50世帯への救済はないのかについてですが、市内給水事業者から給水を受けている世帯は、菊川市水道料金軽減補助金交付要綱に定められた申請手続に基づき、補助金を支給しました。応募要項では申請期限以降の申請について救済する規定は設けておりません。

次に、申請しなかった世帯の理由についてですが、理由の聞き取りは行っていないため、

把握をしておりません。対象世帯には申請書を個別通知するとともに、ホームページ上でも制度の周知をしましたが、申請率が75.85%となりました。なお、本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し実施したもので、企画政策課で予算計上しておりますが、水道課において事業実施主体として実施したのになります。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） ちょっと申請の書類を送付したということは、市のほうには把握できているはずなんですけども、市内の水道、市の水道を使っているところを把握していて、申請なしに減免されるんですけど、送ったところを把握しているのであれば、その基本料金等が承知できれば、その辺は、何ですか、減免というか、それをやっぱり振込とかということがあるんでその申請が必要なのか、どうしてその申請が必要なのか、これよく分からなかったんですが、そこはどういう関係なんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。減免につきましては、当市の水道事業に乗っている世帯になりますので、その軽減作業を行えばいいわけですが、市外給水事業者から給水を受けている世帯については、例えば口座情報であるとか、そういった個人情報も分かりませんし、菊川市でいう、要は基本料金相当額を補助するということですので、あくまでも本人から申請に基づいて補助金を出すというような仕組みで行いましたので、申請をしていただいて補助金を出すというようなことになります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） もう一つ。

河城の沢水加、畑総地区、畑なしというところですが、牧之原の水道、あなたこういう書類来ているでしょう、減免のあれがあるよ、えっ、じゃあ菊川で住んでいて牧之原から来ているのに、何のことかよく、しっかり読んでくれれば分かるのに、それを理解されていない人がいて、この中に申請をしなかったという人があったなというようなことで、書類をしっかり読んでくれりゃ理解できたんでしょうけど、そんなところで多少申請されなかった世帯もあると。

そんな難しい内容で送ったわけじゃないでしょうけども、多少理解をしていない方があったということがありました。

次、小林委員。

○7番（小林博文君） ちよっとくどくなって申し訳ないですが、もう来なかった時点でそのまま書類終わりなのか、送っていますけど確認しますかみたいなのは、もう出さんというか、はがきでもいいんですけど、そういったのは出さなかったんでしょうか。その辺のところを教えてください。

○分科会長（赤堀 博君） 田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。

市街給水事業者から給水を受けている世帯につきましては、先ほども申し上げましたとおりで、電話等の連絡先の個人情報把握していない世帯があったようで、中には連絡先の分かる世帯もあったもんですから、分かる範囲内で電話による申請の催促も行ったというふうに聞いております。

また、宛先不明でその通知が帰ってきてしまったような世帯もあったようですが、そこについては再調査をした上で、申請書類の再交付を行ない、うち4件について申請があったんだと、9件について再調査を行なって、書類の再送を行って、うち4件については申請があったというふうに聞いております。

ですので、50世帯全部に対しては、全てやり切れたかということと、そこは分かりませんが、そういった対応もして行ったというふうに聞いております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 7番です。地方交付税と国庫支出金についてお伺いします。

総括表のほうの、タブレットの4ページ、紙ベース2ページをお願いしたいと思いますが、この表の中でいきますと、令和2年度に比べて普通交付税が大幅に増加しています。7億3,360万7,000円です。及び国庫支出金のほうが大幅な減と、ちよっと予測がちよっと思うんですけど、37億3,532万1,000円の減、こちらの2つの要因についてお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。小林委員の普通交付税の国庫支出金の増減要因についてですが、まず普通交付税の交付額が大幅に増加した要因につきましては、大きく分けて2つの要因があります。一つは、通常の算定の中で基準財政需要額が増加し、基準財政収入額が減少した影響によるもの、もう一つは、国において普通交付税の原資となる国税収入が当初の見込みを上回って確保されたことに伴って、12月に追加交付が行われることによるものです。

それぞれの影響額は通常の算定における影響額がおよそ3億7,800万円、12月の追加交付によるものがおよそ3億5,500万円となっております。

令和3年度分の通常の算定におきましては、基準財政収入額がおよそ2億6,304万円の減、基準財政需要額が5億5,100万円の増として算定されました。

基準財政需要額と基準財政収入額の単純な差額では、およそ8億1,400万円の増となる計算ですけれども、そのうち、3億8,300万円が臨時財政対策債の発行可能額に振替られており、前年度あった錯誤措置額5,500万円でありますとか調整額などを差し引いた高額ベースの増では、先ほど申し上げた3億7,800万円となっております。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で市民税の法人税割でありますとか、個人市民税の所得割、これは減収の算定をすることということで、基準財政需要額となっております。

需要額のほうは、市立保育所給付費関連の算定額が増えて、社会福祉費が伸びてでありますとか、令和2年度に借り入れた地域振興送付基金分の合併特例債の償還額などが公債費で参入が始まったということで、公債費が伸びたでありますとか、各費目が測定単位となっております国勢調査人口の数值が、平成27年度分から令和2年度調査の速報値に置き替えられた、そういったものの影響で収入額が減って需要額が増えているというような状況がございます。

次に、12月の追加交付ですけれども、こちらは基準財政需要額のほうに、新たな算定項目の追加が行われ、それと当初の算定調整額として減額された分が復活するという、再算定が行われました。

再算定の内訳としては、需要額として臨時経済対策費におよそ6,900万円、臨時財政対策債償還基金におよそ2億8,000万円を追加され、調整額が600万円復活しております。

以上によりまして、普通交付税全体では、約7億3,400万円の増となっております。

次に、国庫支出金が大幅な減額となった理由としましては、令和2年度に特別定額給付金関連のその支出金の中のおよそ49億円ありましたが、それは令和3年度はなくなったと。一方で、令和3年度に増えたものとして、子育て世帯臨時特別給付金がおよそ7億3,600万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金がおよそ2億4,500万円ほどの増となっておりますので、全体としては37億円の減という形になりました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 再質、ないね。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。すみません、12月の追加交付のところで、新しい算定項目が増えたというのはどういったことの算定条件に入ったんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。新しい算定項目として、臨時経済対策費という項目と、あと臨時財政対策債償還基金というものが設けられました。臨時経済対策費は、国のほうでその時期に合わせて追加で経済対策の事業をやって、その地方負担分を、ここの国税の追加交付で財源として充てるということで、その分が6,900万円でした。

臨時財政対策債の償還基金費のほうは、本来、もともとそのお金が来るって分かっていたら、臨時財政対策債に振り替えないで済んだ額があったんですけど、もうそれについては、借りちゃっている団体は借りちゃっているものですから、その分、追加で交付するので、もし臨時財政対策債をまだ借りていないところがあれば、臨時財政対策債を借りないで、その分、追加交付されたお金を使って財政運営をなささいというような、そういう目的で追加交付されたものです。

菊川市は、もう臨時財政対策債をその時点で全額借りてしまっていたものですから、それについては、減債基金のほうに積立てさせていただいて、今後の財政対策債の償還のほうに充てると、そういうような措置をさせていただいたところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 松本委員、お願いします。

○17番（松本正幸君） 17番です。タブレットのほうで6ページ、行財政改革推進費ということで、ここに説明資料の中にももらったものなんですけれども、基金の新たな運用方針策定による運用益の確保とPFI手法の優先的検討規程の策定、こういった設定にいたった経緯と今後のスケジュール、具体的な内容について説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。松本委員の行政経営上の課題としての基金の新たな運用方針策定による料金の確保とPFI手法の優先的検討規程の策定の設定に至った経緯と今後のスケジュール等についてですけれども、これまで大綱でありますとか方針等を定めて、本市は行財政改革の推進を図ってまいりましたが、令和4年度からの新たな方針として本市が保有する人、者、金、情報及び地域資源を活用し、最大限の成果を上げる行政経営を進めていくという考えのもとに、本年3月に菊川市行政経営推進方針2022を策定

しました。

この方針の中では、行政経営上の方向性を示すものとして3つの視点を考えて、それらの視点に基づき、特化して推進する必要がある行政経営上の課題を行政経営課題として徹底し、行政経営課題活性プロジェクトという形で、課題の理解を図っていくということとしております。

令和4年度におきましては、今回その新たな方針により進める初年度に当たることから、今後の進め方のモデルとしていくよう、企画財政部が中心となって進める今回の2件を市長が本部長を務める財政改革推進本部会に提案し、承認を得る中で、課題として設定をいたしました。

それぞれの課題をなぜ設定したかということでございますけれども、まず基金の運用のところに関しては、これまで長期財政計画の中でも資金の効率的な運用を積極的に推進するというようなことを掲げながらも、推進役を担う担当課がちょっと不明確で、検討がこれまでもなかったことと、あと低金利の状況が長期間、続く中で、他団体においては既にこういった取組が行われておりますので、本市においても早期に具体的な取組を進めていく必要があると、こういった認識のもとに提案をさせていただきました。

こちらにつきましては、現在債権運用等を含めた資金運用をこのための方針の策定に向け、関係課であります会計課と財政課において、知識の共有でありますとか、運用方針案の検討を進めているところでありまして、今後、地方公共団体金融機構の地方支援業務の一環として派遣されるアドバイザーから助言をいただく中で、本年度中に資金運用方針の策定と運用体制の構築を行ってまいります。

次に、PFI手法の優先的検討規程の策定につきましては、k 法律的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、新たな公機関の創出でありますとか、民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備に民間の資金、経営能力、知的能力を活用していく、そういったことも重要であり、今後の公共施設等整備において、市が主体となって発注等を行なう今までの方式に合わせて、PFI手法の導入の有効性、それを検証した上で事業の実施の方向を、検討を進めていくことが必要であるということ、これまでもちょっと意識してきたところです。

しかしながら、本市においてはこの導入の有効性、それを検証を行うような仕組みが整っておりませんので、それについて早期に仕組みづくりを進めていくことが必要であるという考えのもとに、今回提案させていただいたものでございます。

こちらのテーマにつきましては、内閣府が実施する地方公共団体に対するいい具合の優先的検討規程運用支援事業の支援対象団体として決定を受けましたので、国から派遣される支援事業者による支援を受ける中で、先月、第1回目の打ち合わせを行わせていただきました。

今後、庁内での勉強会でありますとか検討規程の内容を詰めていき、今年度中に本市の団体としての希望に合った形で検討規程を策定するという、そのような予定で進めております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。再質問ありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。確かに内閣府のほうから、令和4年度PFIに関する支援対象の決定についてということで、令和4年4月21日に、民間資金等活用事業推進室のほうから10団体、要するに、先ほど言いました優先的検討規程運用支援の案件に対する10団体、静岡県としては湖西と菊川市が決定しまして、通知が来ております。

果たして、この検討規程の運用支援ということなんですけれども、実質的に国のほうとして、内閣府のほうとして、何を支援してくれるのか、そのところが少し明確になってないような気がするんで、そのところの説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長です。内閣府のほうで支援していただくのは、PFIと優先的検討規程ということで、その市で公共事業等を実施する際に、そこに市が発注主となって市が、職員が直接こうやるというやり方と、それとは別に、民間の資金でありますとかノウハウ、そういったものを導入して、そういったところの力を借りてやるかという、そのところを、どの事業に対してそういったことを適用して、PFI手法を考慮した上で、その中で市が自分で発注してやる、それともPFI手法で民間での力を活用してやっていくのか、そういうものを判断するための運用規程をつくる。

なので、今まではそういったものを、じゃあこの事業に対して、例えば、東館を造るときに、東館を今、市が主体、市が発注主となってやっていますけれども、それをつくっていくといったときに、市が発注するという方法と民間の力を借りて整備して、運営していくという、そういうことも考えた上で、じゃあちょっとこれはPFIの手法じゃ難しいから市が発注したほうがいいねと、そこを判断するための規程をつくる、そういったものを支援していただけると、そういう内容となります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。ということは、規程をこれから本当に策定をして、作って、運用していく場合、その進捗に合わせた支援をしてくれるっていう解釈でよろしいんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 進捗っていうのは……

○17番（松本正幸君） その運用規程の中で運用を定めて、その運用に関する進捗によって何らかの形がこう生まれてきますよね。こういうのもやろうって。その支援をしてくれるっていう解釈でよろしいですか、国のほうが。

○財政課長（相羽康一郎君） そうです。その部分は、その運用規程をつくる部分に対して支援をしていただけるというものです。

○17番（松本正幸君） 分かりました。それともう一点、もう一点です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。恐らくもう考えられているかと思うんですけども、この規程の対象とする手法、手法ですよ。よく言われる衛生施設組合のほうもそうなんですけれども、包括的民間委託、こういったものも入ってくるんじゃないかなと思いますし、公共施設等の運営方式、それから指定管理者制度、こういったものが入ってくるかと思うんですけども、今、考えられている対象とする手法はどういうものを考えられていますか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。寺田財政課資産経営係長。

○財政課資産経営係長（寺田佳弘君） 資産経営係長です。よろしくお願いたします。

今、松本議員のほうからご質問があったんですが、大きくいいますと、全てPPPという手法の中の一つにPFI手法が位置づけられておりますので、PPPのやはり指定管理ですか、そういったのは今、松本議員がおっしゃった手法が既に入っておりますので、そういったことも含めた中で、PFIを取るのか、指定管理を取るのかということ、この規程をつくる上で決定している、という形になっていると思います。

以上です。

○17番（松本正幸君） これからですんで、またしっかりと規程をつくってほしいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連で、10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。それと、基金の新たな運用方針策定による運用益

の確保って、具体的に考えると、それこそ株を買うとか、それかあと基金を半分もう市債を返済しちゃって、利息が減らせるとか、大まかに言うとうどいった感じになるんでしょうかね。余り方策はないような気がするんですけど。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。基金の運用、果たして西下議員おっしゃるように、余りこう選択肢がたくさんあるわけではないです。やはり、公の資金ですので、株を買うとかというのはちょっとやっぱりできませんので、国債でありますとか地方債、そういったものを基金の取り崩しがしばらくされない部分、そういったもので国債か地方債を買って長期間保有して、それによって利息の部分の運用益を、今、菊川市は、基金は定額定期預金で利用しておりますので、その一部について、補助金以外の方法で運用することができないか、そういうようなことをちょっと考えているというようなものとなります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 続いて、渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。同じ事業についてなんですが、令和2年度までは菊川市行財政改革推進懇話会の会議資料などがホームページに公開されていましたが、令和3年度以降の行政改革推進に関する市民への公開状況を伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。渥美委員の行政改革の状況の公開状況でございますけれども、令和2年度までは、菊川市行財政改革推進懇話会の資料をホームページに公表させていただくと、そういう形で財政行政改革推進の状況を公開させていただいてきたところです。ですが、令和3年度以降につきましては、懇話会を普及、浸透したことや、行政経営システムによる評価の導入などにより、ホームページ上で資料の公開の仕方を変える必要が生じているというようなこともありまして、ちょっとすみません、掲載内容が十分なものと今なっておりません。申し訳ございませんでした。

今、市民の皆さまに分かりやすい形でちょっと公表できるよう、ホームページへの掲載の準備を進めておりますので、申し訳ございませんが、今しばらく時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですね。関連、9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今の渥美委員の質問ものすごく重要なことだと私は

思っています。令和3年度のときも、その件に関して窓口にもおじゃまして、どうなっていくんだと、何度も話をしてきました。この決算書によりますと、事業の概要というところに市民代表等で構成する菊川市行財政改革推進懇話会と、これを核として推進を図ると書いていますよ。これを、誰の判断で令和3年度、やめているのでしょうか。この責任の所在を教えてください。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁できますか。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。行財政改革推進懇話会につきましては、委員の皆さんの任期が令和2年度末で終了となるということと、あと今の、令和3年度までの新行財政改革推進方針に基づく実行計画の終了年度が令和3年度までになるということで、ちょっと令和4年度以降については、今までの行革の進め方とはちょっと違った形でやっていくことが、これまでのやり方でやっていくのは、もう変えていかなければいけないという認識のもとに、行革の懇話会の皆さんにもお諮りする中で、令和2年度以降のその行革の方の進め方については、配付する形でやっていきたいということで、懇話会の皆さまにもお諮りする中で誤解をいただく中で、令和2年度末をもって委員の皆さんの任期をもって終了とさせていただいて令和3年度は休止に、令和4年度からは方針に基づいてやっていこうと、そのような形をとっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。確かに今後の行政改革の進め方というところに、ホームページにも出てはいるんですけど、CAPDoの前期、中期、後期、令和3年度末ですよね、後期が。それで、今も渥美議員の言うように、令和3年度に何の公表もされてない、これはどういうわけですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。先ほどちょっと渥美議員のところでもご答弁申し上げたとおり、ちょっとそこについては私どもの方で、今まで行革の推進懇話会の資料としてホームページに掲載するという、そういうサイクルでやってきたところがあったもんですから、3年度についてちょっとそういった部分を掲載することができなかったというところについては、私どものちょっといたらなかったところだと、そのようなものでございます。

ですので、ちょっとその辺については、私どもの責任でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。そうしますと令和3年度の後期のまとめをこれから発表するというのでいいんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。令和3年度分の後期の実施状況については、今後ホームページ等のほうに掲載をさせていただきます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 先ほど、説明の中で、菊川市行政経営推進方針2022という発表がありましたけれども、このメンバーというものはどういうメンバーですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。先ほどの行政改革推進方針というのは、それは、今、いわゆる方針でございますので、それはちょっと、メンバーということではなくて。

こちらにつきましては、行政経営推進本部会という組織があって、そこが、その推進をしていく組織としてございます。こちらについては、市長が本部長を務めて、部長、各部長が本部員という形を取っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 今の回答ですと、市長を本部長としての、職員でやるというお話ですよ。先ほどのね、事業概要のところでの、市民代表等で構成するという、この重要なこと、これが入っていないですよ。それでいいんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。

こちらの決算の事業概要書は、3年度の事業概要となっております。これ、その事業の目的とか概要等については、令和2年度末に、その予算の説明資料として、そのときに設定されている内容をそのまま決算のときにも引き継いでいますので、令和3年度の当初予算の編成時においては、行革推進懇話会を令和3年度についても継続してやっていくのかどうかというところはまだ決まっていなかったもので、令和2年度の状況で継続するというので、

このような、その書き方になっております。

ですので、ちょっと3年度の実態と2年度の――すみません。2年度の年度末に想定したものとちょっと異なっておりますので、そこはちょっとすみませんがご理解を頂きたいと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

菊川市の行財政改革のまず一番の上位は、総合計画ですね。そして、その下に、その今言うキャップ・ドゥ、そして菊川市の行政改革推進方針があるわけです。これは同等で、対になっているわけですよね。これを、1年間、誰の判断で止めたのか、私は非常に責任が重大だと思っておりますよ。

行政マンだけでなく、一般知識人のね、経験豊富なスキルを持った方々に、行政改革を見てもらうと。絶対に必要なことで。行政がつけておりますこの他市のこと、12のうちの7つの市なんかは、やっているわけです。やはり私は、行政マンだけではなくて、何かというと、いろんな、懇話会でも何でもそうですけども、知識人を入れます。もう基本的なこの行政改革についてね、それを入れてないということは、私は、問題だと思うんですけど、その点、部長、どういうふうに考えているのでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。

いろんな分野において、専門的な委員を、あるいは委員会をつくってやっているということがございますが、行革の懇話会につきましては、合併以後、特に国からも「行革については、こうやりなさい」という指導がありました。それ、平成の24、25年で一度切れているんですが、菊川市においては継続してやっていこうということで、ずっとこれまでやってまいりました。

ここで、CAPDoのところでもまあ一区切りなので、今までやったことも、この行政経営方針の中には、今までやってきた視点も忘れずにというところで、その今までやってきたことも今後も継続していくということと、新たに、こういった特例の課題についてやっていくというように記されております。

そういった中で、この外部委員がいなくなるとき――外部委員、懇話会を今設置しないということについては、当時の、先ほど財政課長の話にもありましてとおり、当時の懇話会の

委員さんにもお話をしながら、新しい経営方針というところで、やっていこうと。まあ、行革をやめるというわけではありませんし、それは代表的なところで、これから自走でできるんじゃないかというところで今やっております。必要となります例えば総合計画の審議会であるとか、それぞれの個別の審議会等もございますが、行革に関しては、そういったことで今現在の方針となっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

今の回答ですと、今後その懇話会は、もうやらないということですか。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。

新しい行政経営方針の中では、その今までのCAPDoのように、総花的なメニューではなくて、ある一つの、1つ、もしくは2つとかというテーマを特化して、そこに集中的に取り組んでいくということをやっていくというふうに考えております。

その集中的なテーマについて取り組む際に、有識者でありますとか市民の代表の皆さまとか、そういった方々のご意見を伺う必要があるときは、そういった方々を外部の委員さんとしてお招きして、ご意見を伺っていくと。そういうことはやっていくということで考えておりますので、全く、内部だけでやるというつもりではないことはちょっとご理解頂きたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

私が一般質問でやりましたように、CAPDoでは40年計画を立てて、毎年12億が不足するという計画を出しています。ところが、この前の回答ですと、それを10年計画に変更して、そうすれば、年間30億しかかけなくていいと。そういうのがお話でしたよね。

要するに、行政が、そういった懇話会の話をも、いいように解釈をして、自分たちがやりやすいように、変えてしまっていると。私は、これは問題を先延ばしにしているにすぎないと、そういうふうに思うんですけどね。私はこういうことが、ほかの事業についても、いっぱい言えることが出てくるんじゃないかと、そういう点を危惧しているわけです。我々議会として、私は1人の議員としてね、持続可能な菊川財政が保てるかどうか、それを心配している

んですよ。

もし、懇話会をなくしてでもそれができるといふ、確実な保証があればいいですよ。私はそれほどの考えを持っている方が、懇話会に出ている人以上の方がいるとはね、いるかもしれませんが、いないかもしれません。やはり、そういった意味では、私は懇話会は重要だと、重要な組織だと、思っています。ぜひ、その辺のところ。やはり、市の職員と一般社会人と知識人と、そのスキルの経験の違いというものは大きいものがあると思いますのでね、ぜひ今後考えていただきたいと思います。

いいです。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、次行きます。

私から。2款1項1目、同じですが、今、事業の成果がね、ここに過去最高の590件の事務時間削減、経費削減、収入増加があったということですが、具体的に何か1、2、上げていただけるものがあつたら、ということ。

いいですか。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。

事前のご質問とは別のご質問のほうにお答えすればよろしいですか。

<発言する者あり>

はい、すみません。

令和3年度のその業務改善で、優秀賞として選ばれたものについては、コロナウイルスの関係のワクチンの予約接種のシステムの住民移動データ、これをですね、手作業で作業していたものを、RPAを使いまして、その手作業の時間を省いたというところで、作業時間が大幅に削減されたというものが最優秀の業務改善として表彰されました。

それと、風疹のクーポン券を送るのにですね、再発行をしていただくのに、今までは、再発行の申請で電話でお問合せいただくか、けやきの方に来ていただいて申請していただくかというような、そういう仕組みだったんですけども、こちらについても、電子申請の仕組みを取り入れて、ホームページから申請することで、その風疹のクーポンを再発行できるように、そういうようなもので、デジタル技術を活用して、その処理時間を少なくしたりだとか市民の利便性を高める、そういったものが今回は優秀賞として表彰の対象等となっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

企画政策課、財政課の事前質疑は終わりましたが……

〔発言する者あり〕

〔「まだ。もう1個」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 10番、西下さん。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

2款1項6目で、タブレットですと22ページで、地区振興費です。

事業課題で、将来的な土地管理の負担の問題、地区の団体などの名義で登録することの可否、地区関係者の皆さまの考えなどを整理していく必要がある、と上げているが、いつ頃からどのように行うのか。まあ何人か一般質問もされてきたかなと思うんですけど、これに何か、話が、検討の結果があるのかお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。

西下議員のその将来的な土地管理の問題等についてでございますけれども、ちょっとこれまでも一般質問でもお答えしてまいりましたとおり、本市の土地については、登記上の名義が市であっても、過去のもう経緯から、地域の住民団体の皆さまが実質的に管理している権利があるというような土地が存在しております。こうした土地につきましては、菊川市の合併時に、財産に係る権利を有するものがある場合、合併後もそれを尊重すると、そういう覚書が旧町間で取り交わされておりますので、その覚書に沿って対応しているところでございます。

この件に関しましては、事業概要書の事業課題の欄にも記載させていただいたとおり、土地の管理においては、登記上の名義と権利者が一致していることが本来望ましい、本来の姿であって望ましい状態であるというふうに考えております。それができてないというのは、地域の住民団体の皆さまとか団体が土地の登記の主体となれる法人格を持ってないというところが大きいところでありますので、今は、今はですね、地域の住民団体がその登記上の名義人となれる、法人格を持つ方法について、地縁団体等ありますけれども、それ以外の方法で法人格を持つ方法はないかといったところについて研究を進めているところでございます。

まずは、そこの本題を整理した上で、先ほどの南陵高校のような——今のような土地管理が行われることに至った歴史的な経緯とか、市が過去に交わしている約束なんかもありますので、そういったものの確認をした上で、今後のその整理のほうを進めてまいりたいと、こ

のように考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。

多分、整理をしていって、整理がつけば、まあ収容していただくのがベストなのかなと思うんですけど、スケジュール的に今何年ぐらいの計画で考えている、そこら辺あればお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。

ちょっとですね、多分、登記上の法人格を持つ方法というところについては、そんなに時間は多分かからないと思うんですけども、やっぱり、それぞれの団体の皆さんは、今のような管理方法に至ったその歴史的な経緯というのが当然ありますので、そこを確認するのに、少し時間がかかるのではないかというふうにちょっと思っております、ちょっと過去の資料とかをひもとくだけ——市に残っている資料だけでそこら辺が分かるかどうかというところがちょっと何とも言えないものですから……。

できるだけ早期に進めたいとは思いますが、ちょっと、具体的に何年ぐらいでというところまで、申し訳ございません、ちょっと今ははっきりと申し上げることはできない状況です。

以上です。

○10番（西下敦基君） 1点だけ、すみません。

○分科会長（赤堀 博君） 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

その覚書があると思うんですが、覚書の効力というのは未来永劫続くと思うのか、そこら辺の取扱いというのはどう考えているのかお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。

ちょっと、覚書の効力が実際にどこまでのものかというところは、多分、弁護士さんとかに相談して、見解を伺ってみないと、それぞれのその覚書の内容とか、いつ交わしているかというところによって異なってくると思うんですけども、ただ、地域の皆さまからすれば、以前こういう覚書なり契約なりが交わしてあるんだから当然それに基づいて処理するの

が当たり前じゃないかという、そういう思いがあると思いますので、ちょっとそういうところを理解しつつ、交渉を進めていく必要があると思いますので、法的な効果と、それ以外の分で、考えなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 事前質疑が終了しましたが、ほかに。質疑のある方、いらっしゃいますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

先ほどの、出会い・結婚サポート事業費という項目がありますよね。これがですね、やはり、使われてないと。

まあコロナ禍であって、なかなかこういうパーティーが開けないということはあるかもしれませんが、これについては一般財源でなくて、出していただけるお金ですからね、これ、こういうものは必ず、私は、使い切ってますね、形を変えて、やはりやるべきだと思いますよ。この辺のことについては、どのように考えているのか。コロナだから全てを縮小して、やめるものはやめるという考えなのか。

私は、この結婚する方を増やすということは、至上命令だと思っています。少子化問題、解決する、人口を増やすというような意味でね、結婚をしてもらうということが物すごく大切なことだと思うんですけど、どうしてこれを使わないで、返すというような形を取のでしょうか。ちょっとその辺の見解を聞かせてください。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。

議員今おっしゃられたのは、ええと……。

〔発言する者あり〕

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 婚活パーティーのようなことを。

〔「そうそう」と呼ぶ者あり〕

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 私が企画政策課時代に、婚活パーティーについて、やっぱり、多少、毎年同じ方が出られるというようなこともありましたし、やっぱりなかなか成功に至らないというところがあって、そこにコロナもあってですね、当時中止をいたしました令和元年までやったかなと思いますけれども。

今回、今残っているこの事業については、新しく県が「ふじのくに」、出会い結婚——出

会いサポートセンターというマッチングアプリを用意したり、その中でいろんな、他市も含めた情報があれば、その情報を受け取れるようなサービスが始まっているというのが、事業の1つ。

それからもう一つは、新婚家庭の中で、一定の年齢、所得制限がありますが、結婚のときの引っ越しであるとかそういったものについて、補助金が出るというものが、この今、出会い・結婚サポート事業の中の事業2つになりますので、議員が言われた、昔やっていた婚活というものは、この今の中には入っておりませんが、また、広域でやるようなものがあれば、こういった、「ふじのくに出会いサポートセンター」の中でも紹介ができるんじゃないかなと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

やはり、結婚を推進するということではね、最近の新聞ですと、結婚の何割かはもう出会い系のアプリを使っているということまで、はっきり出ておりますよね。そういった意味で、やはり、やり方だと思うんです。

先ほど部長が言ったように、決まった方が出ると。そういうことではなくて、このコロナ禍で、東京、地方に行きたいという方が増えている、データは出ていますよね。そういうところに、女性を募集すると。菊川の男性に、マッチング、婚活パーティーをやりますから出席してくださいと。そういうやり方もあるわけですよ。いろんなことを考えるべきだ、そういう意味で、予算を、もう国庫支出金がありますけれども、それを、半分以下しか使っていませんけど、こういうものに使うべきだと私は思うんですよ。

まあ、いいです。

[発言する者あり]

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、勝浦企画財政部長。

[発言する者あり]

○企画財政部長（勝浦敬豊君） この国の補助金については、そういったものにはちょっと使えるものではないので、あくまでも今回国庫が入っているものについては、結婚新生活の応援事業に使える、そういったものの補助金になっております。

[発言する者あり]

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それじゃあ、以上で財政課の決算審査を終了いたします。

執行部はご苦労さまでした。

それでは、ただいまから、議会基本条例第11条第2項の、市長提出議案に関し審議をして結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする、との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は、挙手の上、発言をお伺いします。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。

最初に、庁内情報システム運用費ということで、RPAとかAI—OCRとか、それこそ、単純作業をコンピューターにやらせて、AIにやらせていくというので、まあ、まだやっぱり菊川ってデジタル人材はちょっと少ないのかなという、ちょっと懸念があって、デジタルで、DX、改編をしていくという場合に、やっぱり、ちょっと——ほかの市町ですと、全職員にそのデジタルについての講習をして、理解を得て、その変革をしていくというところもありますので、まあちょっと、デジタル人材、外注のほうが人件費が安くなるというところがあるかもしれませんが、やっぱり、だんだん育成をして、庁内でシステムをつくっていくとか、そういったこともやっぱりできていかないといけないのかなって、ちょっと私は感想としてあります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

ほかにございますか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

今のITというので関連するんですけど、9ページのICT政策推進費で、スマートプレートとかフォトスナというのがあるんですけども、答弁でも令和2年からやっているということでいろいろ、やっている、やっただきさっていると思うんですけど、やっぱり基本的には、とりあえず1年、試験してみて、いいのか駄目なのかそこで判断して、実際に運用していくというのが基本的な姿勢、そういう、あるべきだと思うので。

多分、いろいろ事情があってなかなか長引いている部分もあると思うんですけど、ぜひ、そういったスケジュール感を持ってですね、令和4年度中に、ある程度結果出して、令和5年度からは、やめるのか、あるいは本格導入するのか、そういったスピード感を持ってですね、ぜひやっていただけたらなというのが、思いました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

ほかに。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

今、西下議員が言ったことは、非常に重要なことなんですよね。結局、先ほど小林議員が言って、税制の問題でね、社会企業の法人税の取り過ぎだ、少ない。私たちが1期のおきも、そういう大きな問題がありました。ええ、税金に関して、質疑があったんですけどね。

やはり、そういったことは、私はもう、今、西下議員が言ったように、その「庁内で育てる」という時代ではないと思うんです。やはり新卒ではなくて、そのプロをね、雇わなきゃいけない。掛川では、副市長を一般公募して、大変な人数から選んでいるわけですよ。そのようなことをね、やはりこれからは、もう新卒を採るだけの時代じゃありません。

ただ、今言ったそういうITに関係する給与というのは物すごく今高いですから、なかなか雇うことは難しいですけども、とにかく、3年ぐらいでのローテーションで仕事を全部、浅く広く覚えるのではなくて、やはりその道のプロをね、育てていかないと、いつまでたっても、ミスは減らないと、私は思っています。

だから、そういった考え方は、我々議員も持ったり、また執行部も持ってもらわないとね、困ると思うんですけども。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

先ほど質疑をさせていただいたんですけども、行政事務の事業評価の関係なんですけれどもね、やっぱり、こういったものを、既に何十年という経過をしているんですよね。そんな中で、あまり、見直しとか、そういったものもあまりされていないような状況の中でありますけれども、これをやっぱり有効に活用していくような方向をね、つけないといけないんじゃないかなと、そういうふうに感じているわけです。

というのは、市民満足度の高い行政サービスの提供をするんだということになれば、やっぱり、行政も、いわゆる考えている評価、こういったものについて市民の皆さんにお知らせをする、これが本来の姿やないかな、そういうふう考えております。

それと、行政の透明性と説明責任、こういったものも、よく織部議員が言われているんじゃないですか。そういうことをやっぱり忠実にやっていかないと、そういうことにならない、

そういうふうに思います。それから、あとは職員の意識改革ですよね、そういった面で考えるならば。こういった方向を基にして、評価の活用。要するに、施策体系の位置づけとか、予算への反映ですね、あと事業の見直し、コストの関係、こういったものも出てくるわけですので、これは、本来的に総合計画の中に位置づけて持っていけないとできないと、そういうふうに感じておりますのでね。

やっぱり、本年度、先ほど聞いたら、システムの構築が、できるんだということが、なっておりますので、こういったもの見直し、改善、こういったものを含めて取り組むような方向のほうが望ましいんじゃないか、私はこういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。

それじゃあ、以上で企画財政部の決算審査を終了いたします。

ただいま出されたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告をさせていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

閉会 午後 2時47分

開会 午後 2時49分

○委員長（赤堀 博君） それでは、引き続き、議案第40号 令和3年度菊川市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

これより総務建設委員会に切り替えます。

ただいまの出席委員数は9人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、総務建設委員会を開催いたします。

それでは、議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第40号 令和3年度菊川市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。特別会計の決算については本日の採決を行いますので、ご承知おきください。

それでは、勝浦企画財政部長、所管の課名をお願いします。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。

土地取得会計につきまして、担当課は財政課になります。よろしく申し上げます。

○委員長（赤堀 博君） それでは、事前質疑はありませんでしたが、土地取得特別会計の決算について質疑のある委員は挙手をお願いします。

〔「ありません」「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤堀 博君） 「ありません」、はい。

質疑はないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、執行部退席をお願いします。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

新たに土地を購入して事業をやるというようなこと、難しい時代だと私は思います。それよりも、菊川市が所有している土地、今使っていないような土地、例えば商工会の後ですね、この北館の後、こういったものをどのように活用するかと、そういうことを逆に考えなきゃいけない問題だと私は思っています。インター出たところの駐車場、アエルの第2駐車場としておりますけども、ああいったところをどうするのか。やはり、トップの方もいろいろいまして、とにかく市で持っている土地はできるだけ処分をしようというような考えの部長もいます。だから、我々、そういったことをですね、今後どうしていったらいいか、したらいいか、やはり議員一人一人が考えなきゃいけない問題だと私は思います。

問題提起いたします。

○委員長（赤堀 博君） ほかにございますか。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 7番。

北館のところは敷地内、本庁舎の敷地内でもあるので、運用活用があるのかなというのは、話も聞いていますけども、その辺も重要だと。

土地を買わなければならない事態というときにですね、この金額だとどのぐらいの土地が買えるのかなという額ではあるんですけど、まあ今そういう、おっしゃられたように、全く新たに土地を買ってまではないのかもしれないですけど、防災的な部分ではですね、よく最近言われている貯水施設とかということになると、まあ借りるとかどうというよりも、やっぱり買うような事態も発生するのかなというところで、想定しないところがあるというのも

あると思うんだよね。その辺は、まあ金額がどうかというところはちょっと……、目的が出てこないと何とも言えないんですが、まあ、ある程度のところで。さっき出てきた基金じゃないですけども、ある程度ためとくというのも、まあ、ありなのかなと思います。

売るのは売るし、買うことになればこういう形で積極的に買って、運用してうまく平常化じゃないですけど細かいところは大きくして、残していくところもあればと思います。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。

○委員長（赤堀 博君） それでは、採決をします。

議案第40号 令和3年度菊川市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（赤堀 博君） 挙手全員。よって、議案第40号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、議案第40号 令和3年度菊川市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に委員会報告を作成し、29日の本会議にて報告させていただきます。なお、委員会報告の作成については、正副委員長に一任願います。

3時まで、トイレ休憩。

閉会 午後 2時55分

開会 午後 2時59分

○分科会長（赤堀 博君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

これより一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会に切り替えます。

議案第36号 令和3年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての総務建設分科会所管に係る項目についてを議題とします。

総務部の審査を行います。

佐藤総務部長、所管の課名を述べてください。総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。お願いします。

総務部は、この後、ご審議いただきます総務課、その後にご審議いただきます地域支援課を所管してございます。

なお、令和3年度におきまして、秘書広報課のうち、秘書部員につきまして、私ども総務課のほうで引き継いでおりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 質疑通告書の順に行います。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページの7ページ、人事管理費について、今後の方向性で記される現行の採用方法の見直しとはどのような見直しか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下総務課長。

○総務課長（森下路広君） 総務課長です。現行の採用方法の見直しについてでございますけど、現時点でこれを見直すというのは、特には決めておりませんが、他自治体では応募書類の電子申請であったり、ウェブ面接、あと面接のみでの合否決定等、様々な取組を実施しておりますので、そういった他自治体の情報収集に今後努めていきたいと思っております。

また、試験情報の発信手段といたしまして、どのような方法が効果的なものか把握するために、採用試験を受験者に対しまして、今現在、アンケート調査であったりとか、インターンシップ生、今来てもらっていますけど、そういったインターンシップ生の聞き取り等で、こういった情報発信が皆さんに届いているかというのは、確認も今現在しているところでございます。

これらの情報を踏まえて、先ほど言いましたように、各取組のメリット、デメリット等を総合的に研究しまして、見直しのほうを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。関連はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） では次、小林委員。

○7番（小林博文君） 7番です。2款1項3目の検査総務費です。タブレットで、説明書が24ページ、会議21ページです。このですね。事業、課題のところ、工事評点70点未満というのが10件発生したというところになりまして、まず一般と工事以外というところが多いところですが、主な事業の業種及び70点未満、30点以上の減点となったところの対象のところが出来高なのか、書類の不備なのかというところがあるかと思うんです。その辺はどういうところが対象となっているのか。

それから、これによる安全面や品質面における影響等あるのか、また改善策はどのようにしていくのか。

また、工期の平準化のための具体的な手段、平準化が求められているということですが、これはどのようなものか、お伺いたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下総務課長。

○総務課長（森下路広君） 総務課長です。答弁の前に1点、参考として、工事の採点方法と昨年度、令和3年度の評定点の平均点を申し上げますと、工事の評点方法ですけど、65点を基本に加点していくものでございまして、よほど悪ければ減点がございまして、一応65点を基本に加点していくというような採点方法、それとあと昨年度の評定点の平均点が74.42点となっておりますので、最初に参考としてお知らせします。

それでは、最初に10件の主な業種ですが、一般的な土木工事や建築工事以外の業種で、水道工事などがそうなんです、全体的には、主に少額の工事や修繕工事とその主な業種となっております。

質問には、ここにございませぬが、これらの業種の評定点表でございませぬが、本市の評定点表が静岡県のを準用してございまして、規模が大きき一般土木、建築工事などは、非公開対象項目が多いものですから、評定点が高くなりやすく、逆に少額の工事や修繕工事に係る工事につきましては、評価対象項目が少ないために、点数が高くなりくいというような状況になります。

次に、減点項目ですが、先ほど説明したとおり、評定点65点を基本に加点してございまして、10件全て65点以上ございませぬので、特に減点項目というのはございませぬでした。

次に、安全面や品質面ですが、採点は、総務課と工事担当者とともに、書類の整理状況、美化活動などの地域貢献、創意工夫などを総合的に採点してございまして、安全面や品質面においても、特に問題はございませぬでした。

次に、改善策ですが、今回の10件につきましては、特に問題はなく、改善等はございませぬが、今後も引き続き全ての工事の基準値を守って、安全に工事を完成させることのほか、書類を含めて、総合的にレベルアップが図れるよう、総務課、工事担当課から働きかけを今後も実施していきたいと考えてございませぬ。

最後に、工期の平準化のための具体的手段ですが、年度当初に全部署に対して早期発注、早期完成と適切な工期決定、工期設定、それとまた年度途中におきましては、担当部署への聞き取り等を実施してございませぬ。

これらにつきまして、今後も引き続いて早期発注等の呼びかけ、聞き取り等により、工期の平準化に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。関連ありますか。再質問。小林委員。

○7番（小林博文君） 私ちょっと、今、休職していますけど、この職に入る前に国のほうの仕事を請け負ってやらせていただいています、国のほうだと、大体72点というのが平均ぐらいで、74点ぐらい取ると、ああ、すごいねとか、78点というと、やったねというのが、というのは、これ私は、通信関係とか、電気関係だったので、というのは、どうしても今言った少額のほうに入ってきて、おっしゃる通り項目が多くて、土木系はいろんな、金額も大きいものですから、いろんな安全対策とかも取れて、その辺で加点があるんですが、そうすると、この今言っていた10件という、特に問題なかったんだけど、レベルアップの必要があるというところが、どこをレベルアップすれば加点できるのかというところがうまく見えないと、そのフォローしていく体制が取れないんじゃないかなと思いますので、少額のもので、その大きなものと同等でやるというところにもちょっと点数方式の無理なとか、そしたらそちらについては、点数の平均と金額で区切って、平均を別で出して、その辺でどの程度かというのを見るというのも方法かなと思うんですが、このレベルアップが必要となるというのは、業者側に求めているのか、発注した側が検査の段階とか、中間の段階で、そこを指導できるかどうかというレベルアップなのか、両方なのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。（ウチダ）総務課主幹兼契約検査係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。ただいまのお話ですけども、当然私たちも検査のときだけを見ているわけではございません。どうしても業者任せではなく、担当者のレベルが上がらないと、業者のレベルも当然上がりません。

ということで、私たちがいきなり、何といたしますか、担当者や担当部署に頭ごなしというんですが、こうやっていきなり業者に言うということは、まず検査のときぐらいしかないわけですけども、それを通常からやってしまうと、担当者のレベルが上がらぬので、担当者を通じてやるようにしています。

具体的にどういったところをレベルアップしていけばいいかという、道路工事等では交通規制とか何とかで、迷惑なものを感じるような方も実際いっぱいいらっしゃるかと思います。

そういうときには、見かけられたと思うんですけども、バリケードなどで工夫を凝らしたりだとか、創意工夫とあって、気づいたらカーブミラーとかを清掃してもらったりだとか、あと基準値にさらに会社の独自の検査項目を求めて、より高度なものを求めるとか、そういったような取組を求めているわけです。

当然ながら、安全で企画に合った工事というのは現在も行われているので、さらにそういった細かな部分について、書類の整理も含めてやっていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 今、繰り返しになりますけど、例えば安全対策費とかというのは、請負額の何%とかってやられちゃうと、1億円と1,000万円の工事では、10分の1しか安全対策が取れないわけです。

そうすると、当然、今言ったバリケード等もそういう、何ですか、この動物のものとかというのは単価が割高になります。その辺が、今言った小規模なものについては、同じレベルでやるというのは大変不公平じゃないかというところで、この辺でレベルアップというところを、どういうところ、ちょっとお伺いしたかったんですけども、そういうところというのもあったと思うんです。

前もちょっと言ったかもしれませんが、小さいところではやっていないかもしれないんですが、独自の手法を使って、新たな方法を使って、こういうことをやりますというところについても、工夫なところで、そういうところで、小さい工事でも何か加点できるような、何か項目もあれば、いろんな工事自体のレベルもアップしてくるんじゃないかと思うんですが、そういうところも含めて、何というんですか、管理する側にも出来高のときにも中間の中で、最終計算の前に中間で何個かやると思うんですが、その中で何かアイデアというんですか。

今ここだと、ちょっと最終的に危ないから、もうちょっとしっかりやらないと駄目だよというところが判断できないと、なかなか難しいと思うんですが、中間面で指導というのも非常に重要だと思うんですが、その辺が結局、品質とか、安全の面についてもアップしていくということじゃないかと思うんですが、そういうところをレベルアップの資質、何というのか、解釈の方法として、ぜひいただきたいんです。その辺はいかがでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。内田係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。おっしゃるとおり、少額工事

についてはなかなか項目がございません。それでいて工事費が安くなると。

ただ、工期等もかなり短縮した中で、安全対策等々は、かつ比例するとは言いませんけども、多少軽くなってくるかなと。

ただ、一番の県と我々の違いというのが、県が500万以上を検査対象として評価しているものですから、その辺に不具合が発生しているということは、これは昨年あたりから、ちょっと前の検査官とお話する中で、それそのものを、対象そのものを見直していく必要もあるのかなと、それとか、舗装の補修であるとか、崩れた土を掘るだけとか、それも同じ基準でやってしまうと、非常に不利だ。

だから、検査の対象そのものをちょっと考えていかなければいけないというようなことを今話し合っているところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。関連で。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。やっているのがちょっと分からないので、確認の意味で聞かせていただきます。

袋井、岩田で、ちょっとこの前、新聞で工事の優良事例みたいなのを表彰していたと思うんです、20万ぐらいで。ああいうのって菊川でやっていないのかということで、もしやればこういったものもいろいろ進むんじゃないかなということで、お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。内田契約検査係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。おっしゃるとおり、他市の中では優秀な成績を収めた業者を表彰する制度というのがございます。

ただ、うちのほうでは、ご質問のあったとおり、うちはやってございません。

ただ、そうですね、それが励みになるということも考えた中では、これから考えていかなければいけないことではあると思いますけども、まず先ほど言った検査の項目というんですか、少額工事とか、緊急の工事、これを同列に考えていくのはいかがなものかというようなことも含めて、ちょっと今後考えていかなければいけないことだと思っています。

以上です。

○10番（西下敦基君） いいです。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。関連はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） では次、では17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。タブレットのほうで24ページになります。入札契約総務費の関係でありますけれども、入札の種類ごとの件数、それから第1四半期で入札執行された件数、それから昨年度との比較、こういったものの関係についてお伺いをいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下総務課長。

○総務課長（森下路広君） 総務課長です。最初に、入札の種類ごとの件数と第1四半期の入札件数ですが、令和3年度を申し上げます。

入札総数は303件で、これは種類ごとで分けますと、土木、建築、設備、上下水道工事などの建設工事が111件、そのほか測量設計などの業務委託が51件で、物品購入や作業等の役務に関するものなどが141件ございました。

そのうち第1四半期の入札執行件数ですが、全体で125件で、これを種類ごとの内訳で申し上げますと、建設工事が32件、業務委託が41件、物品購入等の役務が52件でした。

次に、昨年度、令和2年度の状況になります。

○17番（松本正幸君） あっ、いいよ。令和2年度は分かっているの。

○総務課長（森下路広君） はい。会計は、2年度は割愛させていただきます。

昨年度、令和2年度との比較になりますが、第1四半期の執行率が、令和3年度が41.3%に對しまして令和2年度が36.8%、第1四半期の執行率がそのような状況でございましたので、令和2と3で比較した場合は、若干でございますが、5%ほど令和3年度のほうが第1四半期の執行率が上がっているような状況でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番。

○17番（松本正幸君） 17番です。ただいま説明、件数をいただきましたけれども、本来的に伸びているということで、早期発注ができていたというような形になっていたと思います。いろいろあるかと思うんですけども、早期発注の手法というものはどういうふうに考えられているか、例えば債務負担行為、それから明許繰越、こういった方法によるものがあるんですけども、そのほか何らかの手法があるのかないのか、その辺についてお伺いをいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 内田契約検査係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。ただいまの翌年度債務であるとか、繰越しを使った平準化、これは国や県では、今広まりつつあります。

そして、我々市や町にも、ぜひともこれを活用しろというような指導もありますけども、

現在のところは平準化のための繰越し等々は奨励をしているというか、今のところは早期発注して、適正な工期を設定してくれれば、かなりの平準化はできるのではないかとということで、このように各部署にお願いとか、指導をしているところでございます。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今の質問で関連はしないですけれども、実質的に今現在、資材が高騰しております。

そんな中でありますけれども、いろいろな業務が遂行をされているかと思うんですけれども、設計変更、いわゆる資材高騰による設計変更、それとか、要するに入札で落札をしました業者が下請を使った場合のどのような形で今やられているのか、現状が分かりましたら説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。内田契約検査係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。ただいまコロナとか、そういった影響の中で、物価といいますか、資機材の変動が確かにあります。

その中で、一律には言えないんですけど、例えば水道であれば、また水道管の管轄する省庁なり県、土木工事であれば土木、そういうところからこういうふうな扱いというようなものが出ていると思われま。

それはちょっと私たちのところに来ないんですけれども、その中では、ちょっと聞いたところでは、長い工期、例えば年度をまたぐような工期の中で何割を超えるような変動があったら、例えば補正しなさいですとか、そういったものはあるように聞いております。

短期間で、以前もあったんですけど、急激に上がるというところまでは、ちょっと今のところは、数か月単位ではないものですから、その変化状況によっては、また県や国なりから、また指針が示されるのではないかと考えております。

以上です。

○17番（松本正幸君） はい、ありがとうございました。

○分科会長（赤堀 博君） 関連で。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今の数字ですけど、審査件数が全てはやっていないということで、委託はかなり高い確率でやって、それ以外のものは3分の1以下とかいうような数字だと思うんですけど、これの原因というのはどういうことなんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。内田契約検査係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。業務委託が早期に発注できて

いる原因というか、要因は、業務委託となると、測量をやったりとか、工事の設計をやったりする、それを基に来年度予算を要求したりとかするものですから、どうしても前倒ししていかなければいけないという部分があります。

それと、あと業務委託の中でも草刈りであるとか、施設の管理、システムの管理とかは当然、そういったものも含まれておりますので、そういうのは早いときに出して、草刈りなんかは冬に出してもしょうがないものですから、そういった要因で、委託がどうしても前倒しされているという件数が多かったということになっていると思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部ですけど、入札のもちろん前に審査をして、金額を決めているわけですね。

〔「審査と言いましたか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 入札をする以上、自分たちの価格の持っていない契約額がある。そして、その審査をするというのは、その金額を決めるということでは、そういう審査ではないということですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。内田契約検査係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。金額というものは、各担当課で積算をします。我々が行う審査というのは、その価格を一応見させてもらって、正解というものがどこにあるのかというものも確認したりですとか、あと数量、これは何平米、何メートル、それが合っているかとか、そういったものの確認をさせていただいております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 総務課に関わる質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、総務課の決算審査を終了いたします。

それでは、職員の入替えを行います。

それでは、続いて地域支援課の決算審査を行います。

質疑通告書の順に行いますので、事前通知を出している委員からお願いします。

2款1項7目男女共同参画推進費、タブレット、27ページです。10節の需用費31万4,600円、第4次男女共同参画プランについて、広報菊川3月号に掲載するとともに、冊子及び概要版を作成し、広く周知を図ったとあるが、具体的な成果をお願いします。

石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 赤堀委員の第4次男女共同参画プランについて、広報菊川3月号に掲載するとともに、冊子及び概要版を作成し、広く周知を図ったとあるが、具体的な成果はについてですが、第4次菊川市男女共同参画プランを令和4年3月に策定し、冊子200部及び概要版、これはデータですけども、データを作成しました。

冊子は、図書館や地区センターなどの公共施設や市内の園、学校等へ配布し、周知を呼びかけました。

また、概要版につきましては、前回はA4サイズ、8ページにまとめましたが、さらにこの量を少なくし、A4サイズ、4ページにまとめました。特に知ってほしいことのみ掲載とし、写真やイラストを入れることで、どなたでも手に取ってもらえるように工夫をさせていただきました。

また、冊子にリンクを張り、概要版だけでなく、冊子への閲覧に繋がるように工夫をさせていただきました。

配布状況としましては、冊子を140冊、概要版を400枚程度配布しております。今後、「プラザきくる」で予定しているイベントや成人式などで配布、周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。関連はいいですか。

では次、松本委員をお願いします。

○17番（松本正幸君） 17番です。タブレットのほうは34ページになります。防犯対策設備事業費ということで、毎年55基の防犯灯、こういったものを設置しておりますけれども、この中で、数年たちますと、メンテナンスとか、修理が出てくるかと思えます。そうした場合の費用負担者、それから中には道路照明灯に近い施設となる場合の関係が出てくるかと思えます。こういった場合の費用負担、こういったものはどうなるのか、お伺いをいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長です。松本委員のご質問にお答えします。

地域支援課では、実施している防犯灯設置事業により、設置した防犯灯のメンテナンスや

修理等の維持管理費及び撤去につきましては、全て自治会が負担することになっております。

防犯灯の設置申請書には、維持管理費等を自治会が負担することが条件として記載されており、自治会が維持管理費等を正しく理解し承いただいた上で、設置申請書を頂いております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連ありますか。松本委員。

○17番（松本正幸君） 松本です。17番です。いろいろ自治会の要望の中には、幹線道路への道路照明灯の要請、要望、こういったものがあるかと思うんですね。

そういった中で、防犯灯と道路照明灯のいわゆる調整、これは恐らく地域支援課と建設課になるんじゃないかなと思うんですけれども、こういった関係で、協議、調整というんですか、そういったものをされているのかどうなのか、その辺についてお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。申請したものが、例えば防犯灯であれば、盗難対策であるため希望のある方の管理、道路照明灯なのに道路のほうの管理につきましては、建設課のほうへちょっと相談させていただいているという状況でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 例えばでありますけれども、自治会で要望をされたものが道路照明灯であったと、ところが、幹線道路へのところについているのが、横断歩道の上を照らしているのが防犯灯であったということの例があったんですけれども、その辺の協議がされているかどうかというのが疑問だったものですから、今、少しお聞きをしたんですけれども、そういった確認というのはしているかいなか、どうなんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀地域支援課自治振興係長。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） 自治振興係長の赤堀と申します。防犯灯と道路照明灯の違いということになりますけれども、申請を私ども受付をさせていただきまして、実際に現地のほうを確認させていただいております。

基本的には、道路照明灯というものであったり、横断歩道を照らすというようなものは、原則、うちの申請では対象とはさせていただいておりませんが、その道路の現場の状況ですとか、そういったことで、中には対象としているものも多少はあるものですから、そういったところの案件になろうかと思っておりますけれども、原則は、うちで現場を見て判断をさせていただいているという状況であります。

○17番（松本正幸君） はい、了解です。

○分科会長（赤堀 博君） はい。では、次に行きます。

2款1項8目防犯対策総務費、タブレット、34ページ、犯罪被害者等支援業務において5万円の見舞金を支給とあるが、令和3年度の支給件数及び種類と金額、近年の発生状況、また本条例を市民に周知するため、どのような方法で実施したのかを尋ねます。

石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。赤堀委員のご質問にお答えします。

令和3年度におきましては、支給件数は1件で、市内で発生しました傷害事件の被害者に対し、条例及び条例施行規則に基づき5万円の見舞金を支給しました。

なお、本件が犯罪被害者支援条例施行後、1件目の見舞金の支給事案となっております。以後、現在までは、そういう事案は発生しておりません。

条例周知につきましては、ホームページや菊川市広報きくがわへの掲載に加え、犯罪被害者相談窓口のパンフレットを作成し、地域支援課や菊川警察署に加配して周知を行っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。関連はいいですか。

[発言する者なし]

○分科会長（赤堀 博君） では、次、渥美委員。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットのページ、36ページ、1、自治活動推進費について、自治会の負担軽減について、令和3年度は具体的にどのような取組をしたか、また、今後は具体的にどのように取り組むか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課でございます。渥美委員のご質問にお答えします。

令和3年度におきましては、自治会への依頼事項の見直し及び負担軽減を検討するために、各部署から自治会へ依頼している事項を調査し、連自治会とも協議を進めてきました。

本年度は、自治会の負担軽減に関する方針を策定し、全庁的に統一した考えの下に軽減の負担に取り組んでまいります。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。令和3年度調査と協議をしてくださったということで、その調査と協議の結果というか、簡単でいいのでこういった問題があるとか、こういったところは削減できるんじゃないか、そういったのがあったら教えていただきたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。まず、なかなか難しいなあと思うのは、各課で自治会に依頼している委員さん、決められている委員さんです。そういうのはなかなかそうすぐにはできないと思うんですけども、例えばイベントなんかの来賓とかそういうので自治会長さんをお呼びとか、そういうことについてはなるべく控えていただくように、やめていただくように、原則はやめていただくようにという形で進めていきたいなど、そういう形で調整を図っております。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はありますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。この委託料の4,700万ですけども、各自治会に払うお金と、それ以外の委託業者に払う金額の内訳というのは出ていますでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 内訳分かりますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 私も自治会長をやって、1世帯、回覧板の手当、1,800円という記憶をしているんですけども、それが全世帯数にかかってくるのが自治会に払うお金じゃないかなと思うんですが、違いますか。

○分科会長（赤堀 博君） 石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 自治会に支払う内訳なんですけど、単価なんですけども、均等割で各自治会に12万円、そういうのがあります。

もう1個は、班数割ということで、1班につき4,000円というものがございます。

あと世帯割ということで、1,700円で1世帯あたりの単価ということで。その計算の下に自治会のほうへ行政事務委託料という形でお支払いさせていただいております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。さっきちょっと言いそびれてしまったんですが、回覧のIT化というのをやってほしいよという声が少なからず、結構多くの人から声を頂いております。そういった調査とか、協議の中でももしかしたらそういうのもあったのかなと思うんですけど、そういった回覧のIT化ということについての市民の方からの意見とか、市の方針というのがもしあったら教えていただきたいんですけども。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。IT化というのは、ホームページとかそういうところに回覧のものを掲載してそこで見ていただくとか、そういう形じゃないかなと思うんですけども、そういう案も検討はしているんですが、なかなか高齢者の方が見るかなあとか、あと、例えば回覧で来れば何らかの目は通るんですけども、それがホームページですと、そこにアクセスしないといけないとかそういう部分があるものですから、そういうところも考えながらまたちょっと慎重に考えていきたいなと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 次、私行きます。

2款1項9目コミュニティ助成事業費、タブレット38です。5丁目上の公会堂建設事業補助金において事業不採択の原因は。不採択の場合、市の補助金利用は年度内1件と決まっているのか。また、助成金の枠は年に何件と決まっているのかお伺いします。

石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。コミュニティ助成事業についてですけども、静岡県を通して自治総合センターへ申請を行っております。公会堂の新築を対象とした助成事業は、毎年度静岡県から自治総合センターへ申請する件数が3件から4件になっており、県は申請があったものの中から申請する自治会を選択しております。

昨年度の5丁目上自治会の場合は、この枠に漏れたことにより県及び市の補助金を活用して公会堂を新築しております。

市から県に上げる公会堂新設の助成金の申請は年1件としておりますので、不採択となった場合は県及び市の補助金に振り替えるので、申請も1件ということになります。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 1,500万のあれに落ちた場合には市と県が400万円ずつして公会堂を建ててもらおうということですね。それも年1件。

○地域支援課長（石川浩朗君） そうです。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

それじゃあ、続きまして、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページ41ページ、コミュニティバス推進

費について。

デマンド運航の無料乗車体験会の手応えは。また、無料乗車体験会以外の利用促進の改善策はどのようなものか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。渥美委員のご質問にお答えします。

昨年の11月に無料乗車体験会を4回実施したところ、昨年の4月から10月までの平均月利用者数は15人でしたが、昨年の12月から今年の8月までの平均月利用者数はおよそ43人と大きく増加しております。そして、手応えを感じております。

無料乗車体験会以外の利用促進策としましては、時刻表への掲載情報の見直しや停留所の増設などを行いました。今年度におきましても、令和5年度運行方法が決定した後に、周知と併せて無料乗車体験会を実施する計画でおります。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにいいですか。再質問。

関連。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部ですけども、コミュニティバスの乗り継ぎの利用者というのは、年間どのぐらいの数いるのでしょうか。乗り継ぎ。

○地域支援課長（石川浩朗君） ちょっとお待ち下さい。ちょっと今調べます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） ちょっと出るまでに、もう一つ質問なんですけど、私、このコミバスの説明書を持っているんですけど、乗り継ぎに関しては他のコースから乗り継ぐ方、当日限り。乗車時に運転手へ乗り継ぎ券を渡してくださいと書いてあるわけです。ですから、降りるときに、乗り継ぐからということで券をもらって、乗る場合にそれを渡すということになっていると思うんです。私は今日も来るときにそんな話をしてきたんですけども、それでは、乗ったところへ帰ってくるわけですから、必ず降りるところで乗り継ぎますということで、乗り継ぎ券をもらって、私の場合、朝こっち来て、これが終わったら乗って帰るとなると、その乗り継ぎ券で乗れるという判断をしいいんでしょうか。これを読む限り。

だから、私が思うのに、ハブとなっている病院ですとか、乗り継ぎの変わる、路線が変わるところありますよね、そういうところなら何回でも使ってもいいけども、そうでないところは駄目だということか、ちょっとその辺が曖昧で、運転手さんからも聞かれるんです。お客さ

んの質問をしているんです。だから、この辺を明確に委託業者に指示を出してもらわないと、不公平が生まれるということになるものですから、ぜひ徹底を、赤堀さんにもこの件は聞いているんですけども、徹底をしていただきたい。どこでもそういう乗り継ぎ券がもらえるのか、ハブでなければ駄目なのか。ちょっとその辺をしっかりさせて、委託業者にも連絡をしていただきたいです。お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課でございます。

先ほどの指摘のあった件につきましては、運行业者でありますミズノさんにこちらのほうから周知徹底というか、させていただきますのでよろしくお願いします。

○9番（織部光男君） お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀自治振興係長。

○自治振興係長（赤堀 君） 自治振興係長です。乗り継ぎの利用者数でございますけれども、大体申し訳ございません、デマンド運行の乗り継ぎ者数は、今ぱっと出るんですけども、定時路線運行の乗り継ぎ者数がすぐには出ない状況でありましたので、また改めてお知らせをさせていただきます。

デマンド試験運行の乗り継ぎ者数、令和3年度ですけれども、総利用者数281人に対して、乗り継ぎ者数は51名という状況でございました。よろしくお願いいいたします。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。定時については、また後ほど数字を頂くということで。

続いて、松本委員、お願いします。

○17番（松本正幸君） 17番です。タブレットの42ページに協働のまちづくり推進。これは懇話会が開催されたということの中で、コロナ禍におけるコミ協、こういったところの課題、それから工夫等についての意見交換会があったということで聞いております。ですので、出された提案をどのように生かされるのか、また、課題への新たな取組の対応はということで、初めにお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。松本委員のご質問にお答えします。

令和3年度も各地区コミュニティ協議会で様々な活動に取り組んでいただきましたが、コロナ禍による緊急事態宣言やまん延防止重点措置の状況で中止や延期の判断をするなど、思

うように活動できない状況が続いております。ただ、コロナ禍の状況におきましても、できることをできる範囲で実施している地区もありますので、今後の判断における参考にしてもらうよう共有しております。

今年度は新たな取組というよりも、昨年度までと比べて既存の活動を何とかして実施したい、どうしたら開催できるかについて模索している状況にあります。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。大分、コミ協のほうも集まる機会がなくて、いろいろ相談をされているようですが、なかなか仲間が入ってこないというようなお話も聞いております。そういった中で、こういった実例があったわけでありますので、当然、工夫された取組等の事例が出ていると思うんです。その事例について、どんな事例があったのか少し説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。

〔「ちょっとすいません」と呼ぶ者あり〕

○17番（松本正幸君） 探しているのですね。はい。

もし時間がかかるようであったら、また何か簡条書に議題を配付してくれれば。

○分科会長（赤堀 博君） いい。

じゃあ岡田企画……。

○市民協働係長（岡田 君） 市民協働係長の岡田です。すみません。コミ協懇話会の内容については、ちょっと整理させていただいたものがありますので、そちらのほうをまた改めて提供させていただきます。講師の方の内容のとかどんな内容の協議がされたか、そういったまとめたものがあるはずですが、ちょっとそちらのほうをまた改めてご提供させていただきます。

○分科会長（赤堀 博君） お願いします。

○17番（松本正幸君） それともう1点ありますのでお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。地域のつながり、また活力を取り戻すための取組支援、そういったものと協働の指針が出ておりますけれども、これに基づく課題をどのように捉えて、令和4年度の予算に反映されているのか少し説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。令和4年度の予算につきましては、コロナ禍でもあり、なかなか集まる時間がなかったというのと、もう一つは、役員が10年もたつと高齢化になってくるとかいうことで、担い手も不足してくるということがありましたものですから、今年度、地域コミュニティ活性化業務ということで、市民協働センターに委託をお願いしているんですけども、各地区のコミ協に回っていきまして、こういった状態の問題があるか、例えば、どうしてもやっぱり高齢化になって役員の成り手がないよとか、そういった課題があるんですけども、そういうものを、情報を吸い上げまして、それからそれに対する地域のコミュニティ活性化運営化普及啓発の業務としまして、講座とか講演会の計画をしております。

その中で、地域の各地区のコミュニティ協議会だけではなく、地域の活動団体とかNPO、あと地域住民を対象にしたものの講座とか交流会のほうを開催しまして、なるべく地域コミュニティだけではなく、そういう市民活動団体もコミュニティ協議会に加わって活動をしていくような仕組みをつくっていききたいなと感じています。

以上でございます。

○17番（松本正幸君） ありがとうございます。終わります。

○分科会長（赤堀 博君） 次、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページ43ページ、地域企画推進費について、交付金の金額と成果は。また、採択した4件の行政提案課題の内容と実施状況、行政との連携状況を伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。渥美委員のご質問にお答えします。

令和3年度菊川市1%地域づくり活動交付金の実績ですけども、交付決定額は42団体、1,575万1,000円で、内訳としてコミュニティ協議会11団体で1,120万5,000円、地域づくり団体が29団体で434万6,000円、学生団体2団体で20万円ございました。

実際の交付確定額は37団体で1,024万9,000円、内訳としまして、コミュニティ協議会が11団体で712万4,000円、地域づくり団体が24団体で292万5,000円、学生団体が2団体で20万円でした。

令和3年度事業につきましては、新型コロナウイルスの影響で活動の規模縮小や中止をする団体もあり、申請の取下げや交付金の減額がございました。

次に、行政提案課題の内容として、実施状況ですけれども、男女共同参画社会の実現で採択団体1件、やなぎ文庫さんで絵本の選書に男女共同参画の視点にこだわり、ブックトークやおはなし会を企画し、絵本から気づく楽しさを分かち合うといった内容となっております。

実施状況につきましては、令和4年度の実施事業でありますので、実績の詳細は現段階では不明ですが、おはなし会、出張文庫の開催を計画しております。

次に、多文化共生社会の実現で、採択団体3件となっております。1件目はNPO法人ソヒゾ・デ・クリアンサ日伯交流協会、地域に暮らす外国人と日本人の文化交流イベントを開催し、楽しみながら多様な文化を学び、相互理解を図るといった内容で、7月23日、フェスタカイピラというイベントをきくろ広場で開催しております。

2件目は、つながる菊Cafeプロジェクトで、多文化共生講座を開催し、日本で生活するルールや生活習慣を学び、摩擦やトラブルなどの解決につながるという内容になります。

実施状況につきましては、令和4年度実施事業により実績の詳細は現段階では不明ですが、月に1回から2回、開催を計画しているということで聞いております。

3件目は、FONきくろがわ本旅図書室です。ハロウィンで多文化共生社会、世代間交流のきっかけづくりとして、子育て世代を中心となり子どもを楽しませる視点で交流イベントを開催するイベントでございます。

実施状況につきましては、これも同じく令和4年度の実施ということで、現段階では不明ですけれども、外国のお祭りであるハロウィンを日本人と外国人が参加し共同で運営、交流する菊川ハッピーハロウィンの開催を計画しております。

行政との連携状況ですが、男女共同参画社会の実現については、市の男女共同参画啓発事業で実施している絵本の読み聞かせ事業の前に、やなぎ文庫の代表である三浦康子さんとの勉強会を実施するなど、市の取組にご協力を頂いております。

また、多文化共生社会の実現につきましては、多文化共生講座の実施における後方支援や人材紹介、あと、日本の学校や教育制度等について知ってもらうための講座開設等の教育委員会や幼保担当課との連絡調整などを行っております。

以上でございます。

○4番（渥美嘉樹君） よく分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はないですか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） 次、お願いします。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。2款1項9目市民協働型庁舎東館周辺賑わい創出事業費、タブレットで45ページです。

3年間のにぎわいの好循環創出の業務委託を実施しましたが、効果や課題などの総括はどうであったのか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。西下委員のご質問にお答えします。

本事業では、賑わいと活力を生み出す都市の実現に向けてまちづくり活動の機運の高まりや庁舎東館新設整備に伴う地域内交流人口の拡大機会を生かし、都市拠点の機能と魅力を高める取組を産官学金の連携により一体的、重点的に推進するための体制、組織づくりや総合的な支援体制の整備を行いました。

昨年度末に3か年の事業を振り返り、賑わいづくり研究会から誕生した連携企画やプログラムについて、今後も継続して支援していくこと、研究会参加者、高校生、市民活動団体等が多角的に連携できる体制を維持、発展させていくため、市民協働センターを軸とした賑わいづくり研究会を継続的に実施していくことを決定しました。

本研究会は、産官学民金のカテゴリーを網羅できる貴重な存在でありますので、本研究会の今後の方向性として、にぎわいに繋がる企画構想がまとめられました。

課題としましては、今後、地域づくり団体の散乱、きくる周辺で活動を企画する際に施設利用のルールや活動の手続等が必要になりますので、市民協働センターと連携してパンフレット等にまとめる予定でございます。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。再質疑いいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） もう1つ。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。2款1項9目多文化共生地域づくり推進費、タブレットで46ページです。

事業成果で各種講座や研修会、日本語教室、交流会の開催と記載されていますが、事業の効果や課題は。また、どのような方が参加しているのかを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。西下委員のご質問にお答えしま

す。

令和3年度に開催した講座ですが、日本語を教えてみたい方を対象に日本語ボランティア養成講座を令和3年7月3日、10日、17日で開催しております。参加者の皆さんのアンケートから、多文化共生ややさしい日本語への理解が深まったという回答がございました。また、参加者のうち約半数がはじめての日本語教室にボランティアとして参加しており、日本語教室に参加するためのきっかけづくりができました。

続いて、はじめての日本語教室ですが、令和3年10月から12月にかけて初級レベルの日本語を勉強したい外国人17名と、日本語を教えてみたい方20名が参加しております。外国人と日本人との会話を通して日本語を学んでおります。これにより初回日と最終日に受講生が日本語での会話や読み書きについてチェックリストにて自己評価を行い、できなかったものができるといった向上が見られております。

日本語ボランティアについては、地域に住んでいる外国人と交流することで、伝わりやすい日本語を学び、異文化について理解を深めることができました。

続いて、やさしい日本語研修会についてですが、市職員、協働センター職員、高校生など20名が参加し、令和4年1月21日に実施しました。簡単な会話であれば、窓口等で通訳に頼らず外国人の会話なりを外国人に伝わる話し方、文章のつくり方を学びました。

最後に、多国籍交流会ですが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、大学生の方も含め異文化交流に興味のある方を対象に多国籍の人と交流することにより、多文化共生についての理解を深める事業を実施しております。ちなみに、令和2年度はおいしい深蒸し菊川茶の入れ方などを実施し、外国の方や日本の方が参加されました。

課題としましては、日本語ボランティア養成講座は、毎年一定数受講者がいるんですけども、その後の日本語教室への参加につながらない場合や、日本語教室の指導者となる人材の確保が難しいことなどが上げられています。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。それこそ日本語指導ボランティア養成講座で延べ67人参加で、これはどういった日本の方が参加されたか、そこら辺がちょっと興味があったんですけど、女性とか年齢層とか、こういったボランティアに興味のある人であるとか、そこら辺ちょっと詳しく伺えればと思いますけど。

○分科会長（赤堀 博君） 石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。年齢等は、それこそ年いった方から若い方までバラエティーに受講していただきまして、どうしてこのような講座を受講したかというきっかけを最初の会議で皆さんに発表していただくんですけども、やはり交流をしたいとか、日本のいわゆる伝統文化をちょっと外国の方に伝えたいとか、そういうふうな前向きに気持ちで受講していただく方がほとんどでした。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。すいません、あと、はじめての日本語教室というので、ブラジルの方が多いなと思っているけど、これ実際受講された国籍の方ってどんな分布だったのか、もし分かればいいですけどお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。今回、令和3年度に受講した17名ですけども、その内訳ですが、ブラジルの方が12名、フィリピン人が3名、ネパール人が2名でございます。

以上でございます。

○10番（西下敦基君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 次、小林委員。

○7番（小林博文君） 7番です。2款1項11目西方地区センター管理費、これちょっとほかの地区センターにも全て同じ内容があったんですが、事業課題とそれに対する人の枠で鍵の貸出し方法を見直す必要があるという課題があるんですが、その課題とは具体的にどのようなもので、これは全ての地区センターで同様の課題となっているのか、こういうものがある、またそれに対する対応策はどのようなものを想定しているのか、また、鍵の貸出し以外、貸出し方法等となっています。それ以外の見直しとは何か。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。小林委員のご質問にお答えします。

まず、鍵の貸出し方法の課題についてですけども、基本的な流れは、利用者が利用する前

に地区センターで鍵を借り、利用後に返却をするというものになりますが、多くの地区センターにおいて、定期的に地区センターを利用していただいている団体等へは、毎回鍵を借りる手間を省くため長期的に鍵を貸し出すということを行っておりました。

また、事務長の勤務時間中に鍵を借りに行くことができないという利用者に対しても長期的な貸出しを行っておりました。しかし、公共施設の鍵を持っている方が多くいるという状況は、施設管理上望ましくないものであることから、鍵の貸出しの状況把握やルールが必要と考え、事務長の勤務時間外での鍵の貸出し方法や一定期間貸し出す場合のルールについて検討をしている状況でございます。

鍵の貸出し以外の見直しにつきましては、予約の受付方法や利用団体の営利の判断、市外利用者の扱い、利用料金の検討など鍵の貸出し方法も含めて総合的に見直す必要があると考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） ちょっと想定していたものと違ったものですから、長期で利用する方に鍵の貸出しに苦慮しているとちょっとお伺いしたことがあったんですが、これはちょっと対応が必要かなと思ったんですが、ちょっと思っていたのは、災害時等に、事務長さんが万が一、被災されて来られないとかいうところで鍵を開ける、避難所としてとかと使う場合に、鍵を開けるときに時間を要するとか、そういうことの対応のためとか、もう1点は、事務長さんの負担を軽減するために、考え方としては、ある一定の場所に鍵を保管しておいて、そこを開ける何か暗証番号みたいなので開けて出して、返すのはポストでもいいと思うんですけど、ということをやって、事務長さん自体の鍵の管理の負担というものもあるし、借りるほう側もそうすれば勤務時間と事務長さんのいる時間が合致するんで、時間外でも貸し借りができるというところの利便性というところどうなのかなと思ったんですけど、その辺は今後、鍵を無人で貸し借りできるような対応みたいなのは考えていないのか、そういうのもちょっとお伺いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。先ほど小林委員が言われたご意見もちょっと参考に、ちょっとまた今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 小林委員。

○7番（小林博文君） ちよっともう1個、さらに、今の関係でいくと、避難所の運営的などころで今、国がデジタル庁で、その中でちよっと牧島さんのホームページというか、その構想を見せてもらおうと、公民館で進めますと、今言った自体があった場合に電子錠を利用して非常時にはもう市役所側でロック解除するというような使い方も検討するために、電子錠の設置を補助します。電子錠すごく高いんですけど、そういうことも言われていたんで、そういう方向性も見ているのかなと思ったんですけど、そこまでいくまでよりか、電子錠自体が高額なんで、よくコンテナハウスみたいなのを借りるときに、最初に鍵を借りるときにどこかに鍵の入ったボックスが引っかかかっていて、番号を打つとそれでもらえますよというようなやり方をしているんですけど、それであれば人と接触なくて、さっき言った時間外の対応もないんですけど、そういう方向でやっていけば、何とか事務長さんのいないときに鍵を借りるというので長期貸出しとかという自体は発生しないのかなと思ったんですけど、その点も含めて検討していただければなと思いました。

以上です。すいません、ありがとうございます。

〔「ありがとうございました。」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 最後、私。関連。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。関連なんですけど、やっぱり鍵の件で、やっぱり利便性向上というのもやっぱり大事な要素で、答弁の中には利便性というよりは貸しっ放しがよくないというようなほうが中心だったんですけども、利便性向上というのもぜひ考えていただければと思うんですけど、鍵とかあとは予約の課題とか、あとはいろいろ鍵等ということいろいろ見直ししていくということだったんですけど、そのスケジュール感というか、どういったどの期間見直しして、どれぐらいから具体的に改善していくのか、大体でいいんですけど、スケジュール感というのがもしあったら、それを伺いたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。なかなかちよっと簡単に解決できない部分もありますもんですから、鋭意今検討しているんですけども、なかなかちよっとスケジュールというか、ある程度区切りを切らないといけないんですけど、今ちよっとその面をを模索している状況なもんですから、もう少し見えたときに進めていきたいなと思います。すいません。

○分科会長（赤堀 博君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。ご質問ありがとうございます。

今、委員さんがおっしゃっていたとおりで、そういう課題は本当に地区センターのひとつとっても、大きなたくさんの課題があるんですが、一つは予約に関しては申し上げますと、今、体育施設なんかは予約サイトを設けて、そこから予約をしていただけるようになっているんですが。

一方で、その予約システムを導入することによって、例えば、体育施設のグラウンドゴルフ場であれば、グラウンドゴルフはずっと使っていたら協会の方であるとか、そうした方々が優先的に予約をするだとか、こうした一般の方はそれ以外のところをサイトを見ながら予約をするとかということを講じていただいております。

一方で、地区センターに関しては、予約のサイト上で予約をするということには今至っておりません。それは、やっぱりご利用する方々がなかなかそういうところになじめなかったりだとか、それによって、これまで使ってきた団体の皆さんとか、なかなか使いにくくなってしまっただけという点も、そういう判断をしていただいて、今のところ予約システムには載っていないんですけどもね。

そうしたことも含めて、今おっしゃっていただいたことも課題としてもありますので、少しずつ、一歩ずつ前に進めていきたいというふうな、そんな認識でおりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○4番（渥美嘉樹君） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに関連はいいですか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下でございます。

分からないんですけど、鍵をいろんな方が持っていて、どっかしら盗難があったとかという事例はないということでもいいですかね。鍵を持っていれば誰でも開けられるということになって。

○分科会長（赤堀 博君） 石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課でございます。今のところ、そういうようなケースはないということは引き継いでいっています。

以上でございます。

○10番（西下敦基君） いいです。

○分科会長（赤堀 博君） では、最後の議題に行きます。

2款1項11目の地区センター総務費、タブレット61です。1節の報酬、事務長の確保に苦

慮しているとあるが、1人当たりの平均報酬額は。また、近隣市町はどうか、拘束時間の割に安くないかという質問でございます。

(モリシタ) 地域支援課長。

○地域支援課長(石川浩朗君) 地域支援課でございます。赤堀委員のご質問にお答えします。

事務長は、勤務体系により月額と時間給の方がおります。月給の事務長は1日7時間勤務で、平均年収は、基本報酬と期末手当を合計した額で約200万円でございます。2名体制で勤務している内田、六郷、河城地区センターの事務長は時間給で、時給は945円となっております。

近隣の状況ですけれども、御前崎市におきましては地区センターが8か所あり、各地区センターに事務長と事務職員を配置しております。センター長は非常勤の特別職で、報酬年額120万円、事務職員はフルタイムの8時15分から5時までの勤務で、年収は基本給と期末手当を合計した額で約250万円となっております。

菊川市の事務長と御前崎市の事務職員を比較しますと、勤務形態や勤務時間等に違いはありますが、御前崎市の方が高いという状況でございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○分科会長(赤堀 博君) ありがとうございます。

関連がありますか。いいですか。

[発言する者なし]

○分科会長(赤堀 博君) それでは、地域支援課に対する事前質疑を終了しましたが、ほかにありますか。9番 織部委員。

○9番(織部光男君) 9番 織部です。2款1項9目の成果表40ページですけれども、バス路線の対策費ということで、ここに2路線ありますよね。今回はちょっと下がっています。62万ぐらい下がっていますけど、トータルでは651万からとなって、ちょっとこの牧之原線と御前崎、浜岡線の内訳をまず教えてくださいませんか。

そして、菊川市の負担分がそれぞれ幾らなのか、ひとつお願いします。――委員長、後でも結構です。

○分科会長(赤堀 博君) じゃ、また後でお願いします。

ほかに地域支援対策、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○分科会長(赤堀 博君) それでは、続いて、監査委員事務局の決算審査に移ります。

事前質疑はありませんでしたが、質疑がある方はありますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

今、3年度の改定の意見書ということでやってくれておりますので、あれを見るとかなり詳しく書いてくれてありまして、例の、私が一般質問で言った財政の問題ですけども、やはり、建材出資比率一気に多くなったというところがもう少し分かりやすく書いてくれてあればなと思ったんですけどね、ちょっと参考までにその辺のところを一言苦言を呈しておきたいなと思いました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、監査委員事務局の決算審査を終了します。

では、執行部、お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○分科会長（赤堀 博君） じゃ、すみません。ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議の結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員会の自由討議を行いますので、ご意見のある委員は発言をお願いします。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。43ページの地域企画推進費の中の行政提案課題というのが4件ということで答弁を頂いたんですけど、本当にこれは市民協働の次の一歩になるような非常に重要な取組だと思えますし、行政との連携というのもしっかりとできているというような答弁だって、この行政提案課題というのはさらに前進してほしいと思いました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

9番 織部委員。

○9番（織部光男君） コロナ禍で3年が経過しようとしているわけですけどね、やはり、今までとは違うウイズコロナで、国のほうも規制をしないでやっぺいこうと、お祭りなんかのコミュニティの関係、地域支援課が関係するところでいろいろと質問が多かったんですけども、コミュニティはものすごく大切だとやっぱり思いますので、我々、そういう認識で事に当たっていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

防災のこともね、先ほど小林委員言いましたけども、あの鍵の問題も防災絡みで、過去なんか外に一切、防災倉庫を、いろいろなものが入って、あの鍵がどうなっているのかも分からない、私自身知らないんですけども。

だから、あれが事務所の中にあっただとするとね、どうしても早く開けてというような問題にもなってきますし、やはり、鍵の問題は非常に重要だと思いますので、何かしていただきたいなど、そんなふうに思っています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。自分はちょっと多文化共生づくりの推進費で質問をさせていただいて、いろんな事業に参加されているなどという意識もあったんですけど、コロナ禍もあったり、あと、母数の人数がどうしても多い菊川市ですので、もうちょっとやっぱり発展的に、やっているところもうちょっと人数を増やしていくとか、そういった取組もやっぱりもうちょっと必要ではないかなと感じました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 3番 渡辺です。防犯の安全ということで、施設の点検とか出ていて、その辺は問題ないんですけど、全国各地でたまにプライバシーの侵害で、防犯カメラを撤去しろといって街中からとられちゃったとかという、そういう事例もたしかあると思うんですけどね。

そういう声が万が一出たときに私は必要だなって、防犯はカメラは。思うんでね。それに対して、こう答えるよというの、ちょっと対応を考えておいたほうが、もしかしたらそういう意見が出てくる可能性も、田舎でもあるので、その辺も考えておいたほうがいいかなと思いました。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 今の防犯カメラの件ですけども、日帰り温泉のところにある和の湯というのがあって、男の脱衣所に、盗難が多いからってカメラがついているわけで、とんでもない話だって言ったんですけどね。男だからいいというその感覚がね、やはり、私は事務所にクレームをつけたんだけどねしばらくついていましたけど。そういったこともありま

す。

〔「脱衣所はさすがに」「盗難が多いから」「そうそう、多いから」と
呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 関連業者から一言。

カメラはですね、数台で見ている場合には1対1でモニターでも見ている場合もありますが、台数が増えてくると、選択してカメラを見るようになるものですから、常にそのカメラをじっと見ている人がいるというわけではないんですね。

特に防犯カメラというのはそういうものよりも、何かあったとき振り返って見るというような録画機能を重視していて、そういう点ではプライバシーという、その事態がない限りは、その映像を確認することはないというところを理解頂ければ、それで防犯のためにという重要性があって、いかにどのくらいの長い時間録画できるかというほうが重要視される。

例えば職員を一人置いてずっとカメラを見ておる人、監視員を置くということは、この民主主義の国家ではあり得ないと思いますので、それはある程度、防犯カメラについては重要性という、防犯性が重要とそういったものは浸透してきているのではないかなと思います。

すみません。違う話をしているんですか。

○分科会長（赤堀 博君） はい、小林委員。

○7番（小林博文君） 前に言ったんですけど、地域支援課って、かなりの仕事量があると思うんです。このところを1課としてやっていると、この質問の中を見て分かるんですが、何か課を2つに分けたほうがいいのかというのはずっと思っているんで、その辺で何か検討できないのか。

行政的に上の組織からずっとくるとそうになってしまうのは分かるんですが、何かもうちょっと職員を増やしたほうがいいのかというような気もするし、そういう点がちょっと気になりました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

〔「関連で」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。何かそういったところは、議会として提言書を多分出していくと思うので、先ほどの意見を入れていってもいいんじゃないかなと思うんで

すが、もうちょっと、今、小林さんのちょっとした意見だということを掘り下げるんだったら、他の部署はどうだとか、建設経済部のほうが大きいかなとは思いますが、そういったのもまた議会として考えていく必要もあるかなと思いました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

それでは、以上で自由討議を終了いたします。

以上で、総務部の決算審査を終了いたします。

ただいま出された意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告につきましては正副の分科会長に一任願います。

それでは、ここで議会事務局を……。

閉会 午後 4時37分

開会 午後 4時39分

○分科会長（赤堀 博君） それでは、議会事務局の決算審査を行います。

落合議会事務局長、所管の課名等を述べてください。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 議会事務局の決算審査のほうよろしく願います。

出席は、主幹兼総務係長の大石です。よろしく願います。

○分科会長（赤堀 博君） では、事前質疑、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

タブレットページの6ページになります。

公用車管理費（議会事務局）について、議長車の取扱いについて今後どのように決定するのかを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大石係長。

○係長（大石輝幸君） 事務局の大石です。

質問の議長車の取扱いで今後どのように決定、それは議長車を購入するための決定なのか、取扱い、運用とかそういったものの決定なのか、そこを少し教えていただければありがたいです。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

すみません、ちょっと質問内容が分かりにくくて本当に申し訳なかったんですけど、この事業課題というところに課題を示していただいています、方向性というところにも方向性が示されているんですが、この課題と方向性について、今後どのように具体的に決定していくのかというのを伺いたと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大石係長。

○係長（大石輝幸君） 事務局の大石です。

それでは、質問に対する回答をさせていただきたいと思います。

議長車の取扱いといいますと、使用については議長が出席する議会、議長会でありますとか、各会に出席で使用していきます。年間25回ほどが見込まれている。ただ、本来であれば市内のイベントも平日、休日を問わず稼働させればもっと増えていくわけなんですけど、他の市議会と違いまして、専属の運転手が菊川市議会事務局のほうにはいません。このため、事務局職員が平日になりますけど運転手として随行で行きますと、業務ができない時間が増えてしまうということがあります。

このため、市内のイベント等は事務局に気を遣っていただきまして、議長が自ら自家用車で出席していただくということが、他の市議会を踏まえると、他の市議会は議長車で送迎とかいろいろあるんですが、今、菊川の場合はそのような形でさせていただいておるところでございます。

ただ、議長車というものがございまして、その稼働について執行部のほうからも稼働させたいほうがいいとか、そういったお話があります。ですので、今年度、コロナの関係で中止等になっておりますが、できる限り事務局が、基本、私になるかと思っておりますけど、運転のほうをさせていただく、平日、休日問わず、議長に確認をいたしまして、当分、代休はなかなか厳しいかと思っておりますので、ボランティア的にやるかもしれませんけど、そういった形で議長車の運行自体は常に考えていきたいと、ただ、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり事務局職員が出てしまうと、その分の会議でありますとか、そういったものも開催出来なかったり、少し事務が煩雑化してしまうケースもございまして、そこはいろいろと臨機応変に考えながら、議長車の取扱いといいますか、稼働に関しては考えていきたいなと思っております。

できれば、運転手としての者が雇用できればいいんですが、今のご時世でなかなか職員と

かそういったところを増やしていくというのも難しいものですから、今のところはそのような考えでいます。

実際に、近隣でいきますと御前崎市議会と菊川市議会だけが議長の専属の運転手というものがございません。事務局長と係長が運転をしているというのが現状です。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

ここに台数が書いてありますけど、何台か登録されたんでしょうが、議長車というので幾ら年間で使っているか、ちょっとこれでは分かりませんが、私は、1台持っているよりも、年十何回というのであればタクシーを使ったほうが安いというようにも判断するんですけども、違いますかね。

○分科会長（赤堀 博君） いかがでしょうか。大石係長。

○係長（大石輝幸君） 事務局の大石です。

極端に言いますと、タクシーとかそういったのを市内で使えばいいのかなというのがあるかもしれません。ただ、東海市議会議長会であるとか、三重とか、いろんなところの会議もごさいます。静岡もごさいます。そういった中で場所によって電車等も使うということもありますが、電車を使うより、車の車体の代金はちょっと置いておいてもらえればいいんですけど、基本的には車で行ったほうが安いという場合もごさいます。そこをどのように考えていくかだけになりますけど、運用自体は、そのようにいろんな形がごさいます。ただ、いろんなケースがあって、今のところ、そういった議長車をタクシーとかほかのものということになれば、やはりほかの予算も上げていくことにもなりますし、また、今、既存である公用車を借りるとということもあるかもしれませんが、なかなか公用車も空いているときがごさいますので、確保してしまうと執行部の業務のほうにも、外に出られないということも出てきますので、そこは議会と執行部との分けをしっかりと運用していければなと思います。

また、そういった考えが、今後、出てくれば、公用車を次に購入していくときとか、そういったときにまたいろんな考えが出てきての検討をしなければいけないと思いますが、今のところ、公用車、議長車が1台ごさいますので、それで運用していくという考えを持っております。

また、何かいいアイデア等がごさいましたら教えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに、いいですね。

では、次、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

タブレットページの7ページ、議会情報発信費についてですが、ホームページの更新回数
が多く苦慮していることについて、どのように改善していくか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大石係長。

○係長（大石輝幸君） 議会事務局の大石です。

渥美委員の質問に対して回答させていただきます。

議会のホームページの更新回数が多い内容といいますと、議会の予定と議会改革で決定し
た委員会とかの会議録のアップが主になってくるかと思えます。それと、今現在ある情報も
掲載時期が少し長くなってしまったものを削除したりだとか、そういった更新が主になっ
てきます。

主に、議会の予定の関係なんですけど、年間で計画されている予定につきましては、例え
ば10月の予定を記載するときに、それまでの様子を見ながら、変動とかも見ながら、1か
月前の9月上旬にアップをしていきます。その後、皆さんもご存じのとおりいろんな会議、
常任委員会などが組まれてきます。その都度、更新をしなければいけないものですから、
やはりそういったことを考えると、改善というものは会議自体をなるべく1か月前に開催と
内容をしっかりと議員の皆さまが考えてスケジュール管理をしてやっていただけると更新も減
ってくるというような形になってくるかと思えます。

やはり、市民の方たち、今日、議員さんが行っているみたいだけ何の会議をやっている
のかということがありますので、そこはできる限り、常任委員会と特別委員会と議会運営委
員会、あと全協ですね、そういったものは必ずどんどん上げていくような形を取っていき
たいと思います。

この改善というのは、情報を上げなければこの改定回数が、当然、減ってくることで
すので、その更新をどのようにしていくか、先ほど言ったできる限りスケジュール管理をし
っかりして、早めの管理運営とか、そういったことを徹底していくしかないのかなと思っ
ております。

情報を少なくするという事は、逆におかしな話になってしまいますので、このような形
でできる限り絶えずいろんな情報を提供していきたいと、ただ、今、フェイスブックとか、

そういったもので情報をいろいろ出しています。どのツールでどの情報を出していくか、同じものをずっと出しているものですから、その煩雑化とか事務量が増加していきますが、先ほど言ったように情報の提供というものはやはりしていかなければいけないと思っておりますので、できる限り皆さまのご協力をいただきながら、なるべく更新というものを少なくしていきたいとは考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 最後に一言だけ、本当に私もフェイスブックとか議事録掲載とか、ちょっと提案した立場なので、それでやっぱり苦慮ということが書いてあったので、本当に業務が大変なんだなと思いましたので、ぜひ議会としてもやっぱりそこは協力していかなければいけないことだと思いますので、ぜひ何とか協力して改善していければなと思つての質問でしたので、よろしく願いいたします。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 以上で、質疑は終了しました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、以上、本日予定していた審議は全て終了しました。

それでは、自由討議。

〔「退席でよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） では、執行部退席。

〔執行部退席〕

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 先ほどの公用車の件ですけれども、この財政難において、やはり市長の公用車というのも考えるべきだと私は思います。やはり行政が身を削ると、自らが姿勢を示すと、私は、そういうことが市民に対する務めだと思います。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） では、自由討議を終了いたします。

ただいま出されましたご意見等で分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて

報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

それでは、小林副分科会長、ご挨拶をお願いします。

○副分科会長（小林博文君） 皆さん、お疲れさまでした。今年度の一般会計の第6号補正も午前中に審議いただきまして、また水道会計補正のほう等も審議いただきました。午後からは一般会計の決算の令和3年度をしていただきまして、まだ半分ぐらいですかね、まだ明日もあります、決算のほうはちょっと1年遅れてきていますものですから、なかなか今さらというのもあるんですが、今後の予算のほうに反映できるような内容で、ぜひ質問をお願いしたいと思います。本日はお疲れさまでした。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

今回は、明日の9月14日、水曜日の午前9時から一般会計及び特別会計の決算審査を行いますので、定刻までにご参集ください。

○事務局 それでは、互礼をもって終わりますので、ご起立ください。相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午後 4時53分

開会 午前 8時56分

○書記（本間 君） おはようございます。ただいまより一般会計予算決算特別委員会の総務建設分科会を開催します、互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

それでは、分科会長からご挨拶をお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 改めまして、おはようございます。昨夜はプロ野球、ヤクルトの村上選手が55号、58年前の王選手の、彼が24歳4か月のときに初めて日本人の最多本塁打ということでしたけれども、昨夜は対巨人戦で2本のホームランを。日本プロ野球で最多本塁打というのは60本ということですので、あと15試合という村上選手がどこまで伸ばせるか、楽しいなニュースが入ってきました。

本日も令和3年度の決算審議をよろしくをお願いします。

○書記（本間 君） ありがとうございます。それでは、ここからの進行を分科会長お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第36号 令和3年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定について、本日の午前中は建設経済部に係る事項について議題とします。

質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。質疑の事前通知を提出している委員は、質疑通知一覧順に質疑を行うようお願いいたします。また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言をするようお願いいたします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより、建設経済部の決算審査を行います。中川建設経済部長、所管の課名を述べてください。中川建設経済部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 改めまして、おはようございます。建設経済部です。所管課は、建設課、都市計画課、商工観光課、農林課、茶業振興課の5課になります。まず前半戦、建設課と都市計画課の決算審査ということで、よろしくお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、事前通知に従って行います。

1番目、10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。1番目の質問で、8款3項2目河川維持管理総務費、タブレットで101ページです。課題のところに河川愛護団体等への補助金の平準化が必要とあるが、どのようなことか。また、平準化のメリットについてお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。西下議員の議案質疑にお答えします。

まず、課題に河川愛護団体等への補助金の平準化が必要とあるが、どのようなことかについてですが、建設課が事務局を務めております菊川市河川改修促進連合協議会に加入している河川愛護団体は全部で33団体あります。その33団体に対する補助金を年間で約484万円、今年度支払うこととなっております。河川愛護というと主に草刈りということになるんですが、高齢化や仕事の多様化、サラリーマン化だったり、新型コロナウイルスの影響など社会情勢の変化により、河川愛護活動の実施が厳しくなっている近年の状況を踏まえ、補助金を見直すことも検討しなければならないと事務局としては考えております。

ただ、補助金を見直すためには愛護活動を実施していただいている河川の幅や断面構造や勾配、その他条件、また、活動実態もそれぞれの団体で異なっておりますので、一定の基準

を設けることに苦慮している状況にあります。

また、次の平準化のメリットはについてですが、一定の基準を設けることにより、それぞれの河川愛護団体に対して講ずる補助金の公平性、平等性が保たれ、河川の条件等は異なりますが、活動実態に応じた補助金の支払いが可能になるものと考えております。

最後になりますが、河川愛護活動の実施が厳しくなっている状況は、菊川市に限ったことではありません。近隣市からも同様な意見を頂いております。現在、課題解決に向け、近隣市にアンケートを取るなど、今後、市民の負担軽減や平準化に向けて取り組んでまいろうと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。今でも多分ある程度基準で使ったガソリン代とかあと草刈りを、刈った費用とかもこの連合会とかであったと思ったんですけど、1団体に幾らとかというわけでなくて、活動した分だけとかで今払われてんじゃなかったでしたっけ。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。主には河川の草刈りをした面積の実績を出していただいたり、河川の草刈りだけではなく、改修の促進活動とかごみ拾いとバイオ活動と、そういったところに対して、実績に基づいて河川愛護団体33団体に補助金をお支払いしている状況になってます。

○10番（西下敦基君） はい、分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 高齢化で維持が大変という話が出たんですけど、ちょうど先週私、あるこの関係の自治会から「ちょっと来てくれ」って言われて行って、「何とかもう返上したいけど、どうしたらいい」って相談受けて、「何とかやってくれ」とは言ったんですけど、例えばその周りの自治会が、そういうことやなくて若い人がいないからお祭りやめたとか、屋台引く人ないのに、そういう楽しみさえもやめちゃうような状況なもんですから、この草刈りの単価とかガソリン代とかってのもんじゃなくて、もう維持ができないんじゃないかというようなどこへ来て、深刻な顔をして相談を受けたので、その辺もちょっと検討してください。お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。貴重なご意見ありがとうございました。そういっ

た問題に直面しているのはいろいろ耳に聞こえてくるところであります。一方、頑張っ
て、まだ続けるよって言ってくださってるところも。

ちょっとなぜ地元で愛護しなきゃいけないかというところに立ち戻ると、そもそも堤防道
路って河川からの越水を守るための道路で、基本的には河川管理者が平常時における河川パ
トロールと緊急時におけるパトロール車両を通すための目的で、ちょっと一般の道路と性質
が違うもの。ただ、実際は地域の方が散歩したり自転車で利用したり、地元要望により国や
県に占用申請取って道路として使わせていただいている箇所も。過去、高齢化じゃなかつた
り、まだ農家の方が多かった頃は、堤防道路使わせていただいているもので、自分たちが使い
やすくするために自分たちの地域を環境美化に努める、その代わりに、河川管理者には少しで
も早く河川整備をお願いしたいということが主目的で、数十年前から、この河川促進協議会
も昭和50年に規約ができていますんで、その頃にできたもので、皆さんの先輩議員さんたち
が県に対して河川改修を促進したいというお願いをする、代わりに地域では堤防道路を使わ
せていただいているもので、環境を守るために美化をする。ちょっと僕の持論になっちゃうか
もしれないですけど、河川管理者としては、流下阻害しなければ、堤防の草は刈らなくても
問題ないって考えてるところもあるから。地域としてはそうじゃなくて、環境や美化、防犯
とかごみ捨てるために努力して刈ってくださってるというところあると思うんです。

ちょっと話変わりますが、国安海岸へ年1回、皆さん、ごみ拾いに河川協の役員さん行
っているのも、もともと掛川の国安の方たち、掛川の市民、大東町の方たちが行ってたんで
すが、そもそもごみって上流から流れてくるじゃないかというご意見が多分この河川協の中
で先輩議員さんたちから出て、行くようになったという、まあ30年ぐらい前の話になるかと
思うんです。そういうところで、どこまでできるかというところになるんですけど。

えらいというご意見は聞いて、先日、県の河川局長さんとも意見交換する機会もあったん
で、地域の声を上げてるんです。県議会のほうや委員会の中でも草刈りの問題は議論されて
るところもあります。先週、渥美議員が未来塾の中で草刈りのことをプレゼンしていただい
たかと思うんですけど、ちょっと行政もさっきちょっと言ったように、市民の負担を軽減す
ることを考えていかなきゃいけないなあと思ってます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連いいですか。8番 横山陽仁委員。

○8番（横山陽仁君） 草刈りについて、あまりにも最近の動向見ると、がんがん掘り返した
とか、人がいないとか、結構わがままな発言が多くなって、県のほうもこれはどうしようか

ということなんですけど、例えばうちのところだったら、吉田大東線を一生懸命ところどころで直してくれてるわけですよ。その直し切らんうちにそんな文句言っちゃ駄目だよと。お互いっこだからっていうね。そういう部分もあるもんで、いわゆる道路を直してもらったり橋を標準化してもらわんにやいかんという部分もあって、優先的にやってもらわないかんこともあるんだからね。やっぱり草刈りぐらいやろうよねというような形でね。ある面ではいわゆる不平不満ももうちょっとや、我慢せいと。いわゆるリバーフレンドシップの20万ももらえるものもあるしということで、もう少しPRしてもいいんじゃないかなと思うんです。なんでそういう面で、特に県の管理河川の部分になってる部分、地元のほうでも相当やらないと、県だってやれないし、そうかといってじゃあ市がやれるかっちゃやれないもんで、その辺のいわゆる釣合いというか、ダブる面ではあまり文句言うなという部分はPRしてもいいんじゃないかなと思うんです。

○分科会長（赤堀 博君） 文句を言うなという言葉に代えてねということで、もっと協力して、県と国から整備を促進してもらおうというような、持ちつ持たれつ関係をぜひやっていきたいと思います。

9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今回、決算額547万一般財源に使っております。ただ、前年比見ますと147万減ってますけども、これは原因は为什么呢か。

○分科会長（赤堀 博君） 分かります。河川維持管理費。答弁できますか。永田管理係長。

○建設課管理係長（永田 君） 建設課の管理係長の永田です。河川維持管理費147万減ということなんですけども、これは令和3年度の河川維持管理費、実績に伴うものでして、予算に対して河川愛護団体に対する借り上げ代とかそういった資材提供、そういったものが実績によって前年比と比べて減ったものと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。高齢化社会、2040年、2025年問題もありますし、もう明らかに高齢化して、今渡辺議員が言ったように、各自治会高齢化してできないということが明らかになっていくわけです。これが解決することはありませんよ。それに対して何も手を打たないでいいのかということが、私たち、私、議員としては言いたいことなんですよね。ですから、こういう決算を見て、前年比で減ってはいるから安心だという問題ではないですよ。根本的な解決は何にもなされないと。ぜひ令和5年度の予算、どのような形にす

るのか分かりませんが、ぜひそういう長期的な目で物事を考えていただかないと困ると思うんですよ。よろしくをお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、次行きます。建築物等耐震改修促進事業費、タブレットの117です。事業成果において、戸別訪問51件、DM送付423通を実施、わが家の専門家診断25件、耐震補強工事3件、ブロック塀撤去事業14件、ブロック塀改善事業14件等とあるが、対応されなかった世帯の理由のうち、費用面以外での理由はどのようなものがあったかお聞きします。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。対応されなかった世帯の理由のうち、費用面以外の理由はどのようなものかについてですが、わが家の耐震化診断と耐震化補強工事については、昭和56年以前の住宅が対象となっており、既に建築から40年以上が経過した建物であることから、建物の老朽化や所有者が高齢化していることから、自ら踏み出せない状況にあるのではないかと推察されます。

ブロック塀撤去及び改善事業については、個人が危機感を感じていない状況ではないかと推測しております。改善についてもそれぞれ連座する事業であるため、同じと考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） はい。ほかにないですか。

[発言する者なし]

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ次へ。

じゃあ私から。8款5項1目の空家等対策推進事業費です。タブレットの118。決算額ゼロ円となっているが、その理由は。また、行政指導通知を14件送付とあるが、訪問指導後の相続人の対応は。訪問指導以外13件の相手方の前向きな対応があったかどうかお伺いします。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。決算額ゼロ円となっているが、その理由にはついては、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、予定していた空き家研修に参加できなかったことによる旅費及び研修負担金の未執行と、特定空家等に判定する建物がなかったことによる役務費の未執行となります。

続いて、行政指導通知を14件送付とあるが、訪問指導後の相続人の対応についてですが、14件のうち3件に対し、同年度に2回目の指導通知を送っていますので、通知を送った11件の内訳について説明をさせていただきます。草木の繁茂のみ問題がある物件が5件、建物の

老朽化のみが1件、草木の繁茂と建物の老朽化が常習化している物件が3件、スズメバチの巣が1件、草木の繁茂と建物の老朽化に加えて、ごみの撤去をお願いした物件が1件ありました。

通知を送った11件のうち、6件については改善がありました。改善の内容については、草木の繁茂のみの改善が4件、草木の繁茂と建物が改善した物件が2件、改善をされなかった5件の理由については、通知を送ったが連絡の取れない方が2件、解体費用の捻出が難しい方が1件、相続人の同意が取れず、解体費用の捻出も難しい方が2件ありました。

続いて、訪問指導以外13件の相手方は前向きな対応であったかについてですが、この13件のうち10件のうちということになります。6件の前向きな対応がありました。改善内容についてですが、草木の繁茂の改善が6件中全てで、建物の改善が6件中2件ありました。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） はい。関連。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。6件草木の繁茂が改善されたということで、自治会の方がもうどうしようもないといってボランティアできれいにしたのを報告会で言われた、そういうのもあるので、この6件って自分でちゃんと費用を出して改善したということではよろしいかどうかを。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。西下議員が言われたとおり、自治会の方がしようがないからと面倒見てやってるところもあります。それは通知を送らなくてもそういうことをやってる自治会もあるのは確かでございます。そういう内容についてはそうお伺いしております。

我々の通知を送った6件については、自らやったか、もしくは造園屋さんとかシルバーに頼んだかについては、それぞれちょっと確認はしてませんので、ほとんどが依頼をかけてるということで把握はしてますけど、ご自分でやった方もあるかもしれません。

すいません。以上です。

○10番（西下敦基君） はい、分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） 通知が2件戻ってきたって言いましたね。都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） すいません。14件の送付ということで、3件に対しては2回送ってますので、同じメンバーに。戻ってきたというか、件数の関係で、14件送ってるうちの実質3件分減りますので、11件が対象になります。2回送った方が3件あるということで

す。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。関連。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。決算がゼロ円ですけど、通知をやっぱり送るのに1通80円とか多分かかると思うんで、1,000円ぐらいの執行額つくんじゃないかなど。そこら辺は全然総務の予算とかになってくるんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。すいません。郵便代は総務課のほうで全て持っていますので、ここに特別上げてません。あと、職員が訪問をするに当たっても、電車を使ったり車を使ったりして高速料金が発生しますが、それは全て総務費のほうで払っていただいていますので、そういった経費は一切この中には入っておりません。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 何もやらなかったわけじゃなくて、ほかで費用を出してる。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。空家対策推進事業費ということの名目になってて、決算額がゼロというのは納得ができないですよ。どういうことですか、これ。対策推進をやらなきゃいけないと。もう社会問題になってる。国とか県に任せっきりで市は何もやらないということがここに表れてるんじゃないんですか。違いますか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。行政代執行をやった場合、当然こん中に載ってきます。あと、啓発、前回やった内容もこん中に載るんですけど、啓発活動については民間の航空会社を利用して、菊川市独自のパンフレットなどで啓発をしておりますので、実際やってないということはありません。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。9月4日の日経には、住宅数が世帯数よりも1,000万戸になると、来年度はね。そういう記事が載っておりました。やはり菊川市としてもこの空き家の問題を放っておくことはできないと思ひまして、この前、倉部さんを中心になったと思うんですけど、空き家を利用して憩いの、皆さんの集いの場をつくったりしてますけども、そういうことも一つの空家対策推進事業だと思うんです。ですから、行政が音頭を取ってそういうやるべきことをやると。予算を取ってこういう科目で、そういったことは考えません

か。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。リノベーションとかリフォームとかというのは、やはり個人の所有物でございますので、それに対して補助金を与えるか与えないかについては総合的な判断が必要だと思っております。ただ、やはり個人の建物、じゃありノベーションが1軒だけ、それが片づいたでよかったねという話ではなくて、先ほど織部議員が言ったとおり1,000万戸ありますよというのは、それだけを全部リノベーションして活用することは実際不可能だと私は考えています。ただ、建物を壊して違う土地利用にするとか、そういうことも踏まえた中で、やはり指導していかなくてはいけないのが現実だと思います。我々のほうもワンストップ相談会というのを県とタイアップしてやっていますが、負担金があれば半分払っていますけど、今年については、4年度については1月東館のほうで実施する予定になっておりますが、来年度以降については一般質問の答弁でさせていただいたように、やはり我々のほうで普通の法律とかルールとかというのは大体説明が出てくるんですけど、それをやっぱり流通させるというところが少し行政の中でできないことになります。よく行政で空き家バンクということでホームページにぎっくばらんに載せてるのがあるんですけど、ただ載せれば売れるということではなくて、やはり不動産業者がしっかり査定をして売れる売れないって判断をした上で売っていただくということを考えていますので、来年度については予算をまだ計上しておりませんが、宅建協会と連携した相談事業などの推進していきたいということで考えています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今、織部議員が言われたように、やはり事業予算に予算がなっとるんですよ。ということは、先ほど言ったように総務費の中で出してもらってるとかそういうようなことじゃなくて、やはりここはしっかりとした事業名がついてますよね。空家等対策推進事業費ということで。そういった関係もありますけれども、議会からも要請をさせていただきましたけれども、やっぱり制度としての支援策、こういったものの必要性、こういったものも考えながら、やっぱり事業へと持ち込むような形じゃないと、市民に対してアピールできないですよ。何も空家等対策推進費が使われてないという、そういう目で見られてしまいますんでね、見える化、ぜひしていただきたいなあと、そういうふうに思っていますけれども、どうでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。ちょっと郵便料についてやっぱり総務課で一括で持ってますので、これだけ特別ということはちょっと考えられないんですけど、旅費等については見える化ができるかもしれませんので、財政当局と話をさせていただきたいと思います。あと、事業の内容で、先ほどもちょっと言いましたけど、空き家に対する解体費補助とか、そういうのについては今後検討していきたいとは思っておりますが、取りあえずやはり流通させるというのが一番メインでございまして、やはり菊川市って外へ外へ拡大して土地利用を図られてるまちでございまして、ただ外々拡大というのはもうこれは終わりの時代に来ていますので、今あるものをどうやって利用するか、町なかにある物件をどうやって利用するかが課題になってきてますので、そういったことを踏まえて、もう少し検討して上げていけるものは上げていきたいということで考えてます。

以上です。

○17番（松本正幸君） お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） はい。じゃあ次行きます。

8款5項1目の市営住宅管理費です。タブレット119です。借家条件緩和に伴い、市営住宅の入居率は向上したのか。また、市営住宅家賃滞納者について、話合いに応じてもらえたかどうか、その辺を伺います。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。条件緩和に伴い、市営住宅の入居率は向上したかについてですが、令和3年度から3つの条件を緩和しましたが、入居率については退去する方が多く、向上しておりません。しかし、令和3年3月末時点で緩和される前に退去基準に達する方が条件緩和により退出いただかなくてもよくなった世帯が4件ございました。内訳は、入居可能月所得21万4,000円から25万9,000円に緩和したことで1世帯、子育て世帯、定義を小学生入学前から高校卒業前の子どもがいる世帯に緩和したことで3件が居住を継続いただくことができました。

次に、市営住宅の滞納者についての話合いに応じているかについてですが、令和3年度は滞納者が5人、そのうち3名は分納で話合いに応じていただいております。長期滞納者の1名については、健康不安につき施設入所となり、施設側の協力を頂く中で、市営住宅から退去の際に残債を完済していただいております。残る1名については、退去後に面談に応じない状況になっていきますので、引き続き通知及び訪問を続けていきたいということで考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） この1名は矢田部住宅。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。長期滞納者の1名については上本所です。
残る1名の方も上本所を出た方になります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。財源のその他の説明をお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。その他については、入居者から頂いてる家賃になります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。はい。関連はいいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ次、松本委員をお願いします。

〔発言する者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） あ、ごめんなさい。都市計画課は以上で事前はありませんが、ほかにありませんか。都市計画課に関して。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、都市計画課に関する質疑を終了いたします。

はいじゃ、建設課、都市計画課は退出。お疲れさまでした。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時33分

○分科会長（赤堀 博君） それでは、続いて商工観光課、農林課、茶業振興課のをやりますけど、商工観光の決算審査に移ります。

事前質疑のある方から、17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。この関係はタブレットのほうを見ていただければ分かると思いますが、7ページになります。5款のほうであります。労働者の福祉対策費というこ

とで、この中に2,467万9,000円の不用額の要因と、貸付金の利用者増加につながる情報発信の工夫、それから、補助や貸付金、制度的な課題の分析はということで初めお伺いをしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。不用額の要因といたしましては、預託見込額と実績との差額になります。

住宅資金と教育資金、この2つを貸付けしている制度がございまして、この見込みについて、それぞれ住宅資金については、もともとこれまでの実績等を踏まえて4億3,877万円ほどを見込んでいました。結果的に労金との最終契約額が4億1,531万3,000円。教育資金のほうにつきましては、預託見込みを3,564万5,000円と見込んでおりました。最終契約額は3,442万3,000円となりました。

この差額につきまして、2,467万9,000円が不用額としてなっております。

不用額は2,000万円あまりとなっておりますけども、今申し上げたとおり、最終契約額との差額については約95%まで精査はさせていただいております。

貸付制度の利用を希望される方が予算不足とかによって利用できない状況にはならない範囲で、できる限り不用額が発生しないよう精査しまして、今後とも市内の勤労者に対する良好な居住環境の支援とか、そのご子息に対する良好な教育環境の支援とかを図ってまいりたいと考えております。

また、貸付金の利用者増加につながる情報発信につきましては、市内の皆さん、すべからずこの制度を知っていただくということが、まず重要になると考えております。

これまで市の施設ですとかに配架したりですとか、広報紙への掲載、また、労働金庫によって説明会など、そういったところで情報発信をさせていただいておりますけども、やはり、住宅資金、教育資金の貸付けでございますので、比較的若い世代が対象となることが多いということを踏まえまして、昨年度はSNSとかも活用しながら利用者に周知を図ってきたところございまして、利用される見込みの方に合わせた制度周知、こういったものを行っております。

また、最後に、補助や貸付制度的な課題なんですけども、制度の利用状況を見込むに当たって社会経済の情報を注視しているんですけども、コロナにおいて昨今の住宅需要の高止まりとか木材不足も影響して、住宅資金の借入件数というのはコロナ前と比較して減少傾向にあります。

でも、一方で教育資金というのは増加傾向にあったりとかということで、その見込みを精査するのが非常に難しい状況でありますけども、年に2回、労働金庫と協調融資審査会というのを実施しまして、社会情勢とか他市の制度等を参考に利率や件数、金額について検証をさせていただきまして、見込みの精度向上とかを図っているというような状況でございます。以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問はありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。本来的に住宅資金とか教育資金、この関係の制度そのものはすごくいいものだなんて感じはするんですけども、やっぱり金融機関との共通融資、預託方式というのは果たしてどうなんだろう、現在の時代にマッチしているのかどうなのか。

また、財政の健全化、こういったものを考えた場合、要するに大きいお金が市としては動くわけですね。4億3,000万一旦出さねばならないと、それを運用していただいて3月末に返ってくるというようなものなんですけれども、ほかに使われないんですけども、拘束される、ここにひとつ、もしできたら何らかの利子補給でも、そういった方式があるならば、そういった研究をすべきじゃないかなと思います。

これも監査の中でも恐らく言われているんじゃないかなと思いますけれど、その考え方を少しお伺いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。今おっしゃるとおり、近隣市においては、磐田市、掛川市、藤枝市が当市と同様に預託のやり方をしております。一方で、袋井市、森町、御前崎市、牧之原市というのは、今、委員おっしゃったような利子補給制度としております。

やはり、利子補給にした場合は、その利子の負担をしますので、毎年補給した分、利子を減額した分というのをを使う、市としては支出するという形になります。

一方で預託については、委員の説明のとおりなんでございますが、預託する4億は最終的には毎年返ってきますが、また翌年度同じ程度の規模をするもんで、結果的におっしゃるとおり4億ぐらいは市の財政の中から膠着した状態で、使われない、触れない状態にはなるのは間違いないんですけども、これについては市の支出、実質的な支出はない状況になるんです。

ほかの、それぞれの市の判断だとは思いますが、当市においては、やはり実質的な支出のほうを今はしない状況の中で、こちらの預託方式のほうを取っております。

仮に利子補給にした場合というのは、今申し上げたとおり、毎年幾ばくかずつ補給、補填した分の歳出をしていくもんですから、このまま制度がずっと続くわけではございませんが、何年か後には結局4億分ぐらいの歳出にはなってきたはしますので、こちら今のところ我々の市としての判断としましては、実質的には歳出のほうをない方式で運用しているという判断をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今の現状を説明していただきましたけれども、やはり、先ほども言いましたように、財政的な面、こういった面が絡んできますので、担当する部局、こういったところと少し、この制度についての分析、こういったものをしながら研究をしていていただきたいと、このように思います。

以上、要望で終わります。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。もし分かればいいんですけど、住宅の貸付けは17件と、勤労者の教育のほうは12件ということで、年代とかって大体どんな分布なのか、もし分かれば、住宅だったら若い世代に多いかな、教育だったら結構40代、50代まであるのか、そこら辺がもし分かれば答弁お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。

すみません。ちょっと今、分からないというのが現状でございます、いずれにしても今、17番委員からも、この制度についてのもう一度精査ということは承りましたので、そういった中でも実際使っている方々をもう一度精査しまして、どっちのほうの制度が市民の方々によいか、また、市の財政的にもよいかということは検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。貸付金の利息率を教えてください。

○分科会長（赤堀 博君） 貸付金の利率、分かりますか。答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。労金のほうで昨年度なんですけれども、住宅ローンの場合は、返済期間が5年で固定で0.75、10年で0.80というのが今の金利

になっておりまして、今2%ぐらいの金利が一般的じゃないかなと思いますが、そこまで減額できるような制度になっております。

以上です。

〔「それ以外の利子は」「教育のほうの」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 教育のほうの利子をお願いします。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長です。失礼いたしました。教育のほうは、固定で1.40の利子になっております。最長10年ということになります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） では次、10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。タブレットで8ページです。5款1項1目就業支援事業費、内容としては、企業見学バスツアーで見学した企業はどこですか。また、なでしこワーク、セミナー、バスツアーによって実際に就業が決まった件数と事例、効果について伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。まず、企業見学バスツアーにつきましては、市内の事業所から希望のありました9社を見学させていただきました。

場所は、落合刃物さん、川崎工業さん、三共静岡製作所さん、東芝キャリア掛川開発センターさん、日東工業の菊川工場さん、フジオーゼックスさん、フライスター東海工場さん、松下金属工業小笠工場さん、あとミクニ菊川事業所、この9社でございます。

バスツアーにつきましては19名の方に参加頂きまして、このうち高校生1名がその見学した事業所への就職が決まりました。

バスツアーの効果といたしましては、コロナ禍による就職希望者に対する事業所説明というのがオンラインとかによることが増えているんですけども、実際に事業所で働いている様子などを見学できることで、参加者というのはその企業で働く自分の姿というのを意識できる、イメージできる、こういったことで企業への関心を高めることにつながっておりますし。

また、これに加えて採用のミスマッチ、こんなつもりじゃなかったとかというような、こういったミスマッチを防ぐ効果もございます。——なでしこワークもそうでした。

あと、なでしこワークとかハローワークは、ハローワークと共催で実施しており、延べ

8回、225名が参加いたしました。このうち就職につながった人数は、ハローワーク登録者分に限ってしまうんですけども9名となっております。

なお、参考に、今年度は8月末で135名参加していただいて6名が決定いたしております。

さらに、女性活躍推進事業によってセミナー等を開催しております、その参加者は44名、このうち5名が決定しております。

なでしこワークとか女性活躍推進事業によるセミナー等というのは、パソコンのスキルとか、そういったものもきめ細やかな支援をさせていただいております、参加頂いた女性の仕事復帰に向けたスキルアップだけではなくて、仕事復帰に対する不安軽減、こういったものにつながっているものと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問はありますか。

○10番（西下敦基君） 得意にないです。いいです。

○分科会長（赤堀 博君） 関連は。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。健康な方の職業支援ということで、行政は縦割り制度ですので、できないというのは分かっているんですけども、障害者の就業支援というのは福祉課のほうでやっているかと思うんですよね。

こういう形でいいことをやっていけば、そういうところも水平展開をしながら、協力し合っていて、そういう少しでも働きたいという障害者なんかも工業見学をすとか、縦割りでなくて、こういう問題を市民のために、国民のためにという考え方に立って事業をやっていただきたいと思うんです。ぜひ、そういう意見もあるということを知ってほしいなと思います。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに関連は、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） それじゃ、続いて、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページで46ページ、産業振興推進費について、産業支援センター立ち上げのハード・ソフト面での準備状況は。また、地域経済活性化推進会議から提出された意見書の内容について伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。まず、すみません。意見書のほうからご答弁させていただきます。

意見書につきましては、今年、令和4年の2月9日付で事業承継支援の取組強化についてという副題で4つの項目についてご提言頂きました。

その4つの項目というのは、1つ目は、ワンストップ相談窓口、いわゆる産業支援センターの設置、2つ目は、事業承継に係る個別相談の実施、3つ目は、事業承継に係る効果的な情報発信と情報の共有、4つ目は、菊川市事業承継ネットワークの構築と協力体制の整備、この4つでございます。

これを受けまして、我々、産業支援センターの設置について検討を始めておりまして、現在、センターの設置目的とか事業内容、職員体制とか設置場所、こういったものについて検討をしております。

先進地である島田市には、おびサポという既に産業支援センターのような役割を持っている施設がございますので、そういった事例などもヒアリングをして、参考にしながら検討を進めているところでございます。

また、相談体制については、例えば商工会は既に業務としてやっつけられていますし、そういった商工会をはじめ、金融機関、あと県の事業承継総合支援センター、また、そういった支援をしている県よろず支援拠点というところなどとの、関係機関というか、連携を図るところとして情報交換とか事業調整というのをしております。

また、こういったヒアリングとかをしている中で、特に、おびサポを聞き取りをする中では、実は事業承継の相談というもの以上に、実際は創業とか販路拡大の相談というのが非常に多いという実情があります。

単純に、そういった意味では相談窓口としての箱物を設置するだけでは、やっぱり事業者のニーズに応え切れない、こういった実態も明らかにになってまいりました。

そういった意味で、このたび市内の相談企業と、例えばスタートアップ企業のようなものとか、そういった新たなビジネス展開を考えている企業とのマッチングができるような仕組みも必要だと、この提言以上に、その応えるためには、そういったものも必要だということを感じておりまして、実はこれ、当初想定していない内容を検討しているために、結構時間を要しているというのが実情でございます。

ハード面については、やはり、この機能というのを1回整理しないと、どれぐらいの規模とか、どういう施設機能というのが整理できないので、まずはこの機能整理をしながら、ハードについては市の施設とか民間賃貸物件とか、そういったものを含めて検討をしているところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。本当にいろんな角度から検証をしていただいている、あと、しっかり声も聴いていただいている、時間もかかるということだったんですけど、時間をかけてでもしっかりしたものというのをつくっていらっしゃるのだと思います。

当初予算のときにも質問をさせていただいたんですが、お茶の農家さんですとか、農家さんの事業継承とか販路拡大とか、そういった共通する部分が相談できるというものもあると思うんですけど、島田市でもそういった事例もある中で、菊川市でも検討をしていただきたいというような質問をさせていただいたんですが、それについて現状を、あったら教えていただきたいです。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。今おっしゃったように、市内の事業者さんというのは、いろんな多種多様な方々がいらっしゃいますので、そういった、お茶農家さんも含めて相談は受けたいというふうに思っております。

ただ、いろんなところをヒアリングしていくと、一般の企業と農家さん、お茶農家も含めた農家さんとの支援の仕方というのは、実はちょっと同じじゃできないというような課題も実は本当は見えております。

ただ、体制としましては、そういった市内の事業者さんの相談には受けられるような体制にしていきたいとは考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。それでひとつ、産業の支援とかというのは商工会もありますし、行政のほうでもされてあると、金融機関でも相談も乗ったりとかしていただいている、今度産業支援センターが、すみ分けがどうしていくのか、どっかに特化していくのか。結局、商工会でもほとんど似たようなことをあるときやられていたりとかして、何かに特化していったほうがいいのかということと。

あと、中小企業振興条例という菊川市にありまして、それに振興プランがつくられているんですけど、何分時代に合ったものを作ってもらうほうが良いと思うんですけど、そこら辺って関連をもってやっていることなのか、2点お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。

まず、その相談体制については、おっしゃるとおり商工会、金融機関は既にされておりなので、我々協力体制として商工会とか金融機関とは連携していくような形で話は進めております。

ですから、一元的な相談窓口というようご提言ではあったんですけども、市と商工会と金融機関とかが一緒になって相談を受けるような、市としては、そういったニーズをまず皆さんから拾い上げられるような広報をしたり、セミナーをしたりとかというふうな役割とか、そういったものに分けていこうと思っています。

国の制度も当然使えるような形で我々は体制を用意していきますし、それがどこまで、これからその支援体制、補助制度とかも含めて、どういうところまでつくっていくかはこれからは異なりますが、当然今あるその相談体制と、市としての役割というのは、整理はしていきたいと考えております。

以上です。

○10番（西下敦基君） あと、振興プランで。

○商工観光課長（笹松光普君） そうですね、すみません。振興プランも実はまだ、当然想定はしているんですけども、今の状態だと、まだ整理ができていない中で、当然その方向に用意していくのは、想定はしています。ただ、今具体的にまだ手をつけていないというのが現状でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はいいですか。

[発言する者なし]

○分科会長（赤堀 博君） では次。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。タブレット48ページで、7款1項1目の、ふるさと納税事業費、寄附額、件数で前年度を上回ったが、どのような取組の効果が高かったのか。それぞれにかけてやっていたと思うんですけど、折り込みを入れたりとか、どれがどう効果があったのかなという、すみません。ちょっと説明頂ければ、お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。令和3年度は、件数として、令和2年度に比べて2,527件増えました。率でいくと83.8%、ほぼ2倍弱ぐらい増えております。寄附額についても6,582万7,000円の増額でございます。率としても70.5%増加しているよ

うな状況です。

それぞれにこの増加分がどれだというふうに切り分けるというのは非常に難しく、できてはいないんですけども、やはり、新規返礼品の登録数が、まず140品ぐらい増やしました。そういったことがまず一つあります。

今、委員からもお話し頂いたように、やっぱり関東圏への新聞折り込み、これで寄附者が多いといいますか、人口が多いところへの広報というのは効果があったものと考えております。また、それに加えて、SNSとかポータルサイトを活用した周知活動はしております。

実は、新聞折り込みをすれば、そのまますぐに効果があるというのが、相手が分からないもので何とも難しいんですけども、例えば今年の例でいきますと、日経新聞に、枕の赤堀さんが掲載された後というのは非常に件数が伸びたりするもので、そういった人目につくというだけじゃなくて、例えば、そういった良さを紹介してもらえそうな発信の仕方、こういったものが必要なのかなというふうには考えております。

また、昨年度の取組に戻りますけども、県立大学生とも連携しまして、我々行政の中ではなかなか発想力も限られてしまっているものですから、例えば新規返礼品とか掲載方法の検討、こういったことも行いまして、県立大学生のほうからは19品目の新規返礼品の追加を頂いたり、それから、インスタグラムとか、アカウントを作成して菊川市の返礼品のPRを行っていただいて、この県立大学生が作っていただいた19品目で104万3,000円の寄附につながったりしております。

こういったことが効果として考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。西下委員。

○10番（西下敦基君） 再質問、すみません。10番 西下です。特に売上げが高まったような商品、人気が高かったのがどんなものかと、あと、社会課題的なやつ、今多分、エンディングノートの作成を手伝いますとか、お墓の掃除をしますとかというと、結構社会課題とか、そういったソフトというか、福祉的な面の返礼品というのは駄目なのか、そこら辺の具合を教えてくださいなと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。まず、ゴルフの割引券ですとか、先ほど紹介させてもらった枕とか、あとメロンとか、こういったものが多かったと思います。

福祉的なサービスについては、決してそれが駄目というわけじゃないんですけども、総務

省のルールの中で、その市の特性、その市独自のものという規定がありますので、サービスでも別にできるものというのがありますので、そういったものも考えてはいきたいと思えます。

おっしゃるとおり、我々、どうしても品でいってしまっている部分がございますので、そういったサービスも新たな返礼品として活用できるんじゃないかなというふうには思えます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。その活用状況は低調なのか、もし分かれば。多分見守りもあったのかな、いろいろ多分お墓の掃除とか、また何かいろんな事業があったと思うんですけど。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長です。すみません。今手元にないんですけども、総務省のほうの基準で、地域物産基準だったか、そういった名前のものがあって、明文化されております。

いっとき岸和田市とか小山町とかが取り消しになったこともございますので、一応総務省のほうで、こういったものが地域物産として認めますよというのが明文化されていますので、それを、すみません。今手元にあればお話しできたんですが、ちょっと今手元になくてお話しはできませんが。

概して、その地域の物を使っている、もしくは地域で主たる加工をしているとか、その地、その市、その地域でしかできないとか、そういった何らかしらの地域特性というのがルールにございますので、それに合わせたサービスというのが必要になってくると思います。

一方で、例えば、それを満たせば市外でのサービスも認められますので、例えば、市内の農産物を使った料理を東京で出していただけるレストランの割引券とかも実は対象にすることができます。そういったもので、我々市内でのものを、例えばマーケットの大きいところで売り出していくということもこれから今考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） 次、松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。同じ事業なんですけれども、ふるさと納税事業というこ

とで、タブレットのほうは48ページになります。先ほど課長のほうから説明がありましたように、寄附件数のほうが大分伸びているということで、5,542件だと思いますが、寄附総額が1億5,913万8,000円、このような、令和3年度決算で出ております。

あと、私たちが分からない部分、こういったものについて少し教えていただきたいんですけども、返礼品の調達に関する費用と、あと搬送業務等の諸費用、また、住民税の減収、こういったものが分かれば教えていただきたいものと、今後のふるさと納税の返礼品の在り方をどのように捉えているかということなんですけれども、恐らく返礼品の扱い、目指すところは、もう少し変わってくるんじゃないかなということも言われております。

そんな面についてご質問いたします。答弁をお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長です。まず、今、委員からもご紹介いただきました寄附の収入1億5,913万8,000円ではありますが、これに係る返礼品の費用とか、いわゆる配送業務とか、そういった諸経費に約7,800万円かかっております。

一応、商務省のルールで、寄附額の半分までですというルールがありますので、寄附額が増えれば、こういった広報業務とかの諸経費とかも増やしていくことができるような現状です。

一方で、菊川市民の方が市外にふるさと納税をしたことなどによって、住民税の減収というのが約6,500万円ぐらいあります。これも、実はふるさと納税のされる方というのは年々増えておまして、菊川市でも同じように若干増えておりますが、一応、ただ、菊川市においては、この6,500万円は、一旦住民税としては減額になるんですけれども、その4分の3がですね。

〔「4分の3」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（笹松光普君） すみません。70%から75%程度は交付税として戻ってきます。そういったことを考えると、黒字という言い方が正しいかどうか分かりませんが、それを踏まえると今のところ、ふるさと納税としては6,500万ぐらいは黒字といいますか、外から入ってくるお金のほうが多いというのが今の市の状況になります。

今後のふるさと納税の返礼品の在り方なんですけれども、市長も実は県のほうで税務課長をやられていまして、ふるさと納税を担当しているもので、その理念のほうをやはり大切にしております。

そういった意味でも、ふるさと納税というのは生まれ育ったふるさとへの貢献、これを自

らが応援したい自治体を選んで寄附をする制度、これが理念でございますので、まずはその制度指針にのっとり本市の特産品などを返礼品などにすることによって、我々の市を応援していただく方々を増やしていく、こういったことが基本だとは考えております。

でも、一方で、市内事業者を支援する側面ともありますし、支援の寄附額を拡大することも、先ほどの、今はまだ入ってくるほうが多いですけども、当然出ていくほうが多くなってくると、その分、市としての財源というのは減っていきますので、やはり、支援の寄附額を拡大するというのも併せて考えていかないといけないとは考えております。

そういった市内の事業者の販路拡大の一つとしても考えておりますので、既存返礼品の組合わせとか量増加とか、高額商品化、そういったものも考えながら、市外の方々から注目頂ける返礼品を拡大することというのが重要であり、まずは、我々としては進めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今説明がありましたけれども、本来、ふるさと納税の寄附の受入れよりか流出額が多くなったところへ地方交付税75%が受けられるということだと思うんですが。

ただ、今の説明でいくと、菊川市のほうに6,500万実質的に減っていますよということになっているんですけども、このうちの75%が地方交付税で返ってくるという説明なんですかね、今の説明でいくとそういうふうに聞き取れたんですけども。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長です。おっしゃるとおりな状態です。というのがルールでございまして、今説明させていただいた6,500万、市民の方が寄附出している、そのうちの4分の3が後々交付税として戻ってまいります。

以上です。

○17番（松本正幸君） そして、今回の一般質問の中で、クラウドファンディングの在り方、こういったものの提案が恐らく須藤議員のほうからあったかと思うんですけども、いろいろな事業に関して言われているんですけども、やっぱり、こういう手法もひとつ生かしていく方向が、これからの時代にマッチングしているんじゃないかなという気はするんですよ。

そういったものも含めて、ふるさと納税、こういったものを、地方版としてぜひ拡大をし

ていていただいて、歳入増につながるような政策として取り扱っていただきたいと、そういうふうに考えております。

また、企業版ふるさと納税というものもございます。この前も何らかの報告の中で、市長がトップセールスに行かれて、企業のほうから1,000万円とか、そういったものを受けたということも聞いておりますし、こういったものの関係については多分納税の全てが税から引かれるということもございますので、最大限PRすべきじゃないかなと思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今の考え方2つまた言ったんですけれど、もし考え方の中に何か思いがあれば答弁頂きたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。ありがとうございます。実は、昨年2件ほどクラウドファンディングでの寄附というのを募りました。一つは観光看板に関することございまして、11件で28万9,000円ほど頂きました。もう一つは、放置竹林ということで、竹灯籠を作るようなことでクラウドファンディングを募りまして、8件で9万円という寄附を頂いたところでございます。

今後、我々だけじゃなくて、駅のほうも新しくしていくとかというような大きな事業もございまして、そういったところもクラウドファンディングも含めて活用できればいいなというふうには考えております。

もう一つ、企業版ふるさと納税なんですけども、我々、商工観光課では、いろんな、各市内の企業さんとの意見交換というのは日々やっております。その中で、企業は、自分の生産拡大だけじゃなくて、やはり企業価値を上げるということで、CSR活動といいますか、企業を皆さんに知ってもらおうというようなことに対して非常に今注目しているというか、取り組もうとしている。

ちょっと言葉はよろしくないかもしれませんが、会社の上の人たちはそういうふうな意識を持っています。でも、それを任された担当の方々はどうしていいかわからないというのが今の現状で、そういった中では、実はこの企業版ふるさと納税っていうのは、担当の方としては取り組みやすいと言いますか、簡単に、そのCSR活動の一つとして取り組んでいただける部分ではございますので、そういった中を紹介しながら募っていきたいというふうな考えていきたいと思っています。

以上です。

〔「よろしく願います」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

今のものを聞いてまして、ここには寄附金額が6,500万増えたと書いてあるんですけど、それが、菊川市のあれ、今のものと、税金が減ったというようなお話内容でしたけれど、そうなんですか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。

笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長です。

そうです、すみません、ちょっと同じように6,500万という数字が出てしまったので、混乱をさせてしまいましたかもしれませんが、まず、市内、市に対して一応5,913万8,000円の寄附をいただきました。それに対して、約7,800万の事務費を使っております。さらに6,500万ほど市内の人が外に寄附をしていますので、単純に行くと、そこで1,600万ぐらいしか上積み、残りがありませんけれども、実は市外に出た6,500万のうち80%か75%は交付税として返ってきますので、約4,900万くらい返ってきます。それで、結果的に、また6,500万の上がりになってるっていうふうな説明になります。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

今の話ですと、逆に6割ぐらいが、菊川市民が菊川に寄附をしているという理解でよろしいんですか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。

笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長です。

ふるさと納税の仕組みというのは、市民は自分の住んでいる市に寄附はできません。ですから、あくまでも1億5,900万余りというのは市外の方が出して、菊川市に寄附していただいた額です。

一方で、菊川市民の方は市外に対して寄附をできるもので、それが6,500万ありますという意味です。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 次、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

同じ事業なんですけども、ホームページにお礼品登録申請の案内があるが、事業者が自発的に申請したものはどれぐらいあるか。また、ホームページ以外の方法で募集の周知を行っているか、伺います。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。

笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長です。

事業者が自発的に申請いただいたものについては、明確な数値っていうのは実は把握できてない、算定できてない、把握できてないんですけども、令和3年度の新規返礼品140品のうち、担当が数えてくれたところによると、大体6割ぐらいが自発的に相談していただいて、追加していただいたものであったというふうに認識はしております。逆に言えば、4割は我々事業者の皆さんとか、そういったところにお声がけをしながら増やしてきたものになります。

ホームページ以外の方法につきましては、昨年度、約150件ほど市内の事業者との面談をさせていただいております。そういった中で、ふるさと納税の返礼品とか、すごい魅力的な製品、品を作っているところも多いものですから、そういったものを返礼品にしていだけないかというふうなお願いをしたりとか、例えば茶業協会とか、ほかの外部団体の会議とか、そういう事業者さんが集まる機会、ほかには、そういった機会とかを捉えてふるさと納税の紹介をしております。

こういった魅力ある返礼品を追加とかの提案を、そういった機会を捉えてお願いをしているっていうような状況でございます。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

やっぱりどれが当たるか分からないというお話なんで、量が多いほうがいいなというものありまして、あと、もう1個は事業者にとってこれってかなりメリットしかないんじゃないかなと思った、販路拡大になるし、事業者さんにとってもいい話だと思いますので、ホームページとかも他市とか見ると、何か登録フォームとか、すごい分かりやすくなったりしますので、ホームページとか、あるいは必要に応じたチラシで事業者さんにいろんなところに

取り合えず言ってみるっていうのも方法だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思
います。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 関連はいいですか。事前質疑が終わりました。商工観光課に対して
の質疑、9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

先ほどの就業の件ですけれども、ちょっと1件、漏れたことがありますので、付け足してお
きたいんですけど、やはり福祉関係のところだと、就業支援ていうのはありませんよね。
あくまでもハローワーク、障害者の就職を考えたときにはもうハローワークへ行くしかない
んですよ。ですから、こういう縦の役所の仕事の中で、部課長の会議等を通じて、こういう
ことをやるときに、企業のほうでも障害者の雇用の義務化がありますよね。ですから、そう
いったことも踏まえながら両方で協力し合ってこういう事業を充実させてもらいたい。こ
れは、部長に対してのお願いですけど。

○委員長（赤堀 博君） 答弁をお願いします。

中村建設経済部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 建設経済部長です。

それこそ各企業も行政もそうですけど、障害者の法定雇用率が決まってまして、それに基
づいて採用なりやっていくところがあります。福祉のほうで、障害者の就業支援の協議会み
たいなのがありまして、各行政で言いますと福祉の部長が取って、各総務課長、うちの総務
課長、それから教育の総務課長、消防の総務課長、それからあとハローワーク、そういった
ところが一緒になって合同で会議をやって、障害者の就労の状況等を確認しているという場
がありますので、そういった中でも、今、おっしゃったような、健常者と同じようなそうい
う就労のセミナーであったりだとか、そういったものがあつたほうがいいよというご意見が、
また総務のほうを通じて福祉のほうにも伝えておきたいと思ます。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ほかに商工観光課に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤堀 博君） 以上で、商工観光課の質疑を終了いたします。

次、農林課、行きます。いい、5分間、トイレ。

それじゃあすみません、5分間、トイレ休憩。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時27分

○委員長（赤堀 博君） それでは、農林課、行きます。

事前質疑。では、西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

タブレットで14ページで、6款1項3目地域特産物推進事業ということで、地域特産品と言って推進する作物で、産地化、ブランド化を推進していくとあるが、どのような戦略で進めていくのかをお伺いします。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。西下委員のご質問にお答えします。

地域特産作物としましては、茶豆、オリーブ、ソラマメ、高麗人参の4種類を推奨しております。これまで生産者を増やすための種子等の補助、購入の補助、そういったものを行うほか、菊川産の特産物であることをイメージできるパッケージの作成、それから大手飲料メーカーなど関係企業とコラボした販売企画、試食会、そういったものによる認知度の向上というものに取り組んできました。

地域特産物としていくためには、やはり生産者を増加させること、それから地域に愛されて応援されるということも重要でございますので、引き続き生産者を増加を図りながら生産の基盤というものをしっかり作りながら、市民の皆様に認知度向上を図っていきたい、そんなふうに考えております。

それから、併せて販路の開拓、そういったものも市外、県外への認知度向上に努めながら取り組んでいきたいと考えております。

また、今年度ですけれども、地域特産物を見直しを行っておりますので、これまでの取組を検証し、所得の向上、それから耕作放棄地対策、そういった作物の目的というものをしっかり確認しながら検討を進めて、併せて認知度向上、産地化、ブランド化についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。

ちょっと大手飲料メーカーとの何か一緒にやっていく。何か飲み物的な作物はないなと思ったんですけど、それってどういったのかなというのと、あとは特産品と言ったらもう芽キャベツなんかやっぱし、大分有名じゃないかなと思うんですけど、そこら辺、やっぱし入れられないのかなと思ってます。そこら辺、まず回答できればお願いします。

○委員長（赤堀 博君） 答弁求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

まず、飲料メーカーですけれども、以前、平成28年度ですが、サッポロビール様とコラボしまして、茶豆をおつまみにしてビールに合いますよというようなPRというのを行っております。

それから、芽キャベツですけれども、先ほどちょっとご答弁しましたが、去年の見直しを行っている中でも、やはり作物としては取り上げさせていただいておりますので、その辺もちょっと考えながら検討しております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 関連。3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） その取組ね、振興会役員として入ってるんですけど、芽キャベツを推したいんですよね。だけど、生産者が名前を出してくれるなみたいなスタンスを取っていて、この範囲で、この量で、この生産量と消費量でやっていきたいので下手なことをやってくれるなっていうような立場で返答が来てしまって、それでも何とかならないかなとは思ってる感じで、今、進めてる感じです。

〔発言する者あり〕

○委員長（赤堀 博君） ほかにはいいですか。

17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 関連質疑でお願いをしたいと思います。地域特産物推進事業っていうことですが、先ほど課長のほうから、茶豆の関係が説明をされたんですけど、品目として、サッポロとコラボしていることなんですけども、この関係っていうのは、もう長い間、いわゆる一つの特産品としてももう10年なるんじゃないかなと思うんですよ。一步一步、着実に前進しているならばいいですけども、生産者が面積を拡大する、規模を拡大していけるようなシステムになっているんですか。実情、現在の状況を教えてください。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。

大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

茶豆ですけれども、取組を始めた当初は何名の方がやっていたいたんですが、現状、今、1名の方が取り組んでいるような状況です。栽培に関する状況等もちょっとお聞きしたんですけれども、やはり手がかかるっていうことと、ほかの作物と兼ねる中で、なかなかいい状態で育たなかったりとか、品質ですとか収量というものにばらつきが出ているということで、それで今、なかなかうまくいっていないような状況というものもございました。停滞してると言いますか。そういった中でもしっかりとした品質で言えば、去年の市内のスーパーで試食販売会というのを行いましたが、私も当日、いただいたんですけれども、比較的いい品質でできたんじゃないかなと思いますので、そこら辺で今回、見直しをしている中でも茶豆というものをこれまでやってきた経緯がございますので、その分の話をしながら、今後の展開というものを検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

茶豆自体が本来地域に合ってるっていうことも聞いたんですけれども、本来は山形とか、山形からいわゆる静岡っていう地の利を生かすなら2回できるっていうことを聞いているんですけどね。2回できることによって経営面積が基本的に少なくて済むようなことがあるんですけれども、やっぱり特産品として扱う場合については、なるべく早く仕掛けることが先決じゃないかなと思いますので、一生懸命見直しを図って頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 次、行きます。

4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

タブレットページで15ページ、複合経営推進事業になります。

7名の生産者が複合経営に取り組んだとあるが、生産者の年齢層、家族経営なのかどうかを伺います。また、転換の結果、所得が向上したのか、またする見込みか、伺います。

○委員長（赤堀 博君） 大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。渥美委員のご質問にお答えします。

まず、この7名の生産者ですけれども、この7名のうち4名の方は水稻の生産者で、年齢層で言いますと、40代が3名、70代が1名。それから残りの3名の方ですけれども、こちらは茶の生産者で、年齢層は50代が2名、60代が1名となっており、法人経営が2名、家族経営が5名というふうになっております。

それから、所得等につきましてですけれども、水稻生産者に関しましては、もともとやっている稲作に加えまして、レタスですとかバラ、それを生産・栽培をしまして、茶の生産者に関しては、お茶に加えて芽キャベツ、それからオリーブの栽培をしております。レタスやバラをはじめとした花卉類、それから芽キャベツ、オリーブっていうのは、品が高いものですから、所得は向上すると考えております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 作物の転換を図ることができたとありますが、茶を全てやめてしまつて転換した人とか、お茶を残しながら転換した人とあると思うんですけど、その割合はどんな感じですか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁。答弁をお願いします。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

こちらは全部やめて転換したっていう方はいらっしゃいませんので、一部を転換したという事です。

○3番（渡辺 修君） 水稻のほうは。

○農林課長（大浦地明久君） 水稻も同じです。

○3番（渡辺 修君） ありがとうございます。

○委員長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

レタス、バラとかキャベツ、オリーブっていうことなんですけど、今後、複合経営を推進していく中で、そういった、具体的にどれぐらいの所得向上があったのか、そういったデータっていうのもあったほうがいいんじゃないかなと思いますけど、そういったデータは集めてるのか、今後、集めてるのか。そういった方針、伺えればと思います。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

おっしゃられたとおりで、やはり複合経営で所得を上げていきたいと思いますという趣旨がござ

いますので、それによってどのぐらい所得が向上したのかというのはしっかり把握をしていく必要があると思います。今、現状としましては、本人の収入という部分もございまして、ちょっと聞けてない状況はあるんですけども、やはりそこをしっかりと分析をかけながら、今の補助メニューが適正かどうかというところにもつながってきますので、また、先ほどお話ししました地域特産作物と、そこら辺にも絡んできますので、今後、しっかりそこら辺を調査していきたいと思います。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

農業に関しては、私は全く素人なんですけど、お尋ねしますが、小麦は、この菊川市ではできませんか、小麦。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。市内でも小麦を生産されてる方はいらっしゃいます。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 小麦は今、国産でやっても12%です。アメリカ、カナダからほとんどが輸入されて、そして、それが農薬で汚染されているからもう小麦を食べないという人たちも出てるわけですね。ですから、有機農法でこういうものを作れば、私は、先日もある会合に出てるんですけども、日本、韓国、中国は、農薬の使用量は一番多いんですけど、有機食品の食べる1人当たりの量は、下から3国がワーストなんです。ですから、私は農業というものは、やはり市民、国民の意思とすれば、有機食品に展開していくという必要があるかと思うんですけども、そういうかんがえは基本的にお持ちではないですか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

有機農業に関しましては、国のほうでもみどりの食糧支援戦略の中で提言とかをうたっております。そういった流れの中でいけば、やはりそこは意識してやっていかなければいけないと思います。

一方で、生産者の方も安定して収量確保したい、品質も維持したい、そういったところもございまして、やはり虫の代ですとか、それから栄養分が足りなくて品質に影響が出るんじゃないかと心配もございまして、そういったところをしっかりと調査しながら科学的な根

抛を用いて生産者の方に話をして進めていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 私から。

お茶、芽キャベツ、オリーブの生産を始めたということですが、芽キャベツはその年にも収穫しよう、食べるのに。オリーブは最低どのくらいかかると言いました。どうでしょうか。

答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

オリーブに関しましては、この地域特産作物として取り入れたときには、先ほど言ったような、5年ぐらいとかっていうお話も出てたんですけど、実際、正式なといいますか、オリーブに関係してる、精通してる方にお話を聞きましてですけども、10年ぐらいかかったこととお聞きしましたので、ちょっとその辺、しっかり考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。

関連。3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） こういう関係は全部認定農業者だと思いますけど、認定農業者の5年間の生産計画が出ましたよね。その出した後に大きな転換が図られたときに、生産計画のほうもちょっと見直したほうがいいんじゃないかなと、もう全く方向が違って、その生産計画でやってるっていうのもちょっとおかしいかなと思うので、そういう大きな転換した農家に対しては、計画を見直すような話も出したほうがいいかなと思います。これは、意見ですけど、よろしくお願いします。

○委員長（赤堀 博君） 関連はいいですか。

10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

タブレットで19ページで、6款1項3目の農業経営基盤強化推進費、そしてその内容は、有機農業またはカバークロープを2名が実施したとあるが、荒廃農地を利用したのか、またどれくらいの金額と取組状況について説明をお願いします。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。西下委員のご質問にお答えします。

取り組んだ2名の方ですが、荒廃農地ではなくて以前から継続して耕作している農地で実施しております。

それから、補助金の金額と取組状況についてですけれども、1名につきましては水稲や茶の有機農業を行っておりまして、取組面積は2.48ヘクタール、補助金額は29万7,600円となっております。

もう1名の方ですけれども、化学肥料5割軽減とカバークロップと組み合わせて、サツマイモとブロッコリーの生産を行っておりまして、取組の面積ですけれども0.6ヘクタール、補助金額は3万6,000円となっております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 再質問ありますか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

有機農業ということで、ただ有機野菜という感じになるのですかね。無農薬、それこそオーガニックの認定、結構厳しいので、そこら辺までやられているのかということと、あとカバークロップ、草を繁茂させて、そこでまた交錯するのにきれいにしてやるような感じだったなと思ったんですけど、その説明をまたいただきたいなと思いました。いいですか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。渡辺……。

○農業振興係長（渡辺 君） 農業振興係長でございます。

先ほどの有機農業の関係でございますが、作物につきましては水稲とお茶ということになっております。野菜についてはこの方の有機農業では支給はしてしておりません。

それから、あと、有機農業の定義になりますが、化学肥料と化学合成農薬を使用しないというふうになっております。

それから、もうひとつの化学肥料5割軽減とカバークロップの関係でございますが、カバークロップにつきましてはピットマという被覆作物を栽培しております。

以上でございます。

○委員長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 西下です。

有機農法やってることで、特に、それが無農薬に認定を取って売ってるということではないということですよ。それと、あとカバークロップっていうのは、それ自体が肥料になるのか、ただ、それが生やしてすき込んだ時に肥料になるっていうもので認識がいいのか、こうやって聞いてたら、それこそ緑の食糧システムの関係でそれ、やられてるということでしょうか。その3点お伺いします。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

まず、有機農業は先ほど言われてのは、認定を受けてるということじゃなくて、化学肥料とか、化学構成農薬というのもできるだけ使用しないという取組に対しての補助を行っております。だから、カバークロップというのはその圃場で、例えばレンゲですとか、先ほど言ったような植物を栽培して、それを突っ込んで肥料にしていくというような取組です。

これが、緑の食料システムになっていることもございますが、もともと環境保全型農業ということで、そういった部分も推奨していかなければいけないところから始まっておりますが、今後、そこも意識する中ではこの制度自体もどうしていくか考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 関連、9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

事業の目的とか、概要のところ、経営規模の拡大、経営の多角化ということで書いてありますけど、問題点がもう把握されてるとおり、高齢化で農業を維持できないと。やはり法人化ということが絶対的な必要だということは分かる把握してと思うんですけども、昨年当たりですと、法人化企業が何件か出たというような報告もあったかと思うんですけど、今年はその法人化農業の、法人化ができたのはあるんでしょうか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

今年に関しては法人化してるということはございません。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

ですから、この経営基盤強化推進費というのが、その法人化にも当てはめるのかどうか、ちょっと分かりませんが、2億6,000万ほど負担金とか、県の支出金がありますけども、そういうものも使えるのであれば、やはりそういう活動をするべきじゃないかと、私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

委員がおっしゃられたとおり、やはり農業の経営基盤強化するっていう観点から行くと、法人化っていうのも選択肢の一つと思っております。

市としましては、そういった経営力のしっかりした農業者さんを育てていきたいということがございますので、そういった中で法人化がいいのか、それとも個人経営の中でやり方を変えていくのか、様々事情がございますので、そういった方々が地域の中心的な担い手に育っていただきたいということがございますので、そういった中で必要な支援があれば支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） それじゃあ、次、行きます。

4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

タブレットページ20ページ、水稻振興費についてなんですけども、ジャンボタニシの薬剤は実際に効果が出ているのか、伺います。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

渥美委員のご質問にお答えします。

ジャンボタニシの薬剤散布ですけれども、令和3年度から実施しているものですから、令和2年度は公共水道内の比較ですので単純に比較はできませんが、農業共済組合というところに令和4年8月末現在の農業共済タニシ被害の申請件数、それから面積の確認したところ、令和3年の8月末時点、昨年と比較したところ、申請件数、面積ともに減少していると伺っております。

それから、また職員が水稻の生育調査の現地調査というのを行ってまして、その際に昨年度、被害が大きかった圃場、そういったところを見ますと、やはり昨年よりは被害が減っているというような状況も見受けられますので、薬剤散布による効果というのは出ているものと判断しております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 地元でよく聞きますよ。去年は、ジャンボタニシ、すごい取れた。今年、しっかり。

それでは、次、行きます。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

タブレット42ページで、6款3項1目の有害鳥獣対策総務費ですね。成獣が77頭、幼獣12頭をイノシシ捕獲したら、全体として頭数は減少してるのか。市内にどれぐらいというか、

減ってるのか、増えちゃってるのか、そこら辺が追い付いているのか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。西下委員からのご質問にお答えします。

まず、令和元年度から令和3年度の捕獲頭数ですけれども、令和元年度は成獣が114頭、幼獣が28頭の計142頭となっております。

それから、令和2年度ですけれども、成獣が105頭、幼獣が20頭の計125頭。令和3年度が先ほどありましたとおり、成獣が77頭、幼獣が12頭の89頭であり、減少傾向となっております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 再質問。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。

市に、市内っていうなかなか山があるのでどれぐらいあるのかっていう把握ができてるのかっていう、減ってるっていうのは、猟友会の方がだんだん大変になってきて、ちょっと捕るのが大変になってきててなって減っちゃってるのか、本当に、もう全体の数が減って、減ってきてるのか。そこら辺の分析ができてるかどうかお伺いします。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

全体的にどのぐらいいるかという、ちょっと把握はできませんけれども、猟友会の方たちからお話を聞きますと、やはり減少してるよということは聞いております。それが、どういう量かと言うと、想定の世界になってしまうんですけれども、やはり豚熱の影響っていうのはあるかなというのはございます。実際、令和2年度にも豚熱で死んじゃったっていうようなイノシシも確認がされておまして、死骸をちょっと、状態が悪いと検査ができませんので、最終的にそれを豚熱なのかという分からない状況なんで、そういった要因もございます。

それから、保護所地域、南部のほうですけれども、そちらはイノシシのほうは出てたんですが、最近は少ないよということをお聞きしてますので、全体としては減ってるんじゃないかと考えております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。

イノシシが減ってるということは、被害額も減ってときてるということで、関連はあるの

かどうか、もし分かればでいいです。

○委員長（赤堀 博君） 農業被害。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

イノシシが減っていれば、そのイノシシの食料被害というのも減っておりますので、農業被害というのは減っているというようなことはあるかなと思います。

半面、別の動物っていうのも増えてる状況もございますので、また、その辺は毎回被害調査というのをしておりますので、そういったところで分析していきたいと考えています。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 関連はいいですか。8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） 8番 横山です。

課長のせいじゃないんですけども、農林課の予算の執行率、今回、これを見ると金額問わずに低いものもあるし、大きなのは90%とか、いわゆる執行率について、もう少し予算を取ったんだから工夫をして、せめて95%以上というのを目標に掲げてやるべきだと思うし。それでないと、せっかく我々が予算執行を認めて、決算が、執行率、これでいいですかっていうのはちょっと。今回、ちょっと農林課は特にそれが気づいたものですから。今後の課題として取り組んでいただければと思います。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

農林課の予算がどうしても申請していただいたものに対する支援とか、支援が大きいものですから、その申し込みがないと難しくなってしまう。それがなぜ低いかというところでききますと、知らないとか、そういったこともあるかと思っておりますので、補助制度、どういったものがあるのかというのをしっかりと農業者の皆様へ声を届けていくところから、執行率をつなげていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ほかに、農林課に対する質疑はございますか。よろしいですね。

[発言する者なし]

○委員長（赤堀 博君） それじゃあ、農林課の決算審査は終了いたしました。

続いて、産業振興課に移ります。

4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

タブレットページの23ページ、茶業振興費について。この事業の反響は。また生産者自らが事業を実施するような展開、見た目の仕組みとはどのようなもので考えられてるか、というのを踏まえて、この事業、今後、どのように発展していくのか。そのビジョンを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。

まず、この茶交流事業でありますグリーンツーリズムですけれども、一昨年まではコロナ関係の影響もございまして、やっぱり計画どおりに思うように取組できませんでした。昨年度から、ぼちぼちですけれども、様子を見ながら再開のほうをよろしくお願ひします。

そんな中で、昨年度におきましては、生産者自らが事業を企画しまして、参加者へ、改めて参加者側の体験だったり茶工場見学を行っていただくなどして、菊川市の魅力を伝えたいところがございます。

それからは、今後のビジョンにつきましてですけれども、コロナの終息を見据えて、そういう中で市内外、県外も含めてですけれども、たくさんの方に菊川市を楽しんでいただくために、現在、生産者等のアイデアを共有しております。

例えば、紅茶づくりだったり、手もみ茶体験、手もみ茶作り、そういったものを、いろいろな体験ツアーを考えながら、そういう事業の構築に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

ちょっと確認なんですけれども、この目的が茶の消費拡大っていうことなんですけれども、1つは、来てくれた人にお茶を買ってもらってというのが1つだったんですが、もう一個は、今、答弁があったように、体験してもらってというのが。幾らか、ちょっと体験してもらってということも、その中でお茶を飲んでもらって、あると思うんですけど。

具体的に、体験をした人にどのような形で事業者さんのメリットにつなげていくのかっていうのを、それをちょっと伺います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。

まずは、事業者側に……。

○分科会長（赤堀 博君） スイッチを入れてください。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） すみません、茶業振興課長です。

事業者側のメリットですので、当然、事業者も商売をやっていますので、収入のほうも当然考えていかなければいけないと思いますので。

例えば、体験を通じて、そういう中で歴史とかそういう菊川茶本来の魅力みたいなものを、生産者自らが伝えるっていうことが大事だと思うんです。

そういう中で、自分でお茶を摘んでもらって、もんでもらって、乾燥してもらって、最終的にできたお茶を、自分で摘んで作ったお茶を飲んで味わってもらう。そういう魅力を自分で体験してもらいながら、その人がそのお茶に興味を持ってもらって、顧客になってもらう。そうすれば、生産者さんが当然、お客さんが増えれば収入もアップしますので、体験イコール生産者さんの収入にも当然つなげていけると思っていますので、そういうことを考えながら、こういった事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

今のご答弁、本当に重要だと思うんですけども。ちょっと聞いた話だと、あるお茶農家さんが、本当に10年前だから、一緒にお茶摘んだら、何かご縁があった方がいて、それは県外、東京の方で、1回そういったご縁があったら、それから毎年、お茶を買ってくれるようになったって話もありますので。

そういう体験を通じて、固定客みたいな感じになってくれたら。やっぱりそういった思いもあるんじゃないかなと思いましたが、ぜひ進めてほしいと思うんですけど。

これ確認なんですけど、市内外っていうことで、市内っていうのも、あの範囲に含まれるのかなと思うんですけど。これは、このビジョンというのは、市内の、例えば市民も参加できるのかっていうのを、ちょっと確認できればと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。

やっぱり、お茶の消費が全国的にも下がっていますので、菊川イコールお茶っていうのは、一般的には小学生から高齢者の方まで、皆さん分かっているんですけども。じゃあ、実際、毎日お茶を飲んでいるかっていうと、そうではないと思うんです。ですので、まさにそういう方をターゲットにした体験ツアーみたいなものやっつけていきたいなあというふうに考えていますので、当然、市内も対象に入れていきます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。関連、9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

課長が代わってこの報告書を見ると、非常に素晴らしいなと私は感じます。やはり、これだけの市内にも参加者を募っているし、スマートBBQ、これはバーベキューのことですよね。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） はい、そうです。

○9番（織部光男君） これは、実際にやったんですか。バーベキューそのものを。それで、みんなで食べたということですか。それを。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁できますか。平川茶業振興係長。

○茶業振興課主幹兼茶業振興係長（平川 君） 茶業振興課の平川です。委員の質問にお答えいたします。

今ありました、スマートBBQにつきましては、令和3年度、いろんなグリーンツーリズムの1つとして、火剣山を会場としてスマートBBQを体験していただきました。

ただのBBQじゃなくて、こういう形でやれば、うまく簡単にできるとか。もう少し楽しく、初心者の方でもできますよっていうのをBBQも含めて、その場で種まきとかそういった交流体験も含めてさせていただきました。

ただ、これはお茶だけじゃなくて、そういう違う物も食べながら企画をしたほうが、市内のお茶の魅力とかそういうものを発信できるし、違うことも体験できるということにさせていただきます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 本当に渥美議員も言っていましたけれども、参加型、非常にいいことだと、こういうことを私はどんどんやっていただきたいと。お茶畑で愛を叫ぶというのでもあるんですけども、やはり食べ物があるというのは、人が集まりやすいです。

ですから、そういうものを結びつけながら、イベントは常に考えなければいけないと私は思っているものですから、どんどんこの予算のほうをうまく使って、やっていただいておりますので。

もっと令和5年度は、茶業の振興には、もっと金を使うべきだと、こども議会でも「お茶、お茶」ということは、子どもでも言っていますので。そういったことを、ぜひ進めていって

いただきたいと思ひます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） お願いします。じゃあ次、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

タブレットページの24ページ。農業振興総務費（茶業振興課）について。菊川茶の海外輸出とブランド化についての審議や検討状況を伺ひます。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。

現在ですけれども、新たな茶業振興計画の作成真ただ中ということで、当然この海外輸出につきましては、1つの目玉だと捉えています。

お茶の輸出量につきましては、国も令和2年の現状値から10年後は約5倍にするという、大変大きな目標値を掲げておりますので、菊川市でも主に栽培をはじめ輸出量も、お茶の栽培については、今後新たなそういう協議会を立ち上げて、生産者と課長とJAと議論しながら、どういうふうにやっていくのがベストなのかということ協議してまいりたいと思ひています。

それから、ブランド化につきましては、有機栽培をやることで、取引単価も上がっていきますので、これが1つのブランド化の1つだと考えています。

それから、GI登録につきましても現在申請中でございますので、登録に向け、さらに国と連携を図りながら進めていきたいと考えています。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

1点の確認なんですけれども、何か輸出ってなると、経験がないと、なかなか分からない部分が多いかなと思ひんですけど、その審議の中でそういった、例えば市内のそういった実績があるところとかのことの連携も一緒に話合いがしているのかどうか。それをちょっと伺ひたいと思ひます。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。

先週も市内の輸出業の、お茶を生産している方ともお話をしたところなんですけれども。実際いるんです。いるんですけれども、市内の茶商さんのところに持って行って、それから海外に輸出しているっていう状況なんですけれども。

その方が言うには、ここ1年おきぐらいに1町歩ぐらいは増やしていきたいっていうか、お考えと思います。

それから、その人を中心に、ほかにも3人ぐらい、何か、小規模なんですけれども、お互い生産者さんが連携を図って、そういう栽培をやっているっていうような、生産者同士の話し合いも実際に進んでいるところが現状でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにありますか。じゃあ7番 小林委員。

○7番（小林博文君） ちょっと1つだけ。深蒸し菊川茶って登録の件なんです。進捗状況、どの辺。10のうちどのくらい行っているかというのか、どんな感じなのか。なかなか答えが出てこないんですけども。どんな状況か、ちょっと教えて下さい。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。

2年ほど前、国のほうに申請して一昨年ぐらいは進捗率でいきますと、ほぼゼロに近いぐらいだったんですが。今年に入って、国の方が2名、審査官なんです。こっちに来ていただきまして、現地のほうも回りました。

市役所の中で話し合いも続けまして、今の計画でいきますと、早ければ、これは希望も込めてなんですけど、今年度中、来年度中ぐらいには登録したいっていう気持ちはあります。

国の方とも、日々連携を図っています。少し、進捗率っていうとかなり進んでいる状況で。ちょっとプラスの話をさせてもらいますと、なぜこんなに早く進んだかっていうのは、それはやる気の問題を一番初めに言いたいところなんですけれども、国の審査官のほうも担当も代わって、考え方もこちらの意見もどんどん言える状況になった。

それから、少し国のほうも緩和措置みたいな関係で、今までは市内で生産されたお茶で、蒸し時間が130秒以上とか傾斜角度が15度以上とか、あと仕上げは県内の仕上げ工場であるとか結構ぎちぎちのもので。これじゃあ深蒸し菊川茶を名乗れないっていうところまで移っていたものを、少し緩和して、例えばお茶工場で出た粉のお茶も深蒸し菊川茶としてケーキ屋さんとかは商品化していますので、そういったことも、もっと広い範囲で深蒸し菊川茶を名乗ることができるんじゃないかっていうところで、国も提案してくれていますんで。

それから、一番、今、肝となっているのが、深蒸し発祥の地、やっぱり元祖とか発祥っていうと、日本に1つしかありませんので、そういうことをもっと証明できるものが必要じゃないかというのと、あと社会的な付加価値みたいところを、もう少し担当のほうにもア

ピールしていかなきゃいけないとか、そういった課題もございますけれども、登録に向けて頑張っているところでございます。

以上でございます。

○7番（小林博文君） 出ちゃった。

○分科会長（赤堀 博君） 出ちゃった。じゃあ、いい。

○7番（小林博文君） いや、今、回答のほうで発祥の地のPRはって。

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、もう一つ。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

タブレットの27ページの茶文化継承事業費について、小学生を対象とした事業だけでなく、ほかの活用についても検討とあるが、ほかの活用とはどういうものなのか。また、なぜ検討が必要なのか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。

現在ですけれども、小学3年生、4年生を対象としたお茶を学ぶ授業、これを出前でいたします。これにつきましては、今後引き続き実施してまいります。

そのほか日本茶インストラクターさんが市内にも何人かいるんですけれども、こういった人たちを少し増やすような、支援的な事業も取り組みながら、そういう方と連携して。

例えば、そういう機会を増やすだとか、放課後児童クラブだったり市内の様々な団体がありますので、そういう方を対象にしたお茶の入れ方教室など、そういう対象範囲を拡大していこうと考えています。

それから、茶産地菊川をこのまま維持していくためには、特にお茶離れが進んでいると言われていた若年層、若い方を対象に、その魅力を伝えていくことが大変重要と考えておりますので、それを伝える場を増やしていくことが重要と考えています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

それでは、素晴らしい取り組みだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 以上で、事前質疑を終了いたしました。茶業振興課に対する質

疑はほかにございますか。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 7番です。

ちょっと、分かれば教えていただきたいんですけど、静岡空港の土産物の販売のところで、菊川のお茶がないっていうお話をお伺いして。ちょっと何人に聞いたか忘れたんですけど、なぜないかって言うと、菊川が売り込みに来ないからだっていうようなご意見があったんですが。

空港の関係のほうで茶業協会とか商工会側としては売り込むとか。お茶を出したら、菊川茶のブースみたいなのでやっていた気がするんですけど。菊川の空港のほうへの売り込みっていうのは、どういうふうな感じなんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長です。

空港のほうは、我々、空港周辺の市町で協力してお土産物を出しております。今年度からは、2階に専門的な紹介するブースも空港のほうで、県のほうで造っていただきまして、それは持ち回りで各市町が出していくように。

その中に、出して、それをお店で売るっていうようなやり方になりまして、意外とマージンも高く、事業者によっては、ちょっとこうなると単価が上がっちゃうもんでっていうところもあります。

いずれにしてもそういった空港周辺の地域等の中で、菊川茶についても我々のほうからも出していきたいと考えております。

以上です。

〔「ないわけじゃないんですか」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（笹松光普君） ないわけじゃないんです。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。

空港以外にですけれども、今、いろいろ営業に回っているんですけれども。例えば、菊川に1泊で一泊以上のお泊りで来た方に、お土産として菊川茶を買っていただいてもいいものですから、市内のビジネスホテルとか、あとゴルフをプレーした方には、ここでお茶をお土産として買っていただけるように、ゴルフ場に菊川のお茶をお出ししていただきましたので、少し報告いたします。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに産業振興課に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、以上で商工観光課、農林課、茶業振興課の決算質疑を終了いたします。

では、執行部は退席をお願いします。

〔執行部退席〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の、市長提出議案に関し、支援に強いて車を出す場合、議員相互間の議論を尽くして、そのほかの議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員会の議員討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 農林課ですけれども、やはり日本の農業を重要だと思います。今、自給率が40%を切っているというような中において、この菊川の農業、お茶だけではなくて、お米もそうですけれども、野菜関係も。需要は幾らでもあると思うんです。有機栽培、食品の関係は市民っていうか国民が望んでいます。どこでそれを売っているんだというようなところなものですから。

やはり法人化をしなければ、これからの農業っていうのは立ち行かないと。高齢者でね。だから、若い方々がサラリーマンのように土日休めるような農業をやっていくというような、交代でもしようがないですけれども、そういう形を取らない限りは、私はもう農業は衰退の一途だと思っていますので。やはり、そういったところに予算を使ってやっていくといいんじゃないかなと。

先ほどの赤富士でしたか、若い方が若い感覚で、今までにはないことを、ああしてやってくれているっていうことは、非常に頼りになるなと思っております。やはり、今までやらなかった、前例がないなどというようなことを言っている執行部では、どうしようもありませんので。やはり新しいことを、どんどんやっていくというような若い力を望みたい。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

農業の話で有機野菜とか自給率を上げないというのも、やっぱりそれも必要だと思うんですけど。やっぱり野菜をみんな食べていただくような施策の部分は必要かなと思って。多分、350グラムとかは野菜を食べなさいっていうのはありますが、ほとんど食べていないと思います。

もうちょっとは野菜を食べると、今度は幸福度が上がるみたいなのは、ちょっとどこかで見たこともあるので、そういったのもたばねて、市民が野菜を食べるような消費が進めば、生産のほうも上がりますし、作りやすくもなりますし、総合的にやっぱり、作れ作れとか、やれやれとかじゃなくて、うまく循環するようなことも考えて、施策をうっていかなきゃいけないんじゃないかなと、私は思いました。

多分、野菜をたくさん食べている長野とかだったら、平均寿命というのも相当なものだったし、幸福度も高かったような気がしましたので。食べると幸せになるよとか、病気も減りますし。そこら辺も、やっぱり運動してほしいと思いました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

河川愛護の件なんですけれども、答弁の中では伝統的にボランティアをお願いしてきたんですよってというような答弁もあって、確かにそのとおりだなって思うところもあるんですが。一方で、市民の方が非常に困っていらっしやったり、何とかしてほしいってというような多くの声があることも確かなので。その声に対して、何かしらの答えというか、少しでも対応っていうのを、やっぱりやっていかなければいけないというのは思いましたので、ぜひやっていていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにまだありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

今、渥美委員が言われた関係なんですけれども、今日も答弁の中にありましたけれども、やっぱり整備を必要とするっていう1つの根本的なものがあるんです。事業の推進を図るために。そのためにも、いわゆる組織をつくりあげて、皆さんの力で要するに事業を持ってこよう。そういうようなものが昔から言われていたんですけれども、実質的に維持管理、こういうものの費用っていうのはなかなか捻出できないままで、今までもきていたんです。

ということで、県の事業の説明においても、やっぱり県が統べる県河川であれば、県がつけるべきじゃないか。国河川であれば、国がつけるべきじゃないか。それは当然だと思いますけれども、そこまでの捻出っていうのは、なかなか厳しいということでもあります。

これは、当然これから環境美化活動を展開する上では、やっぱり人の負担、そういったものの関係をできるだけ提言していくような方向性が望まれてくると思います。

そうした面に関して、それぞれの皆さんが提案していただいたり、やっぱり行政の力を借りなければ、当然できないことだと思いますんで、団体の中でもこういう話を、いろいろ意見交換し合っただけで出していれば、何らかの糸口が見えてくるような気もしますんで、ぜひそういったものについて、意見交換の場づくりをしたり、その場へ入ったりしてやっていただければと、そういうふうに思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかにございますか。3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 空き家対策のことって、去年も自分も課題にして取り組んだんですけども、やっぱり、持ち主は何かせんにゃいかんっていう気は、遠くから見ている人とか、近くである人。思っただけで、手がけようがないっていうのはあるんです。

やっぱり、1歩進んだ何か提案して上がられるようなことをしないと、このままずっと同じだと思うんです。

だから、確かに自己責任ではありますけれども、やはり優しい提案みたいなものを、こういう道があるってことを持ち主さんに伝えることが大事だなあとと思いますので、もうちょっと積極的にアプローチをしないと、もっと増えるなあとと思うので、ここら辺で、踏ん切りつけてしっかりやらないといけないなあとと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） そういう意味で、議長が言われたように、1万2,000円っていう金額的には、これも少ししかついていなくても、それは全くゼロなんですよ。

だから、予算つけておいて何にもやらないっていう常態じゃないか。いわゆるほかのところは総務にこういう費用がいてというよりも、むしろもっと違うことを予算化せにゃ駄目だよってことですね。ゼロはいかん。

〔発言する者あり〕

○17番（松本正幸君） いい。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番。今、空き家対策の関係については、先ほど言いましたとおり、やっぱりそういった予算っていうのは、市民が見てはっきり言って、何この予算っていうふうに思われちゃうんですよね。何にもやらないのと一緒、等しいじゃないかというふうに言われてしまいますんで。

私たちが少し取り組んでいる空き家対策もあるものですから、少し説明をさせていただきます

ますけれども。

あるところに1軒の特定空き家があり、完全に済むことのできない、ゴロゴロのものなんです。道路際にある、本通りの。その周辺の人たちが、やっぱりこのままの状態ですと、本当につらいですって言葉があったんです。それは、イノシシとか獣、いわゆるネズミだとかそんなものが住みついちゃっているんです。

そういったものの関係があるもんですから。また台風シーズンを迎えるっていうこともあったもんですから、安全面も配慮しにやいかんということで。

地域の人たちで要するにそのあった地主です。そういった関係にもう分かるもんですから、皆さんでどこまで、地域としてやれるのか。

そういったことを、それじゃ行政にどういったことを頼むのか、そういったものについて、行政と1回面談して、打合せして、推進してくれよっていうことを言われたもんですから、そういう形を、ほんじゃあできる限りやれるような形でのものを出したいなあと思って、今は取り組んでいるところなんですけれども。

やっぱり地域の人たちがそういう気になれば、行政でできないことがやれるっていうこともあります。家を解体するについても、お金がかかりますけれども、地域の人たちが、できる部分はやりますっていうことも言われております。

やっぱり連携した取組ってというのは必要じゃないかなと思いますんで、今後、空き家対策の1つとして取り組み事例を作っていきたいと思いますんで、よろしくまたお願いしたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 昨年、空き家対策で河城3か所、見学したその中の1軒、家が潰れかかって、もう木も道路へすごく。地域の方も困っていて、都市計画の職員が持ち主に、浜松市まで出かけて行って、現状を話して、何とかしてほしいと。2週間ぐらいで業者に頼んで、道路に出る。覆いかぶさった木を、きれいに切って。地域の方も大変ありがたかったってことですので。都市計画も少しは動いているっていうことを。

○17番（松本正幸君） それは、地域のしゅうが加わることによって、大きな力になりますよね。

○分科会長（赤堀 博君） 職員も動きます。地域が動くよ。

○17番（松本正幸君） それで、今日、課長が延びたことが、気になることなんですけれども、特定空き家を認定していないもんで、ないよっていうことを言っているんですけども、

基本的にはそういったものは特定空き家なんだから。その認定をしない、なぜしないっていうことを僕は聞いているんですけども。なかなかそこまで至っていないっていうのが実情だと思うもんですから。

やっぱりある程度の見直しはされながら推進して、空き家対策の本当に取組を進めてもらいたいですね。ここで。あまり時間を。

○分科会長（赤堀 博君） それじゃあ、この辺で。

以上で建設経済部の決算審査を終了します。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。

なお、分科会報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

それでは、ここで危機管理部の審査を行いますので、担当する課の報告をお願いします。竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。危機管理部の所管する課は、危機管理課もあります。よろしくお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、事前通告者順に従って始めます。17番 松本委員、お願いします。

○17番（松本正幸君） それでは、危機管理部の、タブレットのほうで8ページになります。水防総務費の関係であります。水防費の中に水防計画の関係がありますけれども、水防計画の変更並びに修正される場合、地域防災計画が本来頭にあると思いますけれども、この中の風水害対策編、こういったものとの一体性が必要と考えられます。ですので、こういった対処の仕方、そういったものについて伺うことと、地域独自の計画、これは組織の関係もあるでしょうし、また、気候変動対策、内水面の対策とか、それぞれあるかと思うんですけども、そういったものについてどのような形になっているのか伺いをしたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。まず最初に、菊川市水防計画のことについてお話をさせていただきます。

菊川市水防計画は、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づきまして作成をしており、修正については、国や県の上位計画の修正に基づき行っております。水防計画書には、洪水等

に際して、水防上、特に注意を要する重要水防箇所をはじめ、警報や注意報の種類や発表基準などを記載しております。

菊川市地域防災計画では、一般対策編の中で水防計画を位置づけ、水防上、必要な情報の収集や伝達、避難などを定めております。

水防計画と地域防災計画との一体性が必要と考えるがどのように対処しているのかですが、水防計画書の変更に伴い、必要に応じて地域防災計画の修正を行い、整合を図っております。

地域独自の計画につきましては、水防配備体制や基準、水防資機材、避難場所、浸水想定区域における災害時要配慮者利用施設など菊川市独自で定めをし、掲載をしております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問はありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 一体的な形でされているというようなことであります。いろいろ水防倉庫とか、ステーションの関係があそこに拠点であると思えますけれども、あその倉庫の中にいろいろな資機材、こういったものが含まれているかと、置いてあると思えますけれども、国の部分で置かれているものと県はどうか分かりませんが、そういった市との調整、こういったものがあるかと思うんですけれども、どんな具合の資機材が入っているのか教えていただきたいと思えます。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。戸塚防災計画係長。

○危機管理課防災計画係長（戸塚千尋君） 防災計画係長です。先ほどちょっとお話が出ました特に内田地区の水防ステーション、あちらのほうは国と一緒に整備をしまして、国のほうでは、ポンプ車等の車両を整備しまして、うちのほうは土のう袋やスコップ、一輪車などを整備しております。

そのほかにも、各地区に水防倉庫を配備しておりますけれども、そういったところにもスコップだったり、杭というものはございます。ただ、やはり一部老朽化も進んでおりますので、先ほど言ったステーションができたことによって、そちらに統合するとか、今後、水防倉庫としていくかということは課題の1つでもあります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。防災ステーションにつきましては、国の直轄、掛川市も入っているんですが、大体あそこら辺が真ん中ぐらいということで、意思もあってさせていただいています。

あそこには、今、係長からも説明がありました。国の施設と市の施設になって、国の施設には排水ポンプ車が2台、それから、照明車が1台、あそこに入っています。それは国からになります。市役所のほうは、あそこにゴムボートも用意してありますし、一応、分担というわけではないですが、大きいものが国が用意していただいて、市のほうが先ほど言いましたけど、ボートを含めた、小型の土のうとか、小回りのものはうちで用意させてもらっています。

これは協定も確かあったと思ったんですが、うちも国交省のものは使います。土のうとか、大型ブロックとか。それは使った人があとで補充する、そういった協定みたいなのを結びましてやらせてもらっています。ですので、あそここのところにコンクリートの大型のブロックが何十個、何百個と置いてあります。それから、訓練用の堤防ができていまして、その堤防の土を使って万が一に備える。ヘリポートにもなっています。

うちは、あそこに会議室も持っていて、例えばですけど、この間もやったんですけど、水防訓練とかに使う、そういう形で、いろいろな倉庫で、いろんな形で使えるというのには、防災ステーションはそういう位置づけになっています。ただ、あれは菊川市だけのものじゃないもんですから、ポンプ車も掛川とか、この間の山形の水害にも排水ポンプ車はそこから出動しています。そんな形で、防災ステーションの運用をやらせていただいています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。再質問。17番。

○17番（松本正幸君） 17番です。今、機材とか、機具、こういったものの関係、国といろいろ、それぞれ準備するものがあるかと思えますけども、そういった中で、防災組織、市のいわゆる水防団の関係については、そこまでの、いわゆる権利というか、それを活用してやれる実際の権限というものはあるんですよね。そこについて少し、国の許可をもらうとか、そういうことじゃないと思えますので、その判断を少し教えていただきたいと思えます。

○分科会長（赤堀 博君） 竹内管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。先ほども申し上げましたが、国と連携を図るような形になっておりますので、うちが災害対策本部が出て、水防団は、すみません、消防団、水防団って名前はちょっと違う中で、メンバーは渥美委員も入っていますけど一緒に、管轄が消防署じゃなくてうちになるもんですから、本部体制のときに必要な、例えば機材が必要な場合、もし、松本委員が言ったように、国交省に借りなきゃいけない場合には、災害対策本部から国のほうへホットラインもありますので、例えば使いたい土をちょっと分

けてもらいたいというような話をさせてもらって、水防団があそこへ行って活動できるように、そういうのは災害対策本部で調整を行っております。

以上です。

○17番（松本正幸君） もう一つ、管理、結局、資機材の管理、これも本来はその水防組織がやるんですか。管理。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 防災ステーションの管理ですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。防災ステーションの管理につきましては、市のほうで資機材等は管理しております。

○17番（松本正幸君） 国のほうの関係も。

○危機管理課長（木村良一君） 国のほうは国のほうで、水防車とか、そういうものは国のほうで管理をして。

○分科会長（赤堀 博君） 竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。車両が3台ありますので、車両を収めるスペースは国の施設になります。その東側になるんですが、そこにうちの倉庫があって、先ほどボートとか、小型で消防団が使っていくような土のうとかなんか、それはうちが減れば補充するしというような形でやらせていただいております。

あとは昔、農村公園とってましたがですが、グラウンドの管理は社会教育課が管理してまして、ゲートボールとか、こういうのに使ったりしています。敷材の補給は、国、市で分かれてやっています。もし、国のものを私たちが使えば国のものをうちが補充しなきゃいけないし、そんな形になっています。

以上です。

○17番（松本正幸君） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はいいですか。

次にいきます。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。タブレットで9ページで、9款1項5目防災施設等管理費、実施事業はいろいろありますが、この内訳を教えてください。また、ため池の水位調整に伴う補助金の基準があるのか。どのような団体に幾らぐらい払っているのか。あとは、水位調整のためにどのような指示を出しているのか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。まず最初に、事業の内訳について説明をさせていただきます。

10節の需用費の決算額377万7,393円の内訳ですけど、防災資機材の消耗品の購入10万4,887円、避難所防災倉庫の発電機用燃料の購入費としまして1万7,991円、同報無線子局等の電気使用料124万6,215円、修繕料として同報無線操作盤等の修繕、浄水器及び発電機の修繕240万8,300円を執行しました。

11節役務の決算額49万6,361円の内訳は、同報無線用防災ファクス等の通信費36万1,364円、防災施設の点検手数料や車載無線機移動手数料等の手数料11万5,594円、所有する建物の火災保険料1万9,057円を執行しました。

12節委託料の決算額937万2,107円の内訳は、避難所防災倉庫資機材保守点検業務委託料等の委託料45万7,827円、防災施設周辺の除草等管理作業委託料9万1,180円、県防災無線・地域防災無線・同報無線等保守点検委託料882万3,100円を執行しました。

13節使用料及び賃借料の決算額3万8,600円の内訳は、同報無線屋外子局に係る用地料を執行しました。

14節工事費及び工事請負費の決算額12万9,250円の内訳は、避難所表示看板、看板シート設置工事を行いました。

18節負担金補助金及び交付金の決算額76万9,050円の内訳は、同報無線・デジタル地域防災無線・自主防災会貸与無線機電波利用料14万9,050円、ため池の水位調整にご協力いただいた自主防災会への補助金62万円を執行しました。

17節繰出金の決算額191万469円の内訳は、小笠東小の貯水槽の修繕に係る費用を水道会計繰越金として執行しました。

次に、ため池の水位調整に伴う補助金の基準ですが、菊川市のため池・洪水調整等事業費補助金の交付要綱に基づき、指定しているため池1か所につき年間1万円の補助金を交付しております。

どのような団体に幾ら支払っているかですが、指定したため池で、ため池がある自主防災会に対し、完了実績に基づき補助金を交付しております。指定したため池が複数ある自主防災会に対しては、ため池の数掛ける1万円を交付しているため、指定のため池は63か所ありますが、36の自主防災会に交付をしております。

水位調整のためにどのような指示をしているかについてですが、まず、令和3年度ですと、5月の自主防災会活動説明会が中止となりましたので、通知により、本補助金の説明とともに

に、出水期には可能な範囲の中で水位調整を行っていただくよう依頼しております。また、台風等により大雨が降る予報が出ているときには、対象の自治会、自主防災会長のほうに、ため池の水位調整の依頼のメールを送信をさせていただいております。

以上となります。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。すみません。いろいろありがとうございました。

ただ、推移を調整したときに、あとで、後日とかで、年間とかで操作しましたとか、そういった報告とかはちゃんといただいているかどうか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 報告はいただいているか。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 実績報告の関係ですけれど、一応、11月以降にため池に関わる操作の実績報告というのを自主防災会のほうからいただいて確認をしております。

以上です。

○10番（西下敦基君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はありますか。

次、私から。大規模地震対策等総合支援事業費、タブレットの11です。実施事業の内訳は。また、感震ブレーカー及び自主防災組織資機材費の申請が減少した要因はを伺います。

答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。まず最初に、実施事業の内訳ですけれど、10節需用費の決算額1,677万3,589円の内訳としては、菊川市防災施設防災資機材の備蓄計画に基づきまして購入をさせていただいております。その中に、臨時交付金を活用して購入させていただいております。

11節役務費の決算額24万1,296円の内訳ですけど、災害時のタブレット端末の通信料を執行しました。

12節委託料の決算額44万2,000円の内訳は、家具の転倒防止事業による委託料を執行しました。

17節備品購入の決算額402万1,270円の内訳としましては、主に防災ラジオのほうを購入しております。あと、防災資機材のファクス等も購入をしております。

18節負担金補助金及び交付金の決算額1,152万5,000円の内訳ですけど、感震ブレーカーの設置補助金23万5,000円や自主防災資機材整備費の補助金1,129万円を執行しました。

感震ブレーカー及び自主防災組織資機材費の申請が減少した要因ですが、感震ブレーカー

の補助事業については、平成30年度から行っておりまして、令和元年度に30件と最も多く、令和2年に12件、令和3年に10件と減少しております。

申請が減少した要因としましては、簡易的な感震ブレーカーが安価で販売されており、そちらを購入されている方がいると思われま。また、補助事業に係る申請手続きが難しいことや内容が分かりにくいということも1つの要因だと考えております。そのため、以前、委員からのご提案がありましたことから、今年度から補助申請の記載する項目を減らしたり、設置事業者の方に書類作成の協力をしていただき、申請書類の簡素化を図ってまいりました。

自主防災費資機材費の申請が減少した要因ですが、17件の減少となっております。資機材費の状況につきましては、各自主防災ごとにばらつきがあります。ある程度、資機材がそろってきているため、申請しないという判断をしている自主防災会があると考えております。また、申請しない理由を自主防災会長に聞いたところ、自主防災会では買わなくても、災害時には個人のもを持ち寄って使用したり、倉庫内の置き場がないなどの理由により申請しないと聞いております。

今後につきましては、自主防災会に対し、整備状況に応じた助言や周知を進めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 自主防災組織資機材というのは、大体、ある程度整ったと思います。

1つ、大型のものをそろえたいというと、世帯数の少ないところはとても買えないという、六本松とかは20軒そこそこですので、そういったところでは防災ポンプ等、そういったものを買えないで困っているというような話もありましたけれど、今年、感震ブレーカーをうちでつけさせていただきました。とても安心しましたが、安価で売っているというのは知らなかったけど、そんなに違うんですか。うちは5万5,000円。市の補助が2万5,000円いただいていたんですが、安価で売っているという、そういったのをつけている家庭もあるということですけど、そういうのは申請がないものですから、幾つそろえているというのは、状況は分からないですね。

関連ありますか。いいですか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 部長にお尋ねしたいんですけど、地震基金がゼロです。大規模地震が来たときに、今あるこの事業で、備えているもので足りるというふうに考えているんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 地震基金。ちょっと決算と関係ないです。答えられますか。

○9番（織部光男君） 大規模災害で、今、この設備を取っていますけど、これ以外は必要ないというふうに考えているんですか。

○危機管理部長（竹内浩巳君） すみません。もう一度お願いします。

○9番（織部光男君） 大規模災害対策の支援事業費ということでいろいろそろえています。大規模災害、ここで言えば南海トラフ巨大地震です。それが来たときに、これだけで済むというふうにお考えですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。大規模災害に備えるというのは、公的な私たちがやるもの、それから、地域で願うもの、個人でやるものというふうに私は考えております。

その中で、委員が言いたいのは公の部分だと思うんですが、市のほうでいろんな準備するものについては、地域防災計画にもあるんですが、備蓄計画というのが4次想定であります。ただ、それが4万8,000人の人口のものを用意しているのではなくて、被害想定の中から避難される人数を想定して、今、備蓄計画に基づいて市のほうでは整備しております。ただ、もう備蓄数を達しているものもありますし、それは更新しています。それ以外の足りないものについては、予算をそこにつけて、今、備蓄計画に伴って準備しているところであります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。大規模災害ということになりますと、想定外のことばかりなんです。死者数がね。全国では32万人と言われていています。静岡県、菊川市、振り分けていくわけですけど、そういった中で、それじゃ、その人たちの回収をどうするの。いろんな問題が出てくるわけです。その危機意識を、あらゆる問題について考えていかなきゃいけないのに、私は危機管理意識が、やはり公的な資金として絶対に必要になるわけです。そういったものを何も考えないで行政としていいのかと、その点はどうですか。

○10番（西下敦基君） 資金の話になったし。自由討議でやっていただきたいですね。

○8番（横山陽仁君） 今の何も考えないというんのは、どういうことを称して。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 私は、こういった予算を取っていろいろなことをやっているけれども、危機意識、危機管理課として考えていかなきゃいけないことは、こういった予算で収まる範囲

ではないということを言いたいんです。ですから、必然的に基金も必要になるということなんです。予算と無関係じゃないんです。予算をどう使うかという以前の問題で、危機管理課がどういう考えで仕事をしているかというところまでいくんです。

○分科会長（赤堀 博君） 17番。

○17番（松本正幸君） 例の災害対策基金の関係も、織部委員も一般質問のときに知っておりますよね。ほんで、答弁がされて、財調の関係を使って、国の関係、こういったものをから要請をかけるとか、いろんな対応の仕方については、その中で説明されておりますんで、答弁されておりますんで、今回また同じような質問をされても少しおかしいですよ。考え方が。自分が聞いているんだからね。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 織部ですけど、今の松本委員の発言については、相羽財政課長から聞いているだけです。ですから、危機管理意識を部長のほうにどういう考えでいるのかということを知りたいわけです。

○17番（松本正幸君） それは一般質問の答弁でありますんで、もう既に、本人でなくても市の考え方として捉えるべきじゃないの。そういうことです。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。一般質問の回答者は市長に求めているんです。

○17番（松本正幸君） だから、市の考え。

○9番（織部光男君） 市長は、その考えに対して何も答えていません。やはりそういった問題を解決しなければ、私はこういう議論になると思います。

○17番（松本正幸君） そうじゃないんです。あの話、一般質問の答弁については市長の考え方なんです。それを間違えてはいけないと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 私が一般質問を出した後、相羽課長から問い合わせが私のところに来ています。あそこで市長が読み上げたことが、市長が書いた文だとは思いません。

○10番（西下敦基君） すみません。ちょっと基金のことは自由討議にさせていただいて、そこで言いたいことをちょっと、自分の考えを言っていただいて、ただ、僕たちと同じ考えになることはないと思うんです。

今、決算の認定の話をしていますので、このままほかに質問がなければ帰っていただいて自由討議をしていただいたほうがいいんじゃないかと思いますので、お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） すみません。委員の皆さまがいる前であれですが1点だけ。

今、織部委員からの発言の中で、私のほうから説明をさせていただきたいことがあるんですが、危機管理課の職員が危機管理の能力がないようなお話、危機管理を持っていないじゃないかというお話がありましたが、うちの職員は24時間体制で危機管理事案、台風や雨だけではありません。ほかの事案についても24時間体制を整えています。危機管理の意識がないというのは、町の職員の、私の部下の名誉のためにも話をさせていただきますが、私どもは危機管理対策は十分整えていると思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 今の部長の発言、私はそんなことは一度も言っていませんよ。

<「さっき言ったじゃん。」という発言をする者あり>

○17番（松本正幸君） 治まっているから、あとでまた確認します。

○分科会長（赤堀 博君） それじゃ、これで終了します。

以上で危機管理部の審査を終了いたします。執行部、お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関し審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手の上、お願いします。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。大規模地震対策費等総合支援事業ということで、申請が少なくなって、ある程度資材がそろってきたんじゃないかという話もあったりもしたんですけど、やっぱり、防災について、各自治会ごとに温度差も大きいですし、物だけをそろえるだけじゃなくて、その活用とかも、そこら辺とかの支援も行政、何が足りないか、そういった指導も必要ですけど、それこそ危機意識を上げるとか、そこら辺もだんだん重点を上げるべきかな。

あと、コロナ対策も、防災もちょっとやり始めたかというところですので、そこらへんも含めた考えで、また防災対策を進めていただければと思いました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

ほかによろしいですか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。危機管理意識というものをどうとらえるかですけど、

南海トラフ巨大地震の規模を考えたときに、今までの対馬とか、熊本とかとはレベルが違います。広範囲に及んで、ボランティアで来れる人というのはまずまれですし、自衛隊は菊川市に1人、実際に来れるかどうかというような状況です。ですから、事業、共助ももちろん大切ですが、計り知れないお金がかかり、国として、10年間で1,000兆円かかるとも言われています。やはりそうなると、今の日本財政ではやっていけないという状況にもなるわけです。それでは、基金もゼロで、菊川市はあくまでも国を充てにしていたけれども1銭もこない。どうするんだというようなことも考えなきゃいけないわけです。自分たちで何とかしろというようなことになる。とてもじゃないけども、できないということにもなりますので、私は、どの程度の危機意識を持っているか、そこが問題だから私は言っているわけです。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。減債基金を積まなくても、財政調整基金とかで流用ができるので、わざわざ新しい基金を積む必要はないということと、他の災害時は支援が入ってくるということで、逆に減債基金を何億円積んだら安心なのか、織部委員に聞きたいんですけど、逆に、それを積むことによって、何億円というお金は動かせなくなります。その分、財政も圧迫しますし、どう財政を持ってくるのか。あと、予算も止まりますし、そのところの、ちゃんとした数字を言っていたらと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。菊川市の財政については、経常収支比率が92%まで細工をして、私としては、どうしてあんなに下がったか。87%に一気に下がる。そのことを調べれば、やらなければならないものをやらないでいてということです。それだけ財政に苦しんでいるというのが、あれから見て取れるわけです。

ですから、基金が50億円あって、財調が25億円あります。そんなものはあっという間になくなります。ですから、私はあのとき言ったように、今の経常収支が76%だったですか、ちょっとはつきりしませんけども、そういったもの1にする。交付団体にする意志はあるかないかということも聞きました。やはり、自分たちの町は自分たちの収入で収まる範囲内で経営してほしいと、そういう希望を言っているわけです。国がもう、このままでは財政は破綻すると言っているわけです。ですから、標準のことで言いますと、今の半分ぐらいの予算になるんです。

私の財政に対する考え方はそういうことです。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。とりあえず、減債基金を幾ら積んだほうがいいんですかということ聞いています。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 今の状態で51億円しか基金はありません。だから、それを全部回したとしても私は足りないと思っています。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。足りないのは分かっています。減債基金は幾ら必要なか聞いています。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） ですから、あくまでも国の援助は私はないということで考えていますので、やはり50億円、100億円あってもいいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、ただいま出されました御意見を元に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

それでは、12時55分に集合してください。

○事務局（本間陽子君） 互礼を持って終了いたします。相互に礼。

閉会 午後 0時10分

開会 午後 0時58分

○委員長（赤堀 博君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午後は水道事業会計、下水道事業会計、下水道、消防本部の決算審査を行います。

ここで総務建設委員会に切り替えます。

ただいまの出席委員数は9人です。菊川市委員会条例第14条の規定により定足数に達しておりますので、総務建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました議案第42号 令和3年度菊川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について審査を行います。

なお、事業会計の決算については、本日、採決を行いますので、ご承知おきください。

初めに、鈴木生活環境部長、所管する課名をお願いします。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長でございます。

本日、水道事業会計決算についてご審議をいただきます。所管は水道課になります。よろしく願いいたします。

○委員長（赤堀 博君） それでは事前質疑の順に行いますので、事前質疑を通知した委員は挙手の上、質疑を行います。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西田です。

説明資料のタブレットの3ページで、業務用の内訳のところなんですけど、水道料金及び有収水量の公共用の増加の要因は、また、有収率は0.39%下がった要因は何かを伺います。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。山内水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 水道課長でございます。

ただいまの西下議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の公共用の水道料金増加の要因につきましては、月別の比較を確認したところ、5月、6月、また6月、7月に使用した協定金額が大きく増加しておりまして、状況を確認したところ令和2年度の小中学校でのプールでの使用が少なく、また公共施設の会合がされてなかったという状況で、2年度につきましては非常に少なかったということでございます。

3年度につきましては、軒並みプールの使用、会場の使用等が増加したことにより、使用水量の増加が要因と考えられております。

2つ目の有収率が0.39%下がった要因につきましては、1点目が八王子配水池の耐震補強工事を昨年度実施しましたが、2つある配水池のうち、耐震補強工事を行った1号配水池にたまっていた水道水を、工事の施工を行うために配水池を空にする必要があったため、その配水池にたまっている水道水を排水したことにより、排水量が増加したためとなります。

また、牧之原配水管改良工事で水道水の濁りと空気が多く混ざっていたため、洗管作業に多くの水を使用したため、有収率が低下したものと考えられます。

あと、もう一点、宅内での水道の漏水に対しての減免の措置を水道課として行っておりますけれども、そちらの宅内での漏水での水道料金の減免が大きく増加したことによる有収率の低下となっております。

以上でございます。

○委員長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

すみません、2つ目のときに牧之原配水関連で濁った空気が入ったというのは、それって原因って何だったのかな。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 工事の切り替え時におきまして、水道管の新しい管の洗管作業と
いうか、管の中を一度洗う作業を行うわけなんですけども、ちょっと担当者のほうで送る水
をちょっと早く送り過ぎたというミスもありまして、水道管内に空気が混じってしまいまし
て、そのうち白濁の状態になってしまったものですから、その空気を抜くための作業が普段
の改良工事の切り替えのとき以上に時間がかかってしまったものですから、その分の水を排
出してしまったということで量が増えて、有収率が下がったという状況であります。

○10番（西下敦基君） はい、分かりました。いいです。

○委員長（赤堀 博君） 関連ではありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（赤堀 博君） では続いて、17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

タブレットのほうが6ページになります。

給水収益の関係なんですけども、対前年度比較で924万680円の減額理由を教えてください。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。山内水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 水道課長でございます。

松本委員からのご質問にお答えさせていただきます。

給水収益が対前年度比較で924万680円の減額の理由はとのご質問ですが、決算に関する参
考資料のPDFの3ページを御覧いただきたいと思います。

こちら3ページを御覧いただきますと、家事用の水道料金が令和2年度と比較し1,250万円
程度減少となっております。天候等様々な要因はありますが、令和2年度につきましては、
コロナ禍で巣籠需要により令和元年と比較し、約4,000万円ほどの増加があったことによるも
のと考えております。

令和3年度につきましては、先ほど924万680円の減額となっておりますけれども、令和元
年度と比較したところ、約2,800万円ほど増加している状況となっております。

以上で、ご質問に対しての回答とさせていただきます。

○17番（松本正幸君） はい、ありがとうございます。

○委員長（赤堀 博君） いいですか、はい。事前質疑は終了しましたがけれども、そのほか水道課に対する質疑はございますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

令和4年度に入りまして、国のほうからの塩素の基準が緩和されたと思います。そういう通達に来て受け止めていますか。

○委員長（赤堀 博君） 塩素の基準が緩和されて……。

○9番（織部光男君） 塩素だけではないかもしれませんが、緩和されてきているはずですけど……。

[発言する者あり]

○9番（織部光男君） 連絡が来ているのは令和3年度だとは思いますがね。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。山内水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 水道課長でございます。

塩素の基準というところがどのようなものか、ちょっとはっきり把握できていないんですけども、塩素を測る機器の基準に関しての改定については令和3年度に通知はいただいております。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

今の話で機器のほうの何を改正ですか、それは。水質に関係するところではないという意味ですか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁できますか。永田事業係長。

○水道課事業係長（永田 君） 事業係長永田です。

昨年、塩素に関わっての通達でありますけども、基準ではなくて、我々が現場に行って使うポータブル、その機器の扱いというか、それを合理的にうまく使って水質検査をという、その関連の通達は来たのを認識しております。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

私がほかのところの情報ですと、そういうことでつかんでいるんです。今一度、確認だけしていただけますか。そして私が心配するのは水道水が今までどおりならいいんですけども、その基準が緩くなったことによって、市民の水道水を飲むということがまた減ってしまうと

か、そういういろいろ体に影響が出るとかじゃいけないものですから、確認だけしていただければと思います。

○委員長（赤堀 博君） ほかに水道課にかかわる質疑はございますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

先ほど西下委員のところで、有収率が0.39%下がった要因を説明してくれたんですけども、その中で給水管、宅内の漏水の関係、その関係の減免がどれぐらいあったんですか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。柴田庶務係長。

○水道課主幹兼庶務係長（柴田 君） 庶務係長の柴田でございます。

件数については70件でありまして、水量については1万5,402立方メートル、例年でいきますと7,000トンぐらいのものが倍ぐらいになったということで、その分が減免しているということでもあります。

以上でございます。

○委員長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

それでは減免の理由は何ですか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。柴田庶務係長。

○水道課主幹兼庶務係長（柴田 君） 庶務係長でございます。

主には宅内の漏水がほとんどでありまして、中には工場とかいうのも3件ほどありました。

○委員長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 宅内の漏水の場合には、その家の責任じゃないんですかね。なぜ、その減免になるのか、それを教えてほしいんです。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。山内水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 水道課長でございます。

減免につきましては、水道課のほうで漏水等における使用水量認定基準ということで行っておりまして、水道水の宅内での管理につきましては、当然、積算の責任上の中で行っていただくわけなんですけども、漏水によりまして多くの水量が出て、水道料金が3倍、4倍、10倍とかになった場合につきましては、この基準に基づきまして地下埋設箇所とかなかなか発見の難しいところ、露出管とかにつきましては減免は行っておりませんが、家の下とか、地下に埋設されている管の漏水につきましては、年に1回ですけれども水道料金の普段の使用料からの減免をとということで基準を設けて対応しております。

以上でございます。

○委員長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） それで額はどのぐらいになるんですか、トータルで。1万5,402トンの額。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。山内水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 水道課長でございます。

先ほど主幹の柴田のほうからもご説明させていただきましたけれども、約370万円ほどになっております。

○17番（松本正幸君） はい、ありがとうございます。

○委員長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

ちょっと関連して、70件でいつもより倍の水量だったということですが、件数も倍だったのか、件数はいつものどおりで、水量が異常に多かったのか、その辺お願いします。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。山内水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 件数につきましては、昨年度は例年より少ない件数でありましたけれども、昨年度につきましては、先ほど庶務係長が説明したとおり、企業ですね、大きく普段使用されている企業の減免が3件ほどございましたので、そこで金額が大きく上がっているという状況でございます。

○委員長（赤堀 博君） ほかに水道課に対する質疑はございますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

個人的に聞いているものですから困っているんですけども、公共施設の計画にも載ってなくて、50年の塩ビ管の修理予定は菊川市の水道事業管路耐震計画ですか、それに載っているということで、また請求してないんですけども、その内容ですけども、50年とか45年ごとに何年にやろうというような計画になっているんですか。

○委員長（赤堀 博君） 答弁を求めます。山内水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 管路耐震化更新計画につきましては、5年間の計画になっておりまして、来年度が現計画の最終年度となっております。来年度、5年度ですけども、今回の補正でもちょっと上程をさせていただいておりますけども、更新計画の見直しを行いまして、できるだけ早い時期から新しい管路更新計画を基に工事を進めていきたいと思っております。

各施行箇所につきましては、更新計画の中には場所等は支出で明記はさせていただいて

おります。

以上でございます。

○委員長（赤堀 博君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤堀 博君） それでは、水道課に対する質疑を終了いたします。

執行部は退席してください。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」この規定に基づき議員間の自由討議を行います。

ご意見ある委員は挙手の上、発言をお願いします。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

公共施設、インフラを含めて40年間の計画が分かれているわけですが、今の期間の計画についても来年度で5年で終わる。そして新たに、また5年の今年ですか終わるといのは50年も使用している塩ビ管だと。だからその次のやつが何年前に埋設したのかは分かりませんが、49年前なのか、40年前なのか時期と耐用年数が過ぎているようなものもあるかもしれません。

ですから、そういった個々の計画ということではなくて、個別の政策というか、公共施設なんかは出すことになっているわけですから、私は委員会として衛生上もまさにその範疇に入るわけですから、そういうものを長期的に見なければいけないと思うんですから、ちょっと意見をお聞かせください。

○委員長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

それこそ計画なんかは説明があったと思うんですけど、前倒しして見直しの計画をしていく、年数ではなくて土地の性質でというか、ダメになりやすかったり持つというのがあると思いますので、ただ、下水道はいろんなところで何年もやっていることなんですけど、なるべく最新の知見とかを取り入れたことで、今まで50年持つというのをもっと60年、70年も持つような技術とか、そういったものをまた入れていってもらえればなとは思っています。

ちょっと気になったのは、町なかの配水でちょっと濁りが出たりとかそういった話があって、職員がちょっと早めに水を出してしまったりとか、そういったのは結構技術が必要な多分職員が必要になってくると思いますので、まだまだマジメントが必要かどうかわかりませ

んけど、人事のマネジメントとか技術的なものをちゃんと検証していってもらいと、やっぱし事業形態で行っていただければと思います。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかには、よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（赤堀 博君） それでは自由討議を終了します。

それでは採決します。議案第42号 令和3年度菊川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定するものということに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（赤堀 博君） はい、ありがとうございます。挙手全員、よって、議案第42号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、議案第42号 令和3年度菊川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての審査を終了いたします。

ただいま出されましたご意見等を基に委員会報告を作成し、29日の本会議にて報告させていただきます。

なお、委員会報告の作成については、正副委員長に一任願います。

閉会 午後 1時23分

開会 午後 2時08分

○分科会長（赤堀 博君） それでは、続きまして、一般会計予算決算委員会総務建設分科会に切り替え、下水道課の一般会計の決算審査を行います。

事前質疑が3問ありましたので、それでは、最初に松本委員からお願いします。

○17番（松本正幸君） 17番です。タブレットのほうが19ページになります。

浄化槽の設置事業費であります。浄化槽の補助の規模別基数と要望状況、これについて伺いをいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。

松本委員のご質問にお答えします。

補助の規模別基数と要望状況についてですが、本事業は浄化槽設置の申請書を受理した順に補助金を交付しております。そのため、同年度の予算が終了した時点で受付を終了しているため、要望状況の総数ということにはちょっと把握できておりません。

次に、補助の規模別基数についてですが、補助金の交付基数が、5人槽67基、7人槽26基、10人槽7基となっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問、17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今の説明の中で、補助の関係なんですけれども、受理した順序というようなことがあるんですけれども、考え方によると、市内で建築される方が、じゃあ、8月以降の後半において建築した場合については、もう既に浄化槽の申請が、その年度は終わっているというケースがあるんですよ、実質的に。

要するに、補助制度の関係というよりか、予算の配分方法、こういったものをもう少し皆さんに公平というか、そういったものに関して不平等にならないように考えていただきたいなと思うんですよ。というのは、例えばなんですけれども、住宅関係の業者さんがおりますよね。そういった方々だけに抑えてしまうということも聞いているんです。ですので、やっぱり予算の枠はあるかもしれませんが、やっぱり菊川市内に住んでいただけの方が建築をされるんですから、やっぱり不平等にならないような形、そういったものの考え方を出してほしいなというふうに、要望をしたいと思うんですけれども、その関係について考え方を伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。

まず、個人の住宅であれば当然補助対象、営利目的の建物については補助金は当然出ておりませんので、あと建て売りとか、そういうものについても、あくまでも設置者が完全にいる。ましてや、一度浄化槽の補助金をもらった方は同じ方では——例えば息子さんとか、お子さんが建てるということがあれば当然補助金の交付対象にはなるんですけど、同じ方が再度、合併浄化槽の補助金を過去に申請した場合については、付け替えというか、そういう形についてはちょっと補助の対象になっておりません。

先ほど言った補助の枠を抑えるというか、そういうのについては、あくまでも申請者、個人の方が決まってからの段階なので、業者さんだけが事前に抑えておくというのはちょっと

実情できないようなことにはなっているんですが、当然、ご指摘のように、夏とか秋の早い頃に補助金が予算の関係で支出ができないとか、補助の交付金をもうできないという状況にはやっぱりなるものですから、そこについては、当然、方法としては補助額の見直し等が必要になってくることも、総事業費がやっぱり限られていますので、どうしても皆さんに補助金が行くような形になると、そういう制度的なところの見直しが必要かなとは考えております。

以上です。

○17番（松本正幸君） 総事業費の枠というような説明があったんですね。その枠というのは、国の補助金とか県の補助金があるのか分かりませんが、本来的に補正予算で逆に取ることができないかということをおっしゃっているんです。ですので、その考え方が少し分からないものですから、お勉強をさせてもらっておりますので、よろしく願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。

質問の対応、しっかり説明できていなくて申し訳ありません。

補正予算等、あくまでも国や県の補助金いただいている分もあるものですから、年度内に完成するというのが第一前提になってくるものですから、ちょっとタイムリミットとしては9月ぐらいの補正でないと、多分12月から、それから浄化槽の設置工事に入ると、多分3月中の完成というのはなかなか難しいかなというのが、大体スケジュール的にそういうことが考えられます。ですので、その辺、国や県の補助金関係もあるものですから、一概にちょっと私どもも補正で上げたときも、全額支給は市の一般財源で支出が可能であれば、当然それも可能だと思うんですが、基本はやっぱり国や県のそういう補助金を活用して、今回のこの浄化槽の補助金を交付しておりますので、当然、国や県の予算を確保に向けて、積極的にそういう補助要綱とかあげて、財源の確保をしていきたいと思っておりますが、実情、そういうのが実際に国や県からのお金がいただけないと、なかなか一般財源からだけだとちょっと厳しいので、今回の補正の中でなかなかちょっと上げにくいというのが実情です。

すみません、以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問、17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 先ほどの話じゃないですけども、下水道の認可区域というものがあって、いわゆる水質汚染のためにも推進していこうというようなこともありましたよね。そのほかにも、やっぱり小笠地区のほうは合併浄化槽を下水道じゃなくて、推進していきま

すよというような姿勢が、取組が示されているものですから、その点についてやっぱり不平等というか、そういったものになっちゃいけないものですから、地元へとどまっていたらける方にやっぱり手厚くしていかなければならない、そういう気持ちがあるものですから質問をさせてもらっているんですけども、今後、取り組むために何らかのよい方法を考えて、ぜひいただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） もらえなかった者の代表として、ちょっと（笑声）

2回目の——合併浄化槽の耐用年数がありますので、当然、合併浄化槽を入れ替えるというときには、もう1回、新規の者はやるけど、付け替えのものについては対象外ですというたしかお話だったかと思います。そこについて、今お聞きすると、それはできないということというのは、補助金を払ったところは把握しているということなので、逆に、補助金をもらえなかったところについては、1回であれば各世帯で補助金の対象としてもらえないかというところがすごく感じる場所なんです。そういうことによって、平等性というところもある程度保たれる。そこへいけば、ある程度、僕らも学習したので、じゃあ、それは4月に合併浄化槽の入れ替えをやるということ、補助金を活用して、1回は補助金をもらえるというところでは平等性が保たれるんじゃないかなと、その辺が県と国と、それだけの対象の中でどうやって変えられるかちょっと分からないですが、そういうところで必ず1回目に補助金をもらっているというところを、僕が説明会行ったときにかなりの人がもらえないという人が多かったので、かなりの人が補助金なしと、設置しようと思ってる。そしたら、そういうところでも、1回もらっている人でなければ対象にしていきたいことなので、いつも。今後、検討していく中でちょっと考えていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 検討してください。

10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。同じところで財産内訳のところなんですけど、説明で言ったかもしれないですけど、今年度予算で県資産のところは158万5,000円から、決算ですと470万7,000円という金額になっていて、一般財源が減っているような感じなんですけど、これって県のお金ってどういう動きになっているかお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。

歳入が多くなった補正につきましては、すみません、多分予算ベースの、当初予算では158万5,000円計上させてもらったんですが、実際は、県のほうから多く470万7,000円いただいたということで、本来でしたらここまで大きく増額をするので、補正予算等で、1回歳入のほうの補正をやっとくべきだったかなというのはちょっと考えてありますが、その当時はちょっと、推測ではありますが、増える分だからそのまま当初予算のままにってしまったというか、そういうことがちょっと考えられます。

すみません、以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに、下水道課の質疑はございませんか。

○分科会長（赤堀 博君） では、3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 3番 渡辺です。タブレットの24ページです。4款1項9目の環境衛生総務費ですが、浄化槽保守点検回数について、行政から指導はどのように行っているかということで、この方向性とかってところに、適正な浄化槽の維持管理を図るとか、清掃法定点検を行っていただく必要があるというような文章が載っているので、業者によって回数、単価がどのレベルのやつを何回やれば大丈夫なのか、そういうようなことはいかがでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。

渡辺委員のご質問にお答えします。

浄化槽の保守点検実施回数について、行政から指導はどのように行っているかについてですが、浄化槽を管理する者は、浄化槽及び浄化槽施行規則に保守点検を実施することが記載されております。

浄化槽の維持管理に関する指導は、原則的に国ですが、県が行うこととなっておりますが、市としては浄化槽を新たに設置する者に対して、浄化槽の維持管理に関する資料を配布し、県と連携して適切な維持管理を呼びかけております。

先ほどの処理の点検の回数等ですが、処理方式によって異なりますが、一般的な処理方式では4か月1回以上、保守点検を行うように記載されております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問、3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 4か月に1回というので、年間3回ということですね。であれば大丈

夫ということ。

○分科会長（赤堀 博君） 森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。

一応、原則だと4か月に1回以上というようになっていきますので、それより数が小まめにやっていただけるということがいいほうなので、実際、その管理業者さんによってもちよつとその辺はやっぱり保守点検の内容がちょっと異なっておりますので一概に言えませんが、一般的には4か月1回以上ということで記載のほうはなっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） ですので、一度の点検の内容というものの統一性みたいなものもあつたほうがいいかなと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

うち、多分年4回、3か月に1回、業者がやってくれているんですけど、それとは別に県で年に1回、この前、五千幾ら払うの、それもカウントできないのかなと思ったんですけど、それは違うんですか、内容は。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。

確か、年に11条検査というのが、BODとか確認するのが、焼津市のほうにある会社で、確か静環検査センター、そちらでは11条検査ということでBODとか水質とか見ていただくような状態で、通常の、私も小笠なので、小笠のほうでは年に3か月に1回ということで点検をしているんですが、そちらについては通常の、その、小笠のほうだと小笠衛生さん、菊川だと生活環境センターさんのほうでやっていただいているのが一般的なので、そちらについてのカウントっていうのはあくまでも多少水質の、11条検査のほうは水質検査とかも入っていますので、内容が違うものですから、1回というのがのがカウントができないので、そっちにつきましては、先ほど言ったように浄化槽法に記載があるものですから、そのルールにのっとってやっていただいております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。じゃあ、次3番目、10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

タブレットで37ページですね、説明資料で。4款2項4目の平尾下水処理場管理事業費ということで、前年度決算より本年度決算が312万円伸びている要因はということで、聞けば2年に1度はフィルターの交換、活性炭の交換と言われたのですが、それでいいのかわるかお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。西下委員のご質問にお答えします。

前年度決算額より今年度決算額が312万円伸びている要因はについてですが、本年度決算額の増加した主な要因につきましては、3つ挙げられます。

1つ目は、今、西下委員おっしゃったとおり、2年に1度実施しております活性炭交換業務の実施によるものになります。

2つ目は、電気料高騰による光熱費の増額です。

3つ目は、機器修繕に伴う修繕料の増額となっております。

以上が、増額になっている主な要因になります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

今、3つ理由を言われたんですけど、それぞれ、金額、大まかで分かれれば教えてください。

○分科会長（赤堀 博君） 森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。

まず1つ目の、先ほどもあった活性炭の取替えの関係ですが約197万円、2つ目の電気料の光熱水費の関係なんですけど、そちらが18万円、最後の3つ目なんですけど、修繕料の増額については約96万円ということで、これは全て合計すると、約311万円の増額となります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 最後に修繕されたというのはどういった修繕が入ってきたのですか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。

令和3年度に実施した修繕の内容につきましては、原水ポンプの修繕と、あとケーブル類の修繕を実施しております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、下水道決算についての質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議をして結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

若い渥美議員なんかは全然分からないと思うけども、私が小学生の頃は菊川で鮎を取って遊んでいました。それで、ズンコという白身の魚がいるんですけど、それも非常においしくてね、近くのお母さん方はそこでおしめを洗って、自分の赤ちゃんの人糞をそこに流していましたけど、それを魚が食べているようなのが現実でした。まだ、それが昭和35年ぐらいだったでしょうかね。本当に何十年も前の話ですので、それが元に戻るといようなことはあり得ないと思うんですね。ですから、我々が生きていく上で何が大切か、水質保全だけが大切なのかね、やはりそれよりも我々の生活そのもの、我々が生きていく上で幸せを感じるということがね、大切な生きる意味だと思うわけですね。ですから、そのために、我々、議会もありますしね、市役所の業務もあるわけですので、私は、やはり広い視野に立って物事は考えなきゃいけないなと思っております。過去の思い出話です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにございませんか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） この生活環境部の決算に関しては、やっぱり先ほど浄化槽の設置の関係のあれが一番大きな一つの事業だと解釈をしておりますけれども、やっぱり合併浄化槽を推進するであるならば、予算を完全につけなくてはいけないと思うんですね。やっぱり不平等ではいけないと思いますんでね。考え方として、その年の予算が終わってしまったものですから、次に申請出す方が「もう終わりました」じゃあね、これは不公平極まることじゃないかなと思うんですね。ですので、やはり予算配分というのは当然あるでしょうけれども、予測もあるでしょうけれども、やっぱり補正の必要性が生じてくるんじゃないかなと思いますんでね、考え方がちょっと以前からおかしいなとは思ったんですけども、そういうことで担当課のほうにも言っておきましたんでね、何らかの形で、いい制度にさせていただき

たい、そういうふうに思います。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 公平、公正という意味ではおっしゃるとおりだと思いますよね。だから、そのために予備費もあるし、補正予算制度もあるわけですから、そういうことを、ぜひ活用して、行政とすれば市民の満足度を上げるということでやっていただきたいなと私も思います。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかにはどうでしょうか。

以上で、下水道一般会計の決算審査を終了いたします。

ただいま出されましたご意見を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告をさせていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

閉会 午後 2時36分

開会 午後 2時40分

○分科会長（赤堀 博君） それでは、続きまして、消防本部の決算審査を行います。

八木消防長、所管の課名等を述べてください。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 改めまして、こんにちは。消防長でございます。

それでは、消防本部の所管課と本日の出席職員の紹介をさせていただきます。

消防本部は、消防総務課、警防課、予防課、消防署の4課を所管しております。

本日の出席職員ですが、まず私の左隣が白岩消防長、失礼しました。白岩消防次長兼予防課長です。

○消防次長兼予防課長（白岩 勝君） 白岩です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） その隣です。杉田消防総務課長兼警防課長です。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 杉田です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） その隣です。二俣消防署長です。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長 二俣です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 2列目になります。私の後ろからです。後藤消防総務課主幹兼総務係長です。

- 消防総務課主幹兼総務係長（後藤浩孝君） 後藤です。よろしくお願いします。
- 消防長（八木一巳君） その隣です。加藤消防総務課庶務係長です。
- 消防総務課庶務係長（加藤守彦君） 加藤です。よろしくお願いします。
- 消防長（八木一巳君） 続いて、櫻井警防課主幹兼企画係長です。
- 警防課主幹兼企画係長（櫻井恒太郎君） 櫻井です。よろしくお願いします。
- 消防長（八木一巳君） 続いて、小原警防課警防係長です。
- 警防課警防係長（小原文明君） 小原です。よろしくお願いします。
- 消防長（八木一巳君） 3列目になります。小林消防署第3当直主幹です。
- 消防署第3当直主幹（小林雅幸君） 小林です。よろしくお願いします。
- 消防長（八木一巳君） その隣です。白松消防署第3当直救急係長です。
- 消防署第3当直救急係長（白松君） 白松です。よろしくお願いします。
- 消防長（八木一巳君） 以上が出席職員となります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 分科会長（赤堀 博君） それでは、質疑通告順に行います。事前質疑通知を提出された委員からお願いします。

1番目、私から行きます。9款1項1目救急活動事業費、タブレットの5ページ、資機材の価格変動が激しく、納品までに不足となることのないようにとあるが、すごく消耗をするものにはどのようなものがあるかお尋ねします。

二俣消防署長。

- 消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。よろしくお願いします。

赤堀委員のご質問にお答えします。

通常、救急出場する際、救急隊員はセパレート型の感染防止衣の上下、ゴム手袋、サージカルマスク、ゴーグルを感染予防として装着して出陣します。この中でゴム手袋、サージカルマスクについては、基本的には、直接患者さんに触れたり、血液や吐物などを触れることから、次の救急現場を二次感染させないために再使用はしないこととしており、消費量も多くなります。結核や鳥インフルエンザ、新型コロナのような指定感染性の事案を取り扱った場合は、国からの指針のとおり、感染防止を含め、全て廃棄することとなるため、消費がさらに大きくなります。感染性の資機材以外では、心電図を図るセンサーやパートはほぼ全ての救急事案で使用しますので、救急件数に比例して増減します。ほかの資機材は、救急の要請内容により変化しますが、救急資機材の多くは医療資機材となり、使用期限が決められていたり、推奨期限がありますので、多め多めの在庫を持つと廃棄容器も多くなってしまいま

す。このような理由から、前年度の使用実績で予算要求させていただいておりますが、不足が見込まれるとなった場合、少額、少量であれば在庫調整によって調達できますが、今回のコロナ第7波のような当初予算編成時期の予想を大きく超える資機材の消費や交換頻度の高さに耐えられない事態となった場合は、今回、6号補正でお願いしているような対応を余儀なくされてしまいます。また、消費に伴い、廃棄物も増加することから、廃棄物引取り手数料も増額してしまいます。

続いて、資機材の価格変動と納期についてですが、価格については、変動が特に大きかったものは、サージカルマスクが8倍までほど値上がりしました。感染防止衣については2倍、ゴム手袋については4倍ほどの値上がりの見積もりを提出されたこともあります。アルコール消毒系も大幅な値上がりとなっております。

納期については、感染防止系のサージカルマスクや感染防止衣は納期未定でよければとか、半年以上はかかります。納期未定で取引できないという業者もありましたが、緊急用の備蓄品を取り崩し、発注時期をずらすことにより必要数は確保できました。

値上がりの原因については、世界的なコロナの蔓延により、各地のロックダウンや港の閉鎖による流通の不安定さ、生産数の減少、今まで使用してこなかった業種の方たちが一斉に使用するようになり、需要が大幅に、また急激に拡大したことといわれています。

最後に、現在の価格動向と納期ですが、世界的なインフレ傾向で高値安定となってしまっており、コロナ前の価格水準には戻っていないという業者からの情報です。納期についてはほぼ安定してきており、納期未定という資機材はないということでした。

今後も、今まで経験してきたSARSやMERS、新型インフルエンザなど世界的に蔓延するような感染症に備えて、購入方法や備蓄数を検討し、不足期間が生じないように備えていきます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） とにかくサージカルマスク8倍とか、大変な値上がりという中で、何とか補正を出して欠品のないようにやってきたということですから、関連で何か皆さんから、何か。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。マスクとか手袋とかもし手に入らなかった場合に、それは市内でやりくりを検討するか、やり取りするか、それとも近隣の消防署ともしかして融通し合うとか、そこら辺の何かバックアップ体制とかというのはあるんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。今回のマスクの不足については、使用制限を救急隊員に課しまして、感染のリスクが少ないだろうと判断した場合は消毒を行い、二度、三度使ったこともあります。感染防止衣につきましても、同じように水で流せるような汚れであれば、その時期は再使用をしました。

ただ、マスクにつきましても、我々救急隊員がしているマスクはドラッグストアなんかで買ってくるようなマスクではございませんで、サージカルマスクといって医療用のマスクになります。なかなかこれ手に入らないものですから、菊川病院と相談しまして、足らなくなった場合は一時的に貸していただくというようなお話をしました。

近隣の消防本部については今、3市連携という中でそのような資機材の融通をやるかというお話をしているようです。

以上です。

○10番（西下敦基君） ありがとうございます。

○分科会長（赤堀 博君） では、2番目。松本委員、お願いします。

○17番（松本正幸君） タブレットの分は5ページになります。同じ事業になります。救急活動事業ということで、救急活動能力を高めるための、要するに、訓練と研修をやってきたということなんですけれども、この内容。

それからこれを受けて、次年度に反映されたことがあるかどうか。

それと、コロナ感染症による救急業務要請件数と対応への課題。これについてお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。松本委員の質問にお答えします。

まず訓練についてですが、令和3年度は救急に特化した小隊、部隊訓練を643時間実施しております。本年も年間契約により、8月31日までに240時間実施しております。

訓練の内容については、基本的な行動の確認はもとより、日々の生活性のさらなる向上や救急資機材の取扱いの習熟に取り組んでいます。基本的には、3台の救急車に装備されている機器については同等品が積載されていますが、整備した年式によって操作の方法に差異がありますので、この機器の取扱いや操作の習熟となります。また、救急隊員は、基本的には3名での出場となりますが、心肺停止事案等の多人数での現場対応に備えた訓練も繰り返し行っております。

次に、研修についてですが、心肺停止事案については、病院の担当医師から事後検証表に

において指示を書面で頂き、その指示を基に救急係全員で再検証します。さらに、特殊な事案や医師が必要であると判断した事案については、菊川市立総合病院、市立御前崎総合病院、中東遠総合医療センターの医師、看護師、近隣消防本部の救急隊を交え、会議形式により、それぞれ病院ごと検証会を実施しております。静岡県西部ドクターヘリ事後検証会も月に一度開催され、要請した案件中の特殊事案等を、静岡県西部地区の消防が主として検証しています。このような外部機関が主催する検証会や研修会に、令和3年度は延べ313人の職員を参加させ、知識の向上に努めています。

また、救急救命士は2年間で128ポイントの再教育実習が義務づけられているため、年間24時間の病院での再教育など再教育計画を作成して、技術、知識、資質の向上や維持に取り組んでいます。

反映についてですが、様々な現場を想定した訓練や検証会、研修会で取り上げられた特殊な事例を署内で検証するなどしたことで、ドクターヘリや警察、JRなどほか機関との連携や救急処置の優先順位、スムーズな搬送に反映できています。

最後に、コロナ感染症についてお答えします。

昨日の補正予算の説明のときにもお話させていただきましたが、令和2年の3月から現在まで、コロナ陽性者及びその可能性がある救急搬送は、昨日の出場で83件となっております。

重複の報告ですが、次、特に7月から救急要請が急増し、7月、8月だけで41件出場しております。9月は昨日の出場で2件となります。

昨日の補正予算委員会での織部光男委員のご質問でお答えさせていただいておりますが、救急現場を通じての救急隊員から感染者を出していないことは先ほどの反映にもつながることですが、コロナ対応の訓練を菊川市立総合病院などと早い段階から設定し、訓練を重ねている成果だと感じております。

また、今年度整備させていただいた空間除染のできる保存消毒器が2器体制となったことから、消毒にかかる時間も短縮され、次の救急に備えることが早期にできるようになりました。昨日の救急事案の重複による出場遅延はなかったと答弁しましたが、テレビや新聞で報道などされています、収容先がなくて何時間も現場滞在しなければならないという事案についても、幸い当市においては発生しておりません。

今後については、当面は高止まりの傾向と再拡大に備えて、先ほど赤堀委員の質問でもお答えしたとおり、昨日補正をお願いした資機材の確保や病院、保健所との連携を今まで以上に強化していく必要があるとともに、二次感染に備え、気を緩めることなく訓練を重ね、感

染予防を徹底して対応していきます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。再質問の部分まで答弁をされたので、（笑声）ないですけども、1点目、赤堀委員のところの関係であったんですけども、感染予防の関係で廃棄するものが出る、廃棄、廃棄、これが、毎日、どこかへ、どこかへ処分するのかなのか。その点についてお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 医療廃棄物につきましては、消防署内の決められた場所がありまして、その段ボール箱の中に専用の容器を置いて保管しております。毎週木曜日の朝に廃棄業者が回収に来ますので、それまでは段ボール箱をガムテープなりで密閉して保管するような形になります。

以上です。

○17番（松本正幸君） ありがとうございます。終わります。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はいいですか。じゃあ、次行きます。

9款1項1目予防事業費です。タブレット7ページ。住宅用火災警報器に関するアンケート調査実施等が、設置状況はどうであったか。また、651世帯訪問の内容はどのようであったかをお伺いします。

白岩予防課長。

○消防次長兼予防課長（白岩 勝君） 予防課長です。初めに、住宅用火災警報器に関するアンケート調査でございますけれども、アンケートは市内全戸を対象に行いました。

アンケート調査の実施による設置状況につきましては、設置が義務づけられている寝室及び階段への設置率が46.9%、そのほか設置が推奨されている台所等への設置率が29.5%、合わせまして76.4%の設置率となっております。

次に、651世帯の訪問につきましては、このアンケート調査の結果による設置率の低い地域を対象に戸別訪問をしたものです。戸別訪問では、設置されていない世帯へは積極的な設置指導、設置されている世帯には点検等の維持管理及び経年劣化による本体交換や電池交換などを指導しております。また、住宅用火災警報器の重要性や設置が義務づけられている寝室及び階段への設置の周知について、住宅用火災警報器の効果や重要性などを口頭やリーフレットの配布等で説明を行い、適切な箇所への設置、維持管理を呼びかけております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。ちょっと設置するところの低い地域を回ると言われたんですけど、どういった地域、具体的に言わなくてもいいですが、どういった、やっぱり古いお家が多い地域なのか、その辺がもし分かれば。

○分科会長（赤堀 博君） 白岩予防課長。

○消防次長兼予防課長（白岩 勝君） 予防課長です。自治会単位で集計をいたしまして、低いであろうとか、抽選で低いところを選ばせて、その自治会単位で指導を行っております。どこの自治会というのはちょっと控えさせていただきますけれども、7自治会ほど回って651世帯になっておりますので、これを継続的に、年間約70世帯ぐらいを目標に今年もやろうと思っておりますので、これちょっと継続していきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。どういった地方、地方というか、町なかのほうとか、田舎のほうがとか、それくらい差し支えなければ教えてください。

○分科会長（赤堀 博君） 白岩予防課長。

○消防次長兼予防課長（白岩 勝君） まちまちです。菊川地区でも、小笠地区ですか。非常に均等に分かれていますけど。どこか集中的なところとかはないです。

ただ、新しい住宅とか、共同住宅、雇用促進住宅とかというのは、もう本当に義務づけでもうくっついた、つけていらっしゃるところあるかもしれません。本当に古いお宅のあたりも、10年経過して、設置をしているんですけども電池が切れているとか、もう10年たってもうそれ以上、もうそれ以上ない、更新していないとかというふうな意識がやっぱりあるところが、やっぱりそういったところあるかと思えます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はいいですね。次、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページで14ページ、消防団運営費について。

令和3年に消防団員が活動しやすい環境について、どのような改善がされ、今後どのような改善方針があるか。また、課題の中で報酬の見直し、免許取得補助の検討、補助の検討状況はどのようになっているか伺います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。杉田警防課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長です。消防団員の活動環境整備につきましては、地域のために活動する消防団を地域全体で応援し、消防団員の確保の地域力の向上を図るため、消防団協力事業所と消防団応援の店、こちらの推進を図っております。

消防団協力事業所は、消防団の方がそれになっている事業所であったり、消火活動に協力していただける、そういった事業者、こちらにつきまして、昨年度までに32事業所がご登録を頂いております。消防団の応援の店につきましては、お買い物の際、少しサービス、消防団員とその家族の方にサービスいただける提案とか、おまけをつけてあげるとか。そういったお店につきましては、50件のお店にご加入をいただいております。

昨年度におきまして、全消防団員を対象にアンケートを実施しました。こちらは去年使用させていただきましたが、消防団員のうちの多くの皆さんが担当課に据えました体育大会を廃止し、短期間集中型となっていました訓練を行わないということの結果、環境整備を行っております。

今後の改善方針はとのことですが、現時点では、今ご質問ありました報酬の見直し、それと準中型免許取得費用の補助、こちらにつきまして、必要となります条例の改正、あと補助要綱の制定、こちらについての準備を進めているところでございます。どちらも予算を伴うものでありますので、来年度は当初予算を議員の皆さまにお諮りし、ご議いただく際、詳細につきまして説明することができるよう今、進めているところでございます。

今申し上げましたものが、今までの取組と今後の取組になりますが、まだまだ取り組めることであるとか取り組むべきこと、そういったことがあると考えますので、他市の情報など推進しながら、また消防団員の皆さんからご意見を頂きながら、消防団活性化検討委員会、こういったところを通しまして、さらなる改善を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 質問。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。やはり消防団員が活動しやすい環境というのは、第一はやはり現役の消防団員の声を聞いていくことが第一だと思いますので、アンケートの結果、そういった声を第一に、今後も進めていっていただきたいと思います。

そこで、1点ちょっと確認なんですけれども、消防団の応援の店というのが非常にありがたいと思うんですけど、これの実際の利用の、どのぐらいの人が利用しているか。そういっ

たデータがもし分かりましたら、教えていただきたいと思います。

〔「正確じゃない」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。後藤総務係長。

○消防総務課主幹兼総務係長（後藤君） 消防総務課主幹兼総務係長の後藤です。消防団応援の店ですけれども、サービス内容はいろいろあります。家族対象のものもありますし、団員、当人だけという対象もありますけれども、年間、こちらで確認できるのは、大体、15程度の利用ということで確認してはおります。取っています。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。最後、ちょっと意見になっちゃうんですけど。自分も消防団なんで、やはりちょっと遠慮しちゃうというような気持があって、それに遠慮しちゃっている人もいるのかなと思いますので、ぜひ遠慮しなくていいんだよというようなこともちょっとぜひ、今後、呼びかけていただければと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。免許取得補助のことで今、中型のこの免許の話だった。自衛隊みたいにいろんなほかの、それこそクレーンとか、関連する危険物とか、こういったものの補助とかも考えられないのかと思ったんですけど。そういったけんとうはされないのかどうなのか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 杉田警防課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長です。今ご質問ありました資格につきましては、消防団の活動がない、直接必要になるものではないという中で、今後の問題となっておりますのが、免許制度の変更されたことによりまして、普通免許は持っているけれども、今ポンプ車は運転ができないと。そういったことを解決するということで、補助制度の創設を検討しておりますので、また、今ご質問あったものは、また今後、また必要に応じてそれは検討していきたいと思っております。

○分科会長（赤堀 博君） 3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 3番 渡辺です。消防団の不足とか、催促、何か廃止をしたということですが、心配するのは、当時、自分らがやっていたときも、やはりポンプ車にぱっと行くときに、大体、決まった人間が。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○3番（渡辺 修君） そうすると、一部の消防団は、3台3人になると水が出ない。そういうことがあるんですよ。ですので、このサイズがなくなったということで、どの団員がポンプ車に来て3人集まれば水は確実に出るような、そういう訓練だけはやっていただきたいなと思うんですけど。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに、消防本部に対する。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 関連としまして、消防団についての理解が事業所で32あるということで、先日もお知らせですか。行事の漏れがあって。あの後、チェックをしたのか、問題点、何か鳴らしたのか分かりませんが。結局、企業と消防団、広報ですとか、要するに、消防のほうでも市民というのは、菊川市民及びに菊川市で活躍する法人並びに団体ということで考えているかと思うんですけども、企業と消防署の関係、いろいろな意味での広報、情報を与えたりもらったり、そして共同で何かをやったというようなことはあるのでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長です。企業と消防署と連携したと。消防署というのは消防本部。消防団だけではなく消防本部との連携した何かというのはあるんですけど。消防本部のほうで。消防本部は、菊川市には危険物安全協会というものがあります。この危険物安全協会は、それこそ市内の危険物を扱っている事業所が管理しているんですけど、そこ消防本部とで合同で訓練をやったりしております。今年度も日東工業ですかね、で行っております。ここ2年ちょっとコロナの関係で中止になっていましたけど、例年6月か7月ぐらいですかね、連携した訓練をやって、危険物の取扱いに注意するというようなことはやっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） いろんな活動を一緒にやるということは私、非常にいいことだと思うんですね。大規模災害が、今年、御前崎と県と菊川市でやるというのがコロナで流れてしまいましたけれども、私は、企業、私が元いた企業は三共製作所で、消防車を持っていました。ですから、現役の消防団がいてやっていたんですけども、やはりそういうような、企業によってはかなり意識の高いところもあるかと思うんですよ。ですから、そういうところの連携なりができると、ある程度戦力にもなったり、大規模災害のときなんか協力をしてくれるとかね、いろんなことが考えられると思うものですから、また検討してみてください。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに消防本部に対する質疑はございますか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。タブレットの12に、救急講習事業費というところが。ちょっとAEDがあると思うんですけど。救急の現場でもう市民の方が先にもうAEDをちゃんとやってくれていたという事例があるのかと思って。

それかあと、電話したときにこの辺乾いているけどと言ったときに、状態をかましてAEDをかけてくださいと指令が出てやってみたりとか、そういった事例はあるのか、なかなかもし、分からないんですけど、ちょっと現場で話してみたいやつで。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。よろしく申し上げます。近々の事例で申し上げますと、牧之原地区で交通事故がございまして、ここで心肺停止のような状態になってしまっている患者さんを通りがかりの人が見つけたと。牧之原の地区センターがそばにありまして、そちらのAEDを持ってきて、実際には電気ショックはしておりませんが、もうできるばっかの状態で救急隊員に引き継いだというのは最近の事例でございます。

通報の時点で心臓が止まっているというような情報がありますと、指令センターのほうで口頭指導というのが入りまして、近くにAEDありますか、セットを誰か使える人いますかというような声かけをして、通行者をお願いしているというところでございます。

以上です。

○10番（西下敦基君） いいです。はい。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、以上で消防本部に対する質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして、合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。消防団の査閲大会中止とか、時代に合わせて消防団員が活動しやすいということではいろいろ改善が進んでいるんですけども、一方で、ちゃんと必要なときに動けるような体制というのが必要だと思うので、例えば、査閲大会がなくなった人たちは、代わりに、例えば、マニュアルを作成したり、そういう体験なくなったこと

によって体制が、何というか、崩れないような工夫というのを同時にやっていく必要があるんじゃないかなと思いますので、意見としてお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにございますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。消防署の不祥事、刑事事件まで起きましたけれども、それはさておき、今のコロナ渦で、救急車の方々一人もコロナにかからないで業務をしてきているということでは、非常にみんなで感謝をしなきゃいけないかなと思うんです。やはり精神的な苦痛といいますか、医者に行ってコロナ等陽性だったり等、そのような場合、自分自身のせいじゃないか、家族にうつるんじゃないかという、そういう心配事は尽きないと思うんですけれども。菊川病院でクラスターが2回発生したことも踏まえまして、やはりそういう現場で働く方々の苦労というのは計り知れないと思うわけですね。ですから、非常にご苦労さまですと感謝したいとおります。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、自由討議を終了いたします。

以上で消防本部の決算審査を終了します。

ただいま出されました質疑等を基に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

以上で、総務建設委員会及び一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会で予定しておりました全ての審査を終了いたします。

最後に、小林副委員長から挨拶をお願いします。

○副分科会長（小林博文君） 昨日に引き続きまして、一般会計の決算、今日建設経済部ですか。それから水道事業、下水道事業、一般会計、消防本部と審査いただきました。

昨日申し上げましたが、なかなか決算までは時間がかかるということで、大分、後になってからの審査になりますので、次のところを生かしてといってもなかなか難しいんですが、令和5年度の予算に向けてはこの辺の審査内容についても反映していただきたいと思います。

また、今後、多分、執行部、すいません、ごめんなさい。議員のほうでも出ています。提言書なんかの決算を基に政策していくようなものもあるかと思います。皆さんのほうで何かそのことも含めましてお話があるかと思います。

以上です。お疲れさまでした。

○事務局（本間陽子君）では、互礼をもって終わります。ご起立ください。相互に、礼。

閉会 午後 3時17分